

新市建設計画

いのち

生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり

〜未来を拓く陰陽を結ぶ新たな中核交流拠点都市〜

2004年3月 大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会

2013年3月 雲南市

2019年3月 雲南市

目次

第1 序論	1
1 時代の潮流	1
2 合併の必要性和効果	3
3 計画策定の方針	8
第2 新市の概況	9
1 新市の概況	9
2 地域の結びつき	18
3 広域圏の位置付け	22
4 住民意向	23
5 新市に向けた地域の特性と課題	24
第3 主要指標の見通し	27
1 人口の見通し	27
2 就業人口の見通し	28
3 雇用の見通し	29
第4 新市のまちづくりの基本方針	31
1 まちづくりの基本理念	31
2 新しいふるさとの将来像	33
3 計画の体系図	35
4 まちづくりの推進	37
第5 新市のまちのすがた	39
1 新市の全体構想	39
2 地域連携ネットワークの形成	43
3 中核拠点と生活拠点の形成	45
第6 まちづくりの主要施策	47
1 市民が主役の自治のまち	47
2 快適生活のための機能と自然あふれる生活空間が共生するまち	52
3 誰もが健やかに安心して暮らすまち	64
4 ふるさとを愛し豊かな心を育む教育と文化のまち	71
5 多様な地域資源を活かした産業が発展するまち	78
6 オンリーワンプロジェクト	86
第7 推進体制	93
第8 新市における国・県事業の推進	97
1 建設計画期間中の推進事業	97
2 県事業としての実施に向けて引き続き推進する事業	101
3 実現に向けて取り組む国・県事業等	102
第9 公共施設等の統合整備と運営の見直し	103
第10 財政計画	105
1 策定の前提	105
2 策定方針	107
3 策定方法	108

1 時代の潮流

(1) 地方分権の推進と地方の自立

地方分権を強く推進しなければなりません。地方分権の推進は地域の自主性・自立性の尊重と自己決定権の拡充を求めることでもあります。地域間競争のもとでより住民に身近な存在としての市町村の行財政能力、そして地域住民の自治意識・能力が問われる時代となりました。

したがって、自治体の財政悪化を食い止め、縮小の努力を行い、安定した行政サービスを次の世代へ引継ぐことも私たちの努めです。私たちには、住民と行政の協働によるまちづくりの推進や行財政の合理化・効率化をすすめ、地域資源・公共財等の有効活用を図り、地域経営の視点に立った個性と魅力あふれる地域づくりに取り組むことが求められています。住民が主役であるまちづくりと合理的な行財政運営を一層すすめる時代です。

(2) 人口減少・少子高齢社会の到来

平均寿命の伸長と少子化の一層の進行によって、わが国は人口減少社会に転換していくと予想されています。保健・医療・福祉に対する行政需要の増大や労働力不足、購買力の低下など、地域経済への影響が懸念されています。また、地域文化や伝統文化の担い手であり、住民自治の基礎的組織として重要な役割を担っているコミュニティの活力の低下など、地域社会に与える影響も大きなものがあります。

そうした中、高齢者や女性も積極的に参画することができる社会の構築や地域福祉や社会保障制度の充実など、人口減少や少子高齢化に対応した社会づくりが求められています。

(3) 環境を重視した社会システムへの移行

これからの社会においては、環境に配慮した取り組みに対する関心と重要性はますます高まります。企業や官庁における環境マネジメントシステム国際規格の取得に向けた取り組みの活発化や、ゴミ問題・再資源化への取り組みなど社会構造の転換がすすみつつあります。また、森林や農地といった地域の自然環境が持つ国土・環境の保全や防災といった公益的な機能も重視されています。

こうしたことから環境保全活動とともに、環境と調和した生活や経済活動の仕組みをつくることによって、環境への負荷を軽減する持続可能な循環型社会への変革が地域においても求められています。

(4) 高度情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な進歩により、携帯情報端末の普及や高速インターネット環境の整備がすすみ、社会経済や日常生活は大きく変化してきました。今後も、いつでも、どこでも、誰でも簡単にコンピュータを使うことができる社会に向けて、急速な技術革新がすすみます。

その一方で、高齢者に配慮した情報通信機器の開発や行政サービス・教育・医療・防災面における高度情報通信システムの構築、情報活用能力の向上やコンピュータを利用する上での安全性の確保等に対応していくことが求められています。また、全地域における携帯電話や高速通信の利用が可能となるよう、情報基盤格差を解消する対応も求められています。

(5) 低成長経済社会の到来と産業構造の変化

わが国においては、長期にわたるデフレ経済の中で金融不安、雇用不安など深刻な問題を抱えています。国では、低成長経済社会における新たな社会経済の仕組みの構築に向けて、構造改革や規制緩和等による産業構造の転換をすすめています。

地域経済においても、公共投資に依存する割合が高い従来の産業構造の変革や新たな地域産業の創出が必要となっており、地域の特性を活かした内発型の産業振興が求められています。また、地域経済の発展や振興に寄与し、雇用の場として根付いている地場産業は大きな変革期を迎えています。

2 合併の必要性和効果

(1) 合併の必要性

①地方分権の推進による地方の自立

地方分権の推進にともない市町村への権限移譲がすすむことが予想されます。これにより、市町村が地域の特性に応じた自主的、自立的なまちづくりをすすめることがより一層求められます。その一方、権限移譲にともない必要とされる財源や人材等の確保が求められます。

こうした中、国が行う財源移転機能は縮小する傾向にあり、地方の自主的な財源確保が求められます。財源を含めた地方の本格的な自立をすすめなければなりません。合併によって規模を大きくすることで得られる利点を活かし、地方の自立には欠くことのできない地域の産業起こしと新たな雇用創出による経済政策が必要です。若年者の地元定着や高齢者の能力発揮、女性の一層の社会参画、UJI ターンの促進等を推進し、広域的かつ一体的な自立型経済圏の形成が強く求められます。

②少子高齢化の進展にともなう社会構造の変化

少子高齢化の急速な進展にともない、地域の担い手となる生産年齢人口が減少しています。社会構造は大きな転換期を迎えています。また、高齢化の進展にともない医療や福祉に対する一層の充実が期待される一方、自治体の負担の増大が懸念されます。

6町村は、平成12年国勢調査によると、高齢化率は28.8%(全国値17.3%)と高く、一方で年少人口割合は14.1%(全国値14.6%)と低くなっています。財団法人日本統計協会の市町村の将来人口によると、6町村は平成27年には高齢化率が34.4%(全国値26.0%)、年少人口割合が12.0%(全国値12.8%)と少子高齢化のさらなる進展が予測され、社会構造の変化が6町村の社会経済に大きな影響を与えることが考えられます。

あらゆる世代にとって暮らしやすいまちにするためには、生活基盤の整備や交通網の確保、情報通信サービスの普及、医療・福祉サービスの一層の充実等が求められます。そのため、人的・財政的な基盤の強化を広域的かつ一体的にすすめていく必要があります。

※は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」(平成14年3月推計)より

③拡大する生活圏に対応した自治体のあり方

交通網の整備や情報通信技術の発達等にもとない、市町村の区域を越えて人・もの・情報等がめまぐるしく流出入する時代です。これまでの単独市町村による行政サービスの提供では、通勤、通学、買物、通院等の住民の日常生活における行動範囲に対応しているとは言いにくい状況にあります。より広域で、効率的な行政サービスのあり方が求められています。

6町村における通勤圏や通学圏、商圈、医療圏等をみると、人口の流動化がすすんでおり、町村を越えて市街地が連担する状況もみられ、6町村内の日常生活の結びつきが高まっているといえます。

通勤圏では、誘致企業である製造業を中心として地域雇用の場を確保している木次町へ、また通学圏では三刀屋町や大東町へ人口移動がみられます。商圈では、木次町や三刀屋町への購買力の結びつきがみられます。医療圏では、公立雲南総合病院があることから大東町への通院等が多くなっています。

このような拡大する生活圏に対応するため、広域的かつ一体的なまちづくりが期待されており、行政の体制やサービスのあり方を見直す必要があります。

④単独町村では今後の財政運営が困難

現在、地方財政においては、地方税収等の落込みや減税等により平成6年度以降財源が不足しており、平成15年度は13兆円を超える大幅な財源不足が生じています。また、借入金残高が平成15年度末には199兆円と見込まれ、対GDP比40%の規模にまで増えています。こうした中、「三位一体改革」の方針に沿い、段階補正をはじめとした交付税制度の見直しや補助金制度の廃止、さらに自治体制度の見直しなどが検討されるなど、自治体にとって予断を許さない状況となっています。

6町村は、歳入の4割近くを地方交付税に依存しており、今後の交付税制度の見直しにともなう削減がすすむ場合、歳入の大幅な減少が予想されます。

一方、地方債残高は6町村それぞれに年々増加しており、平成14年度末現在で一般会計では合計508億円、特別会計では合計193億円近い規模になっています(償還額の一部を交付税措置する制度あり)。そして、公債費等の義務的経費は当面増加することが予想され、歳入の減少と相まって財政の硬直化がすすむことが予想されます。また、経常収支比率や起債制限比率等も上昇傾向にあり、社会資本整備に充てる普通建設事業費も大幅な減少を余儀なくされる状況です。

こうした中で、歳入の増加や歳出の削減といった財政の健全化への取り組みが必要です。

また合併の有無にかかわらず、今後とも財政運営が厳しくなる傾向は同様ですが、合併を選択することにより、行政の効率化を図るとともに、新市の建設計画実施期間（20年）において、国や県の支援策を有効に活用し、産業振興を図るなど税収の増加を図る方策の展開をすすめます。合併によって、このような今後の地域経営を安定的・持続的に行うための「猶予期間」を得ることができます。この期間に地域の発展を図ることが大切です。

⑤多様化する行政課題に対応する人材の確保

阪神・淡路大震災以降、地方公共団体における危機管理機能のより一層の強化が求められています。住民の生命や財産、安全を確保するために、行政が重要な役割を担うべきであると考えられるようになりました。また、高齢化に対応した多様な介護保険サービスの提供、豊かな自然を守り育てる環境保全の推進と循環型社会の実現、ITを活かした多様な情報提供サービス等、今後は特に防災や福祉、環境、IT等において高度で専門的な知識や技術を活かした実効性のある行政サービスが求められています。

こうした状況を踏まえ、政策立案能力の高い行政職員の育成確保や、単独町村では配置することが難しい専門担当職員を配置することが必要です。合併をとおして、6町村で重複する管理部門をはじめとする人員を削減し、多様化する行政課題に対応可能な行政機構や人材確保をすすめていくことが求められます。

(2) 合併の効果

①市制施行による新たな地域発展のチャンス

6町村は、合併特例法に基づく市制移行の要件である人口3万人以上という基準を満たしており、県内唯一新たに市制移行が可能となる地域です。魅力ある新市の名称の選定や新市の地域像・知名度の宣伝を通じて、6町村全体の印象を高め、企業誘致や定住促進、交流人口の拡大、農産物販売等において、幅広い効果が期待できます。町村では期待できなかった重要プロジェクトの実施や大規模な催しの誘致等の可能性が高まります。また、福祉の分野においては、新市の福祉事務所を設けることにより、これまでより統一的・総合的な福祉施策が展開できます。さらに、権限移譲を受けやすくなり、地域の総合的な経営主体としての自治体の権限・責任が強化されます。市制施行により新たに「市役所」が設置されることとなります。行政機構は部制となることにより、防災、福祉、教育、産業振興等において、強力に施策を展開できる「市役所」組織を構築するとともに、地方分権時代にふさわしい行政システムの構築に向けて取り組むきっかけとなります。

このように、6町村が市制をしくことにより、地域発展のチャンスをつくり出していきます。

②広域的な視点によるまちづくりの推進

従来の町村の枠組みを越えることにより、広域的な視点に立って、土地利用や全体構想、道路網や公共施設、市街地の整備等をすすめることが可能となり、よりスケールの大きなまちづくりが可能となります。

財政的には、合併に係る財政支援制度（特例債等）を活用して、広域的な視点から新市の建設に必要な社会資本整備を効率的かつ集中的にすすめることができます。

6町村の多様な資源を活用して、自然や歴史文化、農村体験、教育等の共通するテーマをもつ観光振興事業や生涯学習事業等を推進することが可能となります。

③住民サービスの維持・向上

合併によって規模を大きくすることで得られる利点として、これまで単独町村では確保できなかった専門職員の配置が可能となり、法務や政策立案、都市政策、産業振興、情報化、環境保全、人権保護、国際化等の専門的かつ高度な行政サービスを提供することが可能となります。

既存の文化・スポーツ施設をはじめとする各種公共施設については、地域全体の共有財産として利用できるようになると同時に、情報通信技術等を活用して一元管

理することにより、維持費の削減や施設稼働率の向上が可能となります。行政機関については、これまで通りの行政サービスを受けることができる窓口が増え、通勤・通学や通院、買物等の際に利用ができ便利になります。

また、これまで6町村が取り組んできたケーブルテレビ事業を活かして、広域的な情報通信ネットワークをもつ国内の中山間地域におけるIT先進区域の創造をすすめることが可能です。同じように、単独町村でそれぞれに対応していたバス等の公共交通網を再編することにより、通勤・通学など住民にとってより利便性の高い広域交通ネットワークの構築が可能となります。

④行財政運営の効率化と財政基盤の強化

首長、助役、収入役、教育長や議会議員、各町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員等の総数が減少することにより、経費が節減されます。また、総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、職員数を全体的に少なくすることができます。

新市全体から見た広域的観点から公共施設が効率的に配置され、類似施設の重複がなくなるなど、新市全体の社会資本整備がすすみます。新たな産業創出や地域の取り組みに対して、重点的な投資が可能となります。また、このような新たな産業創出や企業誘致等に取り組むことにより、税収の増加を図り、税源の涵養による財政基盤の強化が可能となります。

3 計画策定の方針

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町の合併後の新市を建設していくための基本方針や主要施策などを定め、新市建設を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。あわせて、6町村のこれまでのまちづくりの成果を引き継ぎ、発展させるとともに、速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と均衡ある地域発展を図り、住民と行政との協働による地域づくりを推進するための指針とするものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりの基本方針、新市のまちのすがた、まちづくりの主要施策及び財政計画などを中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画は、合併年度である平成16年度及びそれ以降の20年間となる平成36年度までの期間について定めます。

(4) その他

新市建設の基本方針の設定にあたっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとし、また、他の自治体にはない特徴的な事業や新規に強力にすすめるべき施策について明らかにします。

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランスや財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとし、

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとし、

1 新市の概況

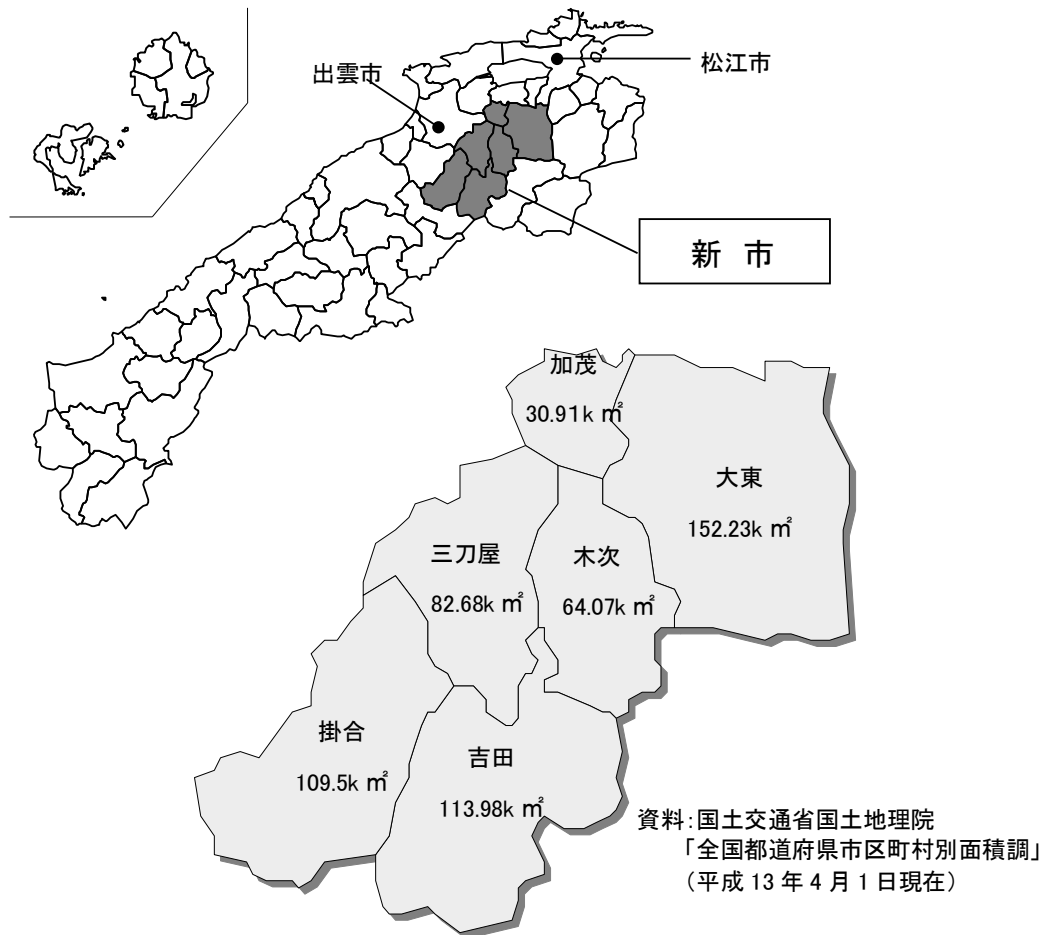
(1) 地勢

大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町で構成される新市は、島根県の東部に位置し、松江市、出雲市に隣接し、南部は広島県に接しています。

新市の南部は毛無山（1,062m）を頂点に中国山地に至り、北部は出雲平野に続いていることから、標高差が大きくなっています。新市内には、斐伊川本流と支流の赤川・三刀屋川・久野川、その支流である阿用川、吉田川などが流れているほか、神戸川に注ぐ稗原川、波多川が流れています。

加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけて、斐伊川と赤川、三刀屋川の合流地点を中心とした平坦部が広がっていますが、南部は中国山地に至る広範な山間部です。

総面積は 553.4k m²で島根県の総面積の 8.3%を占め、その大半を林野が占めています。



(2) 気象

北部の大東町や加茂町の平均気温は 14℃前後ですが、南部の吉田村や掛合町では 12～13℃です。年間降水量は約 1,700～1,900 mm 程度です。冬季には北部の加茂町でも降雪があり、南部の掛合町や吉田村、大東町や木次町の山間部等では降霜や積雪により農作物や交通等への影響もありますが、近年は暖冬傾向により根雪になることはほとんどありません。

(3) 歴史

新市内にはヤマタノオロチの伝説で知られる斐伊川が流れ、各地に神話や伝説が残り、加茂岩倉遺跡などの多くの遺跡や古墳が発掘されています。こうした遺跡や神社、地名の由来は、「出雲国風土記」にたどることもできます。

古くから斐伊川の支流周辺の低地では農耕が営まれ、山間地ではたたら製鉄や炭焼きが盛んに行われてきました。また、山陰と山陽を結ぶルート上に位置することから、古くから陰陽を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。

新市内の行政区域は、明治5年の廃藩置県や明治 22 年の町村制施行、昭和 27～33 年の合併などを経て、現在の行政区域となっています。

【新市各町村の沿革】

- 大東町 昭和 26 年に大東町、春殖村、幡屋村、佐世村、阿用村の 5 町村が合併して新しい大東町となり、その後、昭和 31 年に海潮村を編入合併し、現在に至る。
- 加茂町 昭和 9 年に加茂町、屋裏村、神原村の合併によって加茂町となり、現在に至る。
- 木次町 昭和 26 年に旧木次町と斐伊村が合併し、昭和 30 年には日登村、仁多郡温泉村が合併し、雲南木次町となった。昭和 32 年に木次町と改称し、同年に飯石郡三刀屋町の一部を編入して現在に至る。
- 三刀屋町 昭和 16 年に他町村に先がけて旧三刀屋町と旧一宮村が合併し、三刀屋町となり、昭和 29 年に三刀屋町、旧飯石村、鍋山村、中野村の 4 ヲ町村が合併し、現在に至る。
- 吉田村 昭和 29 年に旧吉田村、旧田井村の 2 村の合併により吉田村となり、現在に至る。
- 掛合町 昭和 26 年に掛合村、多根村、松笠村が合併して掛合村となり、同年に町制を施行、さらに昭和 30 年に掛合町と波多村が合併して、現在に至る。

(4) 人口

①総人口

新市の総人口は、平成12年国勢調査によると46,323人です。平成7年から平成12年の5年間に1,925人減少しており、近年、減少傾向が強まっています。各町村において減少傾向が続くなか、加茂町では微増し、人口減少に歯止めがかかっています。

②世帯数

新市の世帯数は、平成12年国勢調査によると12,960世帯です。平成7年から平成12年の5年間に238世帯増加しており、12,500世帯程度の横ばいから増加傾向に転じ、13,000世帯に近づいています。加茂町や三刀屋町での増加数が多く、吉田村と掛合町では減少しています。

③人口構成

国勢調査による年齢別人口構成は、年少人口割合の低下と高齢化率の上昇が続き、平成2年には高齢化率が年少人口割合を上回りました。近年、その変化は加速しており、平成12年の新市の年少人口割合は14.1%、高齢化率は28.8%です。

町村別には、年少人口割合は三刀屋町、掛合町で13%台と他町村より低く、高齢化率は加茂町、木次町の27%台に対し、吉田村、掛合町では33%台と高齢化が特に進行しています。

④人口動態

人口動態は、島根の人口移動と推計人口によると、自然動態では出生数を死亡数が上回り、社会動態では転入数を転出数が上回り、ともに人口減少の要素となっています。特に、出生数は年々減少してきており、平成13年10月から平成14年9月の1年間では332人となっています。町村別にみると、自然動態では全町村で減少、社会動態では木次町のみが社会増となっています。

(5) 産業

①産業構造

平成12年国勢調査による6町村内の産業別就業者数の内訳は、第一次産業14.7%、第二次産業34.7%、第三次産業50.5%です。町村別にみると、第一次産業では吉田村、第二次産業では加茂町、第三次産業では木次町などが他町村より高い割合となっています。

また、平成12年度しまねの市町村民経済計算による経済活動別総生産の内訳は、第一次産業2.8%、第二次産業33.3%、第三次産業67.0%となり、業種別では製造業が最も高い割合を占めています。各町村における総生産に占める割合が最も高い業種は加茂・木次・掛合で製造業、三刀屋で建設業、吉田で不動産業、大東で行政や医療などの政府サービス生産者となっています。

②農林業

農業は、木次町・吉田村を中心に有機農業への先駆的な取り組みが行われ、安心・安全な農産物の生産地としての評価を得ています。新市内では、米や畜産、ぶどう、茶、葉ねぎ、ほうれん草、花き栽培など、良質な農産物の生産、乳製品やワイン、味噌、餅などの豊富な加工品が生産されています。また、JA雲南を通じた出荷に加えて、大東町の産直市、吉田村の(株)吉田ふるさと村の契約栽培、木次町や掛合町の道の駅での販売など、独自の販路も確保されています。

零細な経営基盤が多く、担い手の高齢化がすすむなか、各町村で農業法人や集落営農組織による取り組みが行われています。

新市は、広大な林野面積をもち、豊富な森林資源を有していますが、木材価格の低迷等から林業生産活動は停滞しています。しかしながら、保育・育林作業が必要な人工林も多く、慢性的な人手不足が生じています。

近年では、山林や農地の荒廃がすすみ、農林作物等への獣被害が深刻化し、さらに耕作放棄地が拡大してきており、さまざまな獣被害対策が実施されています。

③工業

工業は、木次町・加茂町等に工業団地が整備されており、誘致企業をはじめとする事業所が立地しています。特に、木次町には一般機械製造業、電気機械製造業等の集積がすすんでおり、平成13年工業統計調査の製造品出荷額等は県内第5位です。新市を産業中分類別でみると、食料品、衣服、木材、一般機械などの事業所数が多くみられます。

④商業

木次町や三刀屋町が小売業中心地となっており、商業集積や商業環境が充実しています。一方、大型店や専門店への指向から他市町への購買力の流出により、各町村の中心市街地の商店街では空洞化や低迷が顕著になりつつあります。

⑤観光

新市は豊かな自然や歴史資源に恵まれており、観光資源が豊富にあります。また、公園、温泉、博物館、ゴルフ場、道の駅等の観光・レクリエーション施設が多数整備されており、平成 14 年島根県観光動態調査によると新市には年間 73 万人が訪れています。年間宿泊者数は約 5 万人です。

⑥雇用

新市内の民営事業所数は、平成 13 年事業所・企業統計調査によると 2,552 事業所であり、これらの事業所の従業者数は 16,045 人となっています。景気の長期低迷等によって企業誘致政策が困難化しつつあり、地域における雇用確保は厳しい情勢があります。

また、各町村には、施設管理・運営や農産物販売等を行う第三セクターが設立されています。

(6) 交通・情報

①道路

山陰と山陽を結ぶ国道 54 号が、宍道町で国道 9 号から分岐して新市内を南北に貫き、国道 314 号が三刀屋町から南東に伸びています。国道 54 号により南北の幹線道路軸は充実していますが、現在県道・町道などによって結ばれている東西の幹線道路軸が不足しています。また、新市中心部を南北に貫く中国横断自動車道尾道松江線の整備がすすんでおり、平成 15 年には三刀屋木次インターチェンジが開設されました。今後は、吉田村にインターチェンジが整備されることとなっています。

②公共交通機関

新市内の公共交通機関としては、JR 木次線とバス交通があります。

JR 木次線は宍道駅で JR 山陰本線に接続しており、大東町・加茂町・木次町を經由しています。

バス交通については、国道 54 号、主要地方道出雲三刀屋線を都市間高速バスが運行しています。また、大東町松江市間は一畑バスが、三刀屋町出雲市間は民間委託バスがそれぞれ運行しています。近年、民間バス路線の廃止・撤退等が相次いでおり、各町村とも町村営バスを運行して交通手段を確保しており、広域運行や掛合町の路線バスとタクシーの中間的交通機関「だんだんタクシー」の運行など、各町村で工夫を凝らしたバス運行がなされています。

③情報通信

加茂町・木次町・三刀屋町の KKM テレビ雲南、大東町の DAITO よいとコネット、吉田村・掛合町をカバーするいいし夢ネットと、ケーブルテレビの整備が先駆的にすすめられています。

(7) 生活環境

①環境衛生

上下水道については、各町村が単独で実施しているほか、木次町・三刀屋町が水道企業団と公共下水道事務組合を構成して実施しています。し尿処理は 6 町村のほか 4 町の広域により実施しています。

ごみ処理は、加茂町外三町清掃組合と飯石郡町村事務組合により実施しており、いずれの一部事務組合でも処理施設や最終処分場を整備中です。

また、6 町村のほか 2 町で構成する火葬場組合により、火葬場を運営しています。

②消防・防災

消防・防災体制としては、警察は木次署・掛合署、消防は雲南 10 町村の広域消防署が設置されています。このほか、非常備消防として各町村に消防団があります。

また、現在、斐伊川治水対策として木次町に尾原ダムの建設がすすんでいます。

③環境保全・エネルギー

新市内には豊富な森林資源や自然豊かな河川が多く、各町村に桜並木、滝、ホタル等の特徴的な自然資源があります。

こうした豊かな自然資源を守るため、大東町の赤川ほたる保存会や加茂町の赤川ラブリバー事業など、各町村で行政や住民による環境保全や水辺空間整備の取り組みが盛んに行われています。また、大原郡3町と三刀屋町では、ポイ捨て禁止条例を制定していますし、掛合町においても環境保全審議会設置条例を制定し、環境保全の監視等を行っています。

さらに、加茂町の ISO14001 認証取得や大東町や木次町での太陽光発電施設への支援、バイオディーゼル車や木質バイオマス導入の検討等がすすめられ、さらに住民主体の再資源化や環境保全の活動、新エネルギー導入に向けた積極的な取り組みがすすんでいます。大東町や木次町においては、省エネルギーの取り組みもすすめられています。

④住宅・住環境

各町村で住宅・宅地整備がすすめられており、住宅団地の整備を図った加茂町では、人口減少に歯止めがかかるなど、定住促進に効果を上げています。

また、中国横断自動車道インターチェンジの整備や土地区画整理事業等にもともない、大東町・木次町・三刀屋町・吉田村では、道路や街路、公園や住宅等を一体的に整備予定であり、各町村での市街地整備がすすみつつあります。

⑤医療

新市内には、大東町に公立雲南総合病院、木次町に奥出雲コスモ病院、三刀屋町に平成記念病院の3病院と、掛合町に国民健康保険掛合診療所、国民健康保険直営波多出張診療所などが立地しています。特に、公立雲南総合病院は新市内の中心的な医療機関となっています。

⑥保健・福祉

介護保険事業は雲南広域連合により実施しており、各町村に各種介護保険施設、老人福祉施設、障害者福祉施設が設置されています。

また、各町村に保健センター等の保健・福祉の拠点施設が整備されており、行政はもとよりボランティアグループや民間事業者等による地域に根ざした保健・福祉活動が展開されています。

⑦子育て支援

各町村で保育所を設置していますが、少子化がすすむなか、保育所での乳児保育や延長保育、また幼稚園での3歳児保育などの需要が高まっています。

大東町、掛合町では乳児保育、延長保育、一時保育、子育て支援センターの設置やファミリーサポート事業の導入をしています。なお、乳児保育は、加茂町、木次町、三刀屋町、延長保育は加茂町、子育て支援センターは木次町でも実施されています。

(8) 教育・文化

①幼稚園・小学校・中学校・高等学校

幼稚園は4町に設置し、多様な保育サービスへの需要が高まるなか、大東町、木次町、三刀屋町では全幼稚園で3歳児教育を実施しています。

小学校は25校、中学校は7校あり、加茂町の幼・小・中がそれぞれ1校ずつの特色を活かした一貫教育や木次町の学校給食への無農薬野菜の導入など、各校で特色ある学校教育が推進されています。

高等学校は大東高校、三刀屋高校、三刀屋高校掛合分校があります。平成16年度から三刀屋高校では普通科が総合学科へ移行されます。

②文化・スポーツ

新市には、加茂町のラメール、木次町のチェリヴァホール、三刀屋町の文化体育館アスパルなどの文化ホールや、多数の体育館やプール、大東町の全天候型三種陸上競技場や各種のスポーツ・レクリエーション施設があります。また、大東町の古代鉄歌謡館、加茂町の空外記念館、三刀屋町の永井隆記念館、吉田村の鉄の歴史博物館等、特色ある文化施設も豊富です。図書館は大東町・木次町に設置されています。

(9) 地域資源

新市内の各地域に共通する資源としては、斐伊川を中心とする河川や豊富な森林に代表される自然環境があります。また、歴史文化では、出雲神話の舞台として各地に史跡や伝説、神楽等が伝承されており、産業では、圏内全体で農林産物の生産や食材の製造が盛んです。

<主な地域資源>

- 大東町 自然では赤川のほたるや棚田百選に選ばれた山王寺棚田、海潮温泉などがあり、歴史文化では日本初の宮の須我神社があるほか、和歌の発祥の地でもあります。
- 加茂町 歴史文化として全国一の 39 個の銅鐸が出土した加茂岩倉遺跡や神原神社古墳があり、産業では誘致企業を中心とした製造業等の集積があります。
- 木次町 日本桜名所百選に選ばれた斐伊川堤防の桜並木や湯村温泉、ヤマタノオロチ伝説などの自然、歴史文化があります。産業では木次拠点工業団地に県内屈指の製造業集積のほか有機農業への先駆的な取り組みがあります。
- 三刀屋町 自然では三刀屋川桜並木の御衣黄や雲見の滝などがあり、歴史文化では峯寺や町出身の永井隆博士の精神を受け継ぐ平和賞などがあります。
- 吉田村 歴史文化ではたたら製鉄の遺構や当時の繁栄を物語る街並みなどが残っており、産業では無農薬野菜や無添加の農産加工品の製造が盛んです。
- 掛合町 自然では自然公園や日本の滝百選に選定された龍頭が滝・八重滝など豊富な自然環境があり、歴史文化では、掛合太鼓や田植え囃子など、農村の生活文化が豊富です。

(10) 行政・財政

①財政

各町村の財政状況を財政力指数で見ると、各町村ともに平成 14 年度では 0.14 から 0.36 までの低い数値となっています。また、各町村とも経常収支比率や公債費比率が高まっており、財政が硬直化しています。

②行政組織

各町村の職員数の合計は平成 14 年4月1日現在で、一般行政部門が 462 人、特別行政部門が 131 人、公営企業等が 54 人、合計 647 人です。

③議会

各町村の議員数の合計は 92 人(平成 15 年 11 月 1 日からは 90 人)です。報酬については、各町村で開きがあります。

2 地域の結びつき

(1) 人口移動

6町村全体の常住人口と昼間人口は、平成12年国勢調査によると、常住人口46,322人に対し昼間人口43,094人と昼間人口が下回っており、昼夜間人口比率は93.0%となっています。町村別には、木次町において昼間人口が上回っている以外は他町村に流出している状態であり、特に大東町、加茂町、吉田村で昼夜間人口比率が80%台と他町村より流出傾向が強くなっています。

(2) 通勤・通学

他市町村への通勤状況については、平成12年国勢調査によると、6町村内では三刀屋町から木次町へ勤務者の12.6%が通勤しているほか、加茂町から大東町・木次町へ、大東町から木次町へ、木次町から三刀屋町へ、吉田村から木次町・掛合町・三刀屋町へ、掛合町から三刀屋町へそれぞれ5%以上が通勤しています。また、6町村外では、大東町・加茂町から松江市へそれぞれ10%以上が通勤しています。

他市町村への通学状況では、6町村内では高等学校の立地から、三刀屋町へ吉田村から通学者の53.8%、木次町から40.0%、掛合町から29.9%が通学しているほか、大東町へ加茂町から通学者の38.3%、木次町から13.7%が通学しています。6町村外では、大東町・加茂町・木次町から松江市へそれぞれ20~30%近くが通学しています。

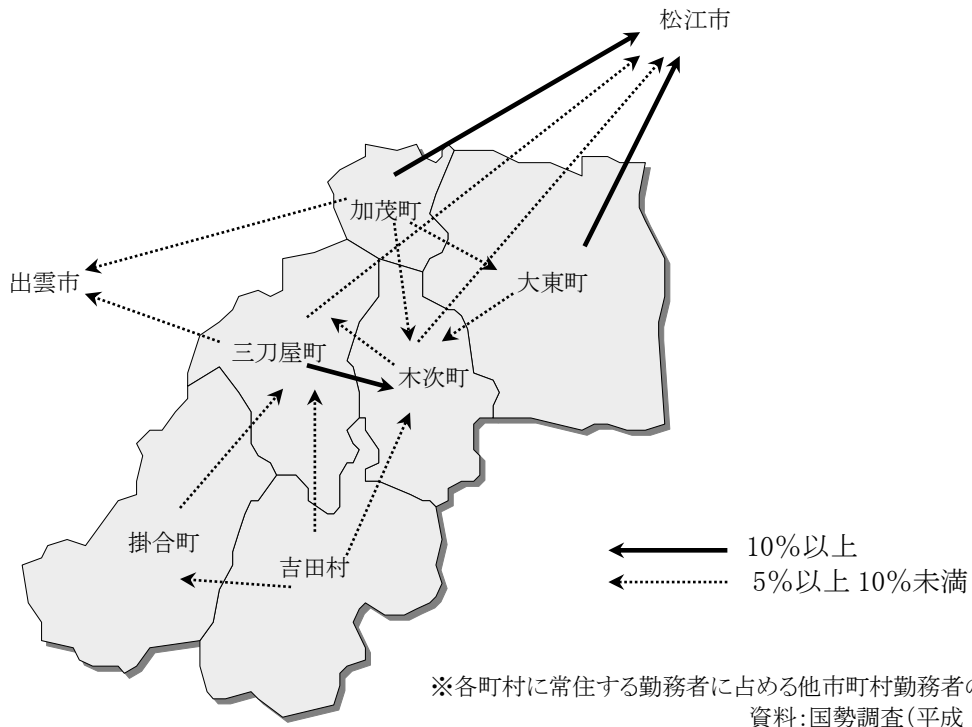
(3) 商圏

商圏は、平成14年の島根県商勢圏実態調査によると、各町村から6町村内では木次町・三刀屋町、6町村外では出雲市・松江市・宍道町へ購買力が流出しています。特に、大東町から松江市、三刀屋町から木次町・出雲市、掛合町から三刀屋町・出雲市へは15%以上の購買力流出となっています。また、各町村の購買力流出先は複数の市町村となっています。

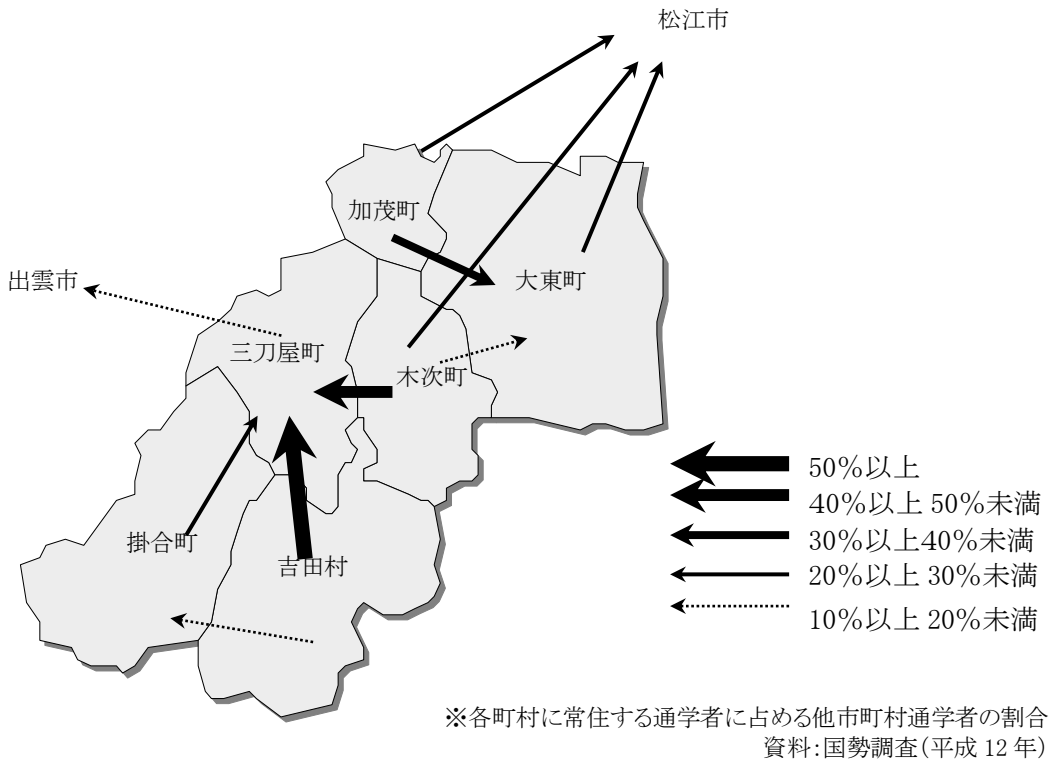
(4) 医療圏

医療圏は、平成11年の島根県患者調査によると、6町村内では公立雲南総合病院が立地する大東町、6町村外では島根大学医学部附属病院、県立中央病院が立地する出雲市への通院・入院が多くなっています。特に、加茂町から大東町、三刀屋町・掛合町から出雲市へは外来・入院患者数の20%以上が通院・入院しています。

●通勤の状況

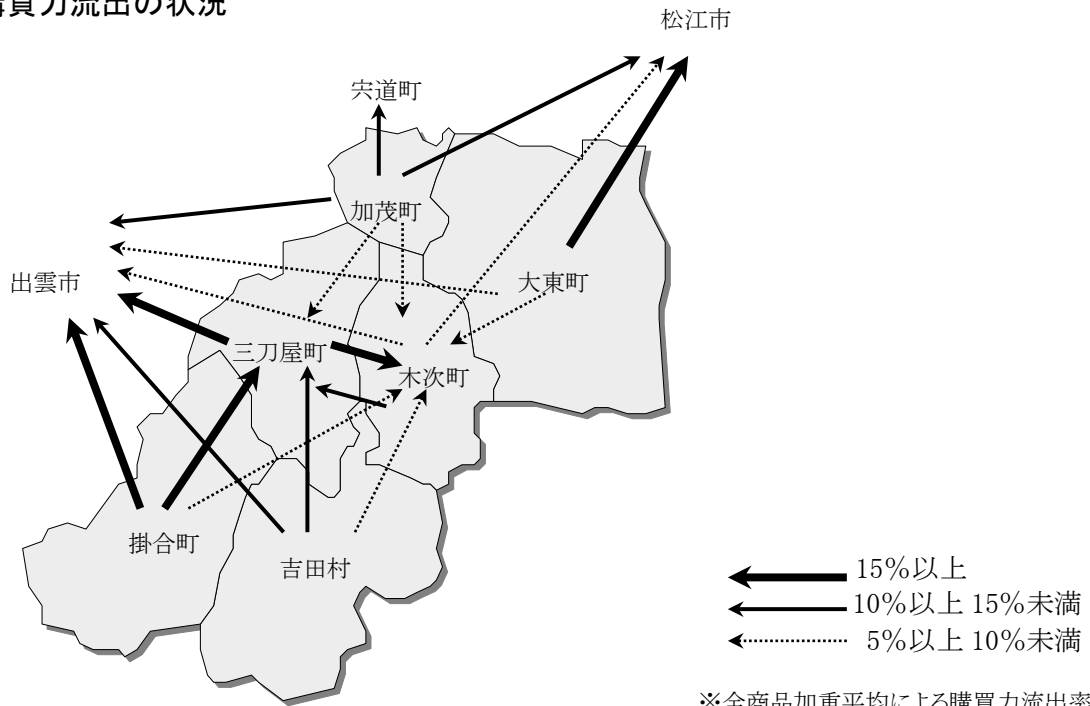


●通学の状況



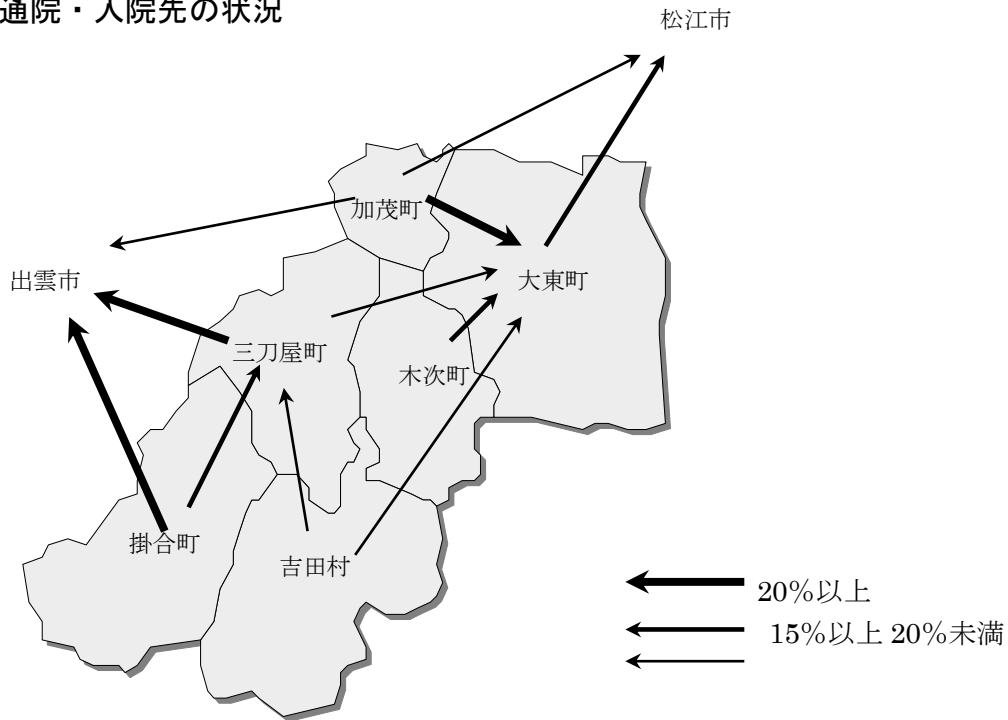
第2 新市の概況

●購買力流出の状況



※全商品加重平均による購買力流出率
 資料:島根県商勢圏実態調査報告書(平成14年3月)

●通院・入院先の状況



※病院・診療所への外来・入院患者数に占める他市町村施設患者数の割合
 資料:島根県患者調査(平成11年)

(5) 広域行政

雲南 6 町村における広域行政の実施状況は、次のとおりです。

分野	名称	構成町村
防災・ 消防・救急	木次町外 9 町村消防組合	6 町村及び仁多町・横田町・ 頓原町・赤来町
病院	大東町外 9 ヲ町村雲南病院組合	6 町村及び仁多町・横田町・ 頓原町・赤来町
介護保険	雲南広域連合	6 町村及び仁多町・横田町・ 頓原町・赤来町
上下水道	木次三刀屋水道企業団	木次町・三刀屋町
	木次町・三刀屋町 公共下水道事務組合	木次町・三刀屋町
ごみ処理	加茂町外三町清掃組合	加茂町・大東町・木次町・ 三刀屋町
	飯石郡町村事務組合	吉田村・掛合町・頓原町・ 赤来町
し尿処理	木次町外 10 ヲ町村 雲南環境衛生組合	6 町村及び仁多町・横田町・ 頓原町・赤来町・宍道町
火葬場	三刀屋町外 7 町村火葬場組合	6 町村及び頓原町・宍道町
情報	加茂町・木次町・三刀屋町 ケーブルテレビ組合	加茂町・木次町・三刀屋町
	飯石郡町村事務組合	吉田村・掛合町・頓原町・赤来町
その他	木次町吉田村国民宿舎組合	木次町・吉田村
	出雲広域農業共済事務組合	6 町村及び仁多町・横田町・ 頓原町・赤来町・出雲市・平田 市・簸川郡内 5 町村

3 広域圏の位置付け

広域圏名	雲南地区広域市町村圏	
計画名	ゆうきの里雲南 雲南地区ふるさと市町村圏計画	
策定年度	平成13年度	
計画期間	基本構想:H13～H22年度 基本計画:H13～H17年度	
計画区域	仁多町・横田町・大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・ 吉田村・掛合町・頓原町・赤来町(10ヵ町村)	
基本理念	ゆうきの里 雲南 ～旬を感じ、命を育む～ 【“ゆうき”の意味】 ■有機/各町村と雲南全体の有機的連携、体に安全な有機農業 ■有季/季節の変化が明快で、旬を感じることができる地域 ■勇気/新しい価値観を受け入れる勇気を持った地域 ■遊気/遊び心のある地域 ■裕気/心に余裕のある生活が実現できる地域 ■優気/互いを思いやる優しさに包まれた地域	
地域イメージ	○生活の質を重視した、クオリティオブライフが実現できる地域 ○高度情報化社会のメリットを享受でき、世界に開かれたオープンな地域 ○高齢者や女性の社会進出が容易な、支援体制の充実した地域 ○ゆとりの暮らしと充実した余暇活動が展開できる地域 ○安全性が確保され、自然の中で健康に暮らせる地域	
施策大綱 施策の基本的な方向	1. ものづくり 〔産業の振興〕	(1) 多面的な農林業の推進 (2) 地場産業・商業の振興 (3) 多様な就労形態の支援
	2. イメージづくり 〔観光の振興〕	(1) ふるさと資源を活用した雲南一体の広域観光の振興 (2) 広域連携事業の推進 (3) 情報発信による地域イメージの向上
	3. 安心づくり 〔環境・基盤整備〕	(1) 雲南をつなぐ情報網の構築 (2) 安らぎと安心のネットワークづくり (3) 雲南を結ぶ利便性・安全性の高い交通基盤の整備 (4) 快適な生活関連施設の整備 (5) 地域防災体制の整備 (6) 自然環境の保全
	4. 人づくり 〔教育・文化の振興〕	(1) 地域に根ざした学校教育の充実 (2) 多様性に富んだ生涯学習活動の展開 (3) 特色ある文化・芸術活動の推進 (4) 心かようコミュニティ活動の推進 (5) 地域を担う人材の育成
計画の推進	計画の推進にあたっての民間と行政の役割分担 住民の参加 行財政の健全化(広域行政の推進、財政の健全化) 計画推進の組織体制(雲南広域連合の役割、住民組織・各種団体等)	

4 住民意向

(1) 合併後の新しいまちの重点課題

新しいまちづくりと合併に関する住民アンケート調査によると、合併後の新しいまちにおける重点課題は、高齢者等の福祉サービスの充実、企業誘致・雇用の場の確保、医療施設の整備、生活道路の整備、町民バス等の充実などが上位に挙がっています。少子高齢化の進行や経済の停滞による雇用不安といった近年の社会情勢や、各地域における道路・下水道などの生活基盤の整備状況や公共交通の利便性等を反映した結果となっており、医療・福祉、道路・交通、産業・雇用などが新しいまちにおける重点課題として捉えられています。

(2) 合併に対する期待

合併に対する期待は、職員・議員の減少による経費削減が突出しており、合併にともなう行政コストの削減効果に高い期待が寄せられています。次いで、重点課題としても上位に挙げた医療・福祉施設の連携によるサービスの向上のほか、新市の資源を活かした産業振興や市制移行による新たな地域発展が期待されています。

また、新しいまちづくりをすすめていく上で、特に新産業の創出による雇用の場づくりに取り組んでほしいとする人が非常に多いほか、地域と密着した行政機構や体制を求める回答も上位となっており、行政区域の拡大に対応した行政機構のあり方への期待も高くなっています。

(3) 合併に対する不安

6町村の合併に対して不安に思うこととしては、行政区域が広がることによって、きめ細やかな行政サービスが受けられなくなることや住民の意見が反映されにくくなるといった項目が挙がっています。また、本所の所在地と周辺部との間で格差が生じる、本所が遠くなり利便性が悪くなるといった懸念もあります。

※)新しいまちづくりと合併に関する住民アンケート調査

調査期間：平成14年11～12月

調査対象：新市に居住する全世帯（12,652世帯）

回収結果：有効回収数6,157件(有効回収率48.7%)

5 新市に向けた地域の特性と課題

(1) 地域の特性

① 斐伊川流域を形成する地勢的に一体性のある地域

6 町村には、中国山地の山間を県東部最大の河川である斐伊川が流れ、古くから内陸水運として圏域の暮らしや経済を支えていました。斐伊川本流とその支流である三刀屋川や赤川等の結びつきから、地勢的に連続性があり、一体性のある地域といえます。

② 水と緑に囲まれたうるおいのある穏やかなイメージをもつ地域

6 町村は、豊かな森林や河川、滝など、中山間地域ならではの豊かな自然環境に囲まれています。桜やほたるといった身近な自然と調和したまちづくりや、地域資源を活かした温泉施設や観光施設の整備など、圏域全体として水と緑が醸し出すうるおいのある穏やかな印象をもっています。

③ 個性あふれる歴史・文化が息づく地域

6 町村は、出雲神話の舞台であるとともに、銅鐸やたたら製鉄など、地域特有の歴史や文化をもつ地域です。また、農村景観や神楽、囃子など、暮らしに根ざした農村文化が豊富であり、個性あふれる歴史・文化が息づいています。

④ 暮らしを支える道路網を共有する地域

6 町村では、国道 54 号が松江圏と広島圏を結ぶ交流軸として、また 6 町村内を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしています。このほか共通の主要道路として国道 314 号、主要地方道松江木次線(県道 24 号)及び主要地方道出雲三刀屋線(県道 26 号)があり、圏域内外を高速網で結ぶ中国横断自動車道尾道松江線の整備もすすんでいます。いずれの路線も住民の暮らしを支える幹線道路網を共有する地域といえます。

⑤ ケーブルテレビによる次世代に対応した IT ネットワークを備えた地域

6 町村では、ケーブルテレビの整備に先駆的に取り組んできました。既に 6 町村全体に高速大容量、双方向通信が可能な情報通信基盤が整備されており、さまざまな可能性をもつ次世代に対応した IT ネットワークの基盤を備えています。

⑥ 新鮮で安全な農産物が生産され、県内有数の製造業が集積する地域

本圏域では、有機農業等への取り組みによって、新鮮で安全な農産物や食材が豊富に生産されています。また、県内屈指の製造業の集積地として圏域内外の雇用を支え、加えて、商業集積もすすむなど特色ある地域産業が育っています。

⑦高等教育機関や中核的医療機関が立地し、生涯学習活動が盛んな地域

6町村には高等教育機関や中核的な医療機関が立地し、圏域内の教育環境や保健・医療・福祉の環境を形成しています。生活していく上で、必要な機能を内包しています。また、特色ある学校教育や子育て環境づくりが推進され、生涯学習活動も盛んです。

(2) 地域の課題と対応策**①面積が広く、6町村としての取り組みは未経験**

6町村はこれまで雲南地区ふるさと市町村圏をはじめ大原郡や飯石郡において広域的なまちづくりに取り組んできましたが、6町村で構成される広域行政等の取り組みはありませんでした。また、6町村の面積は553k m²と広いことから、中国山地に至る南部と出雲平野に続く北部では、移動にあたり時間的な距離感があります。今後は、一体的なまちづくりをすすめることが大切です。

②合併により周辺部が寂れることへの懸念がある

6町村では、合併にともなって行政拠点や生活拠点の集約化が行われた場合、周辺部における拠点性が失われ、周辺部が寂れることが懸念されています。6町村のこれまでのまちづくりを踏まえ、総合的な視点に立ったまちづくりの推進と、地域単位の住民自治活動の強化が必要です。

③今後とも少子化、高齢化、過疎化の進行が予測される

6町村のいずれの町村でも少子高齢化の傾向が顕著であり、今後とも進行することが予測されています。また、全体として人口減少が続く地域であり、人口流出の抑制や定住化の促進を図ることが重要です。

④基本的な生活基盤の整備水準にばらつきがある

6町村においては、上下水道、道路等について各町村の整備水準にばらつきがあります。また、全体としては基本的な生活基盤の整備が十分とはいえない状況です。整備水準を総合的に向上させる計画的な取り組みが必要です。

⑤従来の産業振興策が困難化し、産業の活力低下や雇用不安が深刻化

6町村においても、経済の低成長や企業経営の厳しさから、地域産業の活力低下や雇用不安が拡大し、地域における産業振興や雇用確保の問題が深刻化しています。従来の産業振興策が通用しなくなっていることから、思い切った対策が必要です。

1 人口の見通し

新市の総人口は、平成12年の国勢調査の人口を基準として推計すると、少子化や若年層の流出等によって、今後さらに減少していくものと予測されます。したがって、人口流出の抑制とUJIターンの促進にともなう定住化を推進する必要があります。

このため合併を契機として、地場産業の振興や新産業の起業化等による雇用機会の増加や所得の確保を図るとともに、生活基盤整備をはじめとした定住環境づくりや、教育や福祉、文化等の環境整備を推進します。特に、平成27年度までに1,100戸程度の住宅整備を推進し、約3,200人の定住者増を図ります。

新市では、これらの施策の実施によって定住化による人口の底上げ効果を図り、平成27年度には地方自治法の市制要件である50,000人を目指します。

(参考資料1：将来人口推計)

単位：人

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
(1)	国勢調査人口	51,477	50,981	49,612	48,248	46,323	44,403	41,917	39,032	—
(2)	将来人口推計	—	—	—	—	—	—	—	—	37,004

資料：(1)国勢調査、(2)国立社会保障・人口問題研究所発表「日本の市区町村別将来推計人口」(平成25年3月推計)

(参考資料2：住宅整備構想)

	平成14~27年 住宅整備構想	平均世帯人員	想定される 定住人口
町営住宅	314戸	3.0人	942人
若者住宅	278戸	1.5人	417人
分譲住宅	536戸	3.5人	1,876人

合計 3,235人

※民間住宅は考慮に入れない

※6町村の住宅構想に基づく戸数の合計

2 就業人口の見通し

過去の推移をみると就業割合は人口の 55.0%（国勢調査）を占めています。新市においては地域の産業起こしと新たな雇用創出に取り組み、若年者の地元定着や高齢者の能力発揮、女性の一層の社会参画、UJI ターンの促進を図ります。これらによって平成 27 年の就業割合 55.0%を維持することとし、就業人口 27,500 人を目指します。

（参考資料 3：就業人口と就業割合の推移）

単位：人

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
国 勢 調 査 人 口	51,477	50,981	49,612	48,248	46,323	44,403	41,917	39,032	—
15 歳以上就業人口	28,870	28,206	27,025	26,720	24,923	23,579	21,511	20,121	—
就業割合 (%)	56.1	55.3	54.5	55.4	53.8	53.1	51.3	51.6	—

資料：国勢調査

3 雇用の見通し

新市における雇用規模は、平成12年の国勢調査の15歳以上の就業者数によると、新市外からの流入を含めて約22,000人となっています。

平成27年度の目標人口50,000人、就業人口27,500人を実現する上で、現状と同程度の地元での就業割合や新市外からの流入割合を維持していくためには、新市において24,500人の雇用を確保することが必要となります。

今後は、地域特性や地場企業の特徴を活かした新産業の創出やインターチェンジ周辺等への企業立地の促進によって、新市における雇用の確保と新たな雇用創出に取り組み、雇用規模24,500人を目指します。

(参考資料4：新市内の就業者数)

単位：人

新市の就業者総数	新市内での就業者数		新市外への就業による流出数	新市外からの就業による流入数
	就業者数	割合		
24,923	19,151	76.8%	5,772	3,031

新市内における就業者数

22,182人

資料：国勢調査(平成12年)

1 まちづくりの基本理念

「いのち 生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり」
(未来を拓く 陰陽を結ぶ新たな中核交流拠点都市)

(1) 時代の転換の中で

少子高齢化や過疎化の進行による地域活力の低下、景気低迷にともなう地域雇用の不安、自治体財政の悪化にともなう構造改革にみられるような変革の嵐の中に全国の自治体はおかれています。自分たちの暮らす地域の将来の姿や日本の「これからのかたち」を、これまでのように鮮明に描くことが難しい不透明な時代にさしかかっているといえます。このような中、私たちは6町村合併による新たなまちづくりによって、この地域の未来を拓く第一歩を踏み出そうとしています。

私たちのふるさとは、都市地域と異なる固有の自然や歴史文化、産業等を形成し、先人たちが守り育ててきた多彩な地域の魅力ある資源を保有しています。例えば豊かな森林や斐伊川の流れにみられる穏やかな自然、神話に象徴される銅鐸やたたら製鉄の歴史文化、桜やほたるにみられる生命の多彩な輝き、新鮮で安全な農産物、子どもから高齢者が共に学びふれあう姿、地域に暮らす人々の笑顔と温かい人情といった魅力を挙げるすることができます。

そして6つの地域がひとつにまとまることにより、桜やほたるの自然、神話や銅鐸、鉄の歴史文化、安全な農産物等に代表されるような地域の印象が一層明確となる地域特性をもつ新しい自治体を創造することが可能となります。

一方、この地域では高速交通網やインターチェンジ、交流人口の拡大が期待できる県立施設を主体に尾原ダム湖公園整備が計画され、この地域における新しい地域間交流の時代が幕を開けようとしています。現在、インターチェンジ周辺や中心市街地の整備、地域の拠点づくりをすすめています。また、ケーブルテレビの整備を先駆的に取り組み、次世代に対応したITネットワークを備えた地域として注目されるなど、新しいまちづくりの息吹を強く感じる地域でもあります。

このような都市基盤や交流基盤の整備は、地域全体の定住環境の質の向上に結びつくと同時に、地域の情報発信や交流人口の拡大、UJIターンの促進、産業立地等を推進する大きな原動力となります。

時代の転換の中で、6つの地域が手を取り合い結束し、県内で唯一新たな市制施行によって、地方分権の推進にともなう地域の自己決定、自己責任に基づく新たなまちづくりに取り組むことで、地域全体のイメージアップはもとより、企業誘致や定住促進、交流人口の拡大等の多様な効果を期待します。

(2) 新しい日本のふるさと

わが国は、「ふるさと」のもっていた多様な豊かさ、例えば自然景観や伝統文化、生活様式などを急速に失いつつあります。こうした中、環境問題や国際化の影響による食への不安、高齢社会や家族の抱える悩み、子どもや大人の心の問題、地域社会や人とのつながりの崩壊など、さまざまな不安や課題が日本の社会経済を覆っています。しかし、今、振り返ってみると私たちのふるさとには自然と調和した、ゆったりとした暮らしの仕組みが成り立っていたということに気づきます。そして、その暮らしの中に、現在の私たちをとりまく不安や課題を克服する答えがあると考えます。

「新しい日本のふるさとづくり」は、ふるさとの本来もつ豊かさや美しさを活かしながら、現代的な価値観や地域にあったライフスタイルを創造するということです。これは、成熟社会へとすすむわが国のさまざまな課題の解決に向けた取り組みでもあり、新市となるこの地域からの全国に向けた提案でもあります。

私たちは、この地域において、ふるさとで生きることの豊かさを大切に継承し、発展させていく意味を込めて、5つのふるさとの恵みを提唱します。このふるさとの恵みを活かすことによって、私たちは6つの地域がもつ多様な豊かさを結び合わせ、住民と行政が協働により、地域に暮らす、あわせて訪れたいくなる新しい価値を創造する「新しい日本のふるさと」づくりを目指します。

『5つの恵み』のあるふるさと

- 笑顔あふれる地域の絆（地域社会や人とのかかわり）
- 懐かしい田舎の原風景（魅力あふれる美しい自然や景観）
- 世代がふれあう家族の暮らし（世代間交流や家族のあり方）
- ふるさとへの誇りと愛着（充実した子育てや教育環境）
- 新鮮で安全な食と農の継承（食と農の充実による健康）

2 新しいふるさとの将来像

(1) 市民が主役の自治のまち

【協働による自治】

一人ひとりが自ら考え、行動する住民自治を基本として、市民はまちづくりや身近なコミュニティに積極的に参画します。また、行政は情報公開やコミュニティへの活動支援を積極的に行い、市民と行政が協働でまちづくりに取り組みます。このように笑顔あふれる地域の絆を活かし、コミュニティ活動やまちづくり活動が躍動する自治のまちづくりを目指します。

(2) 快適生活のための機能と自然あふれる生活空間が共生するまち

【定住環境の充実】

道路交通網や上下水道、情報網などの生活のための利便性の高い機能が充実した質の高い暮らしを実現します。同時に、懐かしい田舎の原風景を大切にし、自然環境と生活空間との調和を目指して環境の保全や美しい景観づくりに積極的に取り組むまちを目指します。

(3) 誰もが健やかに安心して暮らすまち

【安心生活の創造】

地域社会に根ざした保健・福祉活動や環境整備をすすめます。市民は世代を越え、家族や地域で互いに支え合いながら、自らの健康づくりや生きがいに取り組みます。誰もが生涯を通じて健やかに安心して暮らすことができるまちを目指します。

(4) ふるさを愛し豊かな心を育む教育と文化のまち

【人が輝く教育・文化】

子育て支援や学校教育、生涯学習のための環境づくりをすすめます。子どもたちは地域の中での学びや遊びを通じて育ち、市民は生涯を通じて学習・文化・スポーツ活動に取り組む、ふるさとへの誇りと愛着を育む教育文化のまちを目指します。

(5) 多様な地域資源を活かした産業が発展するまち

【ふるさと産業の創出】

地域産業の育成にあわせて、新鮮で安全な食と農といった地域の資源や人材、集積された産業などを活かした新産業や新ビジネスの創出に取り組みます。地域における雇用の場の確保をすすめ、地域住民が安定して働くことができる、多様な地域資源を活かした産業が発展するまちを目指します。

3 計画の体系図

基本理念

『5つの恵み』のあるふるさと
 【笑顔あふれる地域の絆】
 【懐かしい田舎の原風景】
 【世代がふれあう家族の暮らし】
 【ふさとへの誇りと愛着】
 【新鮮で安全な食と農の継承】

将来像

【協働による自治】
 市民が主役の自治のまち
 【定住環境の充実】
 快適生活のための機能と自然あふれる生活空間が共生するまち
 【安心生活の創造】
 誰もが健やかに安心して暮らすまち
 【人が輝く教育・文化】
 ふるさとを愛し豊かな心を育む教育と文化のまち
 【ふるさと産業の創出】
 多様な地域資源を活かした産業が發展するまち

住民意向

□職員・議員の減少による経営削減の期待
 □住民自治の必要性といった地域格差の懸念、行政の統合化による利便性の低下の不安
 □住民利用の高い道路等の整備の遅れ
 □公共交通機関(町民バス等)の不足
 □生活基盤の整備率の格差の懸念
 □6町村の医療・福祉施設等の連携によるサービス向上の期待
 □高齢者の介護・福祉サービスの不足
 □医療施設数の充実
 □子育て世代の子育て支援や学校教育充実へのニーズ
 □若者を育てる教育の充実
 □6町内の地域資源を活用した産業振興に対する期待
 □環境保全型農業や企業誘致の推進に期待
 □地場産業の活力低下と雇用不安の広がり

重点施策

■まちづくりやコミュニティ活動の活性化による住民自治の充実強化
 ①地域自主組織の設立促進と機能充実
 ②総合センター(支所)の設置による住民活動の支援
 ③地域委員会の設置
 ④地域マネージャー制度の導入
 ⑤まちづくりグループ・NPO への支援
 ■生活基盤の整備と特色あるまちづくりの推進
 ①国道・県道・市道一体となった道路ネットワークの構築
 ②上下水道等の全域完備の推進
 ③特色あるまちづくりに向け「まちの顔づくり」の推進
 ④住民参加による彩りのある美しい景観づくり(地域の花舞台づくり)
 ⑤公共交通システム確立と利便性の高い交通サービスの提供
 ⑥ケーブルテレビ基盤を活かした情報ネットワークの有効活用
 ⑦ダムがもつ多面的機能を活かした地域活性化の推進
 ■いざいざ健康長寿の推進と子育て支援の充実
 ①身近な支援合いと住民参加による保健福祉ネットワークの拡充
 ②生涯健康でいざいざと生活できる小児期からの健康づくりの推進
 ③生涯現役の支援と高齢者の生きがいづくりの推進
 ④子どもを健やかに生み育てられる環境づくりの推進
 ⑤障害者の社会参加と自立支援の推進
 ⑥福祉事務所設置にともなう体制充実
 ■よりよい教育環境の創造と生涯学習活動の推進
 ①地域と一体となった学校教育推進体制の確立
 ②魅力ある学校教育内容の充実
 ③生涯学習支援施設としての公民館の機能充実
 ④子育て支援の視点を踏まえた幼児教育の充実
 ⑤不登校対策など子供たちへのきめ細やかな相談指導体制の強化
 ■自立型地域経済圏の確立に向けたふるさと産業の創造
 ①新市における産業振興支援体制の強化
 ②地域特性を活かした産業特区等の導入
 ③産業振興、雇用創出を推進する基盤づくり
 ④【健康安全】農産連携による「有機産業」の振興
 ⑤【技術革新】「ものづくり産業」の高付加価値化
 ⑥【都市創造】都市の高度化による「生活産業」の充実
 ⑦【資源活用】持続可能な「交流・循環産業」の創出

基本施策

□市民活動組織の充実支援
 (住民自主組織の機能強化の支援/住民参画の促進)
 □市民活動の活性化支援と定住の促進
 (市民活動の活性化支援/地域間交流の推進/定住の促進)
 □市民活動と行政の協働
 (市民活動との協働・連携の推進/広報・広聴活動の充実/行政の情報提供の推進)
 □都市基盤の整備
 (計画的な土地利用/都市基盤の整備/生活拠点の形成/道路・交通の整備(高速・広域交通網の整備/幹線道路網の整備/交通環境の向上/公共交通機関の充実))
 □地域情報化の推進
 (情報通信基盤の整備/情報サービスの充実/情報化に対応する人材育成)
 □生活環境の充実
 (上下水道の整備/環境衛生の充実/火葬場業務の実施/住環境の充実)
 □自然環境の保全
 (自然保護・環境保全の推進/循環型社会の構築/景観づくりの推進)
 □消防・防災・安全対策の充実
 (消防・防災体制の充実/防災対策の推進/安全対策の充実)
 □保健・医療・福祉の充実
 (健康づくりの推進/地域医療体制の充実/保健・医療・福祉の連携)
 □地域福祉の推進
 (地域福祉活動の推進)
 □高齢者福祉の充実
 (高齢者の自立と社会参加の促進/在宅福祉の推進/サービスの提供体制の整備)
 □障害者福祉の充実
 (障害者の自立と社会参加の促進/福祉サービスの充実)
 □子育て支援の充実
 (地域で子どもを育てる環境づくり/子育て支援の拡充)
 □学校教育の充実
 (地域にひらかれた学校づくりの推進/特色ある教育の推進/教育環境の充実)
 □生涯学習社会の推進
 (生涯学習の推進/生涯学習環境の充実/青少年の健全育成の推進)
 □幼児教育の充実
 (教育体制の充実/教育内容の充実)
 □文化・スポーツの振興
 (地域文化の振興/文化・芸術活動の推進/スポーツ・レクリエーション活動の推進)
 □人権の尊重
 (人権を尊重する社会づくりの推進/総合的な人権施策の推進/男女共同参画社会づくりの推進)
 □国際化への対応
 (国際交流の推進/国際化の推進)
 □農林業の振興
 (営農体制と担い手づくり/生産基盤の整備/農業生産の振興/畜産・酪農の振興/地産地消の推進/農業の6次産業化の推進/森林の保全・活用)
 □工業の振興
 (地場製造業の振興/企業誘致の推進)
 □観光の振興
 (中心市街地の活性化/観光資源の活用/観光振興の推進)
 □新産業の創出
 (産業創出の環境づくり/起業化支援の推進/地域資源の活用)
 □就労の場の創出
 (魅力ある職種の開発/魅力ある就労の場の創出/U/Iタウンの促進)

オンリーワンプロジェクト

□大草地域
 【健康】
 ○悠々タウン
 市民が健康増進の場づくりと医療の充実
 □加茂地域
 【人材育成】
 ○遊学の郷・加茂
 歴史と文化による遊学の場づくり
 □木次地域
 【シンボル】
 ○さくら町健康日本一
 日本一を誇るまちづくりと健康農業の推進
 □三刀屋地域
 【にぎわい】
 ○神話に薫る花の街
 インターエンジ周辺のにぎわいの場づくり
 □吉田地域
 【歴史文化】
 ○鉄の歴史
 文化遺産の保存と街並み整備
 □樹合地域
 【コミュニティ】
 ○ひと活きていのち輝くまち
 新しいふるさと創生とコミュニティづくり

推進体制

【重点施策】
 □行政運営の改革
 □組織機構の改革
 □財政管理の効率化
 □政策推進の強化
 □専門職(部門)職
 (新たな設置)
 【基本施策】
 □住民と行政の協働
 □総合センター(支所)の機能充実
 □効果的な行政運営
 □健全な財政運営
 □行政サービスの向上

※6町村のまちづくりのスタートや多様な地域資源の活用による地域振興への期待

4 まちづくりの推進

まちづくり基本条例の制定（市民主体による市民憲章の制定）

新市の市民が主体となって、新市のまちづくりをすすめる上での基本姿勢を掲げる市民憲章をつくり、まちづくり基本条例として制定します。

■市民

市民は、主体的にまちづくりグループやコミュニティ活動に参画して、新市のまちづくりに取り組みます。

■行政

行政は、情報公開や行政評価の推進により、行政システムを変革し、効率的で信頼される行政運営に取り組みます。

■市民と行政

市民と行政は、市民自治活動を促進し、市民と行政の連携による協働のまちづくりをすすめます。

1 新市の全体構想

(1) 基本的な考え方

①市民にとって身近な「生活拠点」と新市の「中核拠点」の整備とネットワーク化による一体的かつ均衡ある地域発展

- ・ 新市に旧町村庁舎や公民館等を活用して「生活拠点」を形成し、例えば小学校区を範囲に生活支援・まちづくり推進機能等を充実させます。
- ・ 新市に旧町村庁舎を中心とした「中核拠点・拠点ゾーン」を設け、都市的機能を充実させます。
- ・ 生活拠点や中核拠点ゾーン等を道路・公共交通・情報ネットワークによって連携します。

②陰陽を結ぶ中核的な交流拠点を目指し、地域特性を活かした新たな交流を促進する都市機能の形成

- ・ 道路交通網における松江・出雲圏と広島圏を結ぶ結節点という特性を活かして幅広い地域との連携と交流を強化します。
- ・ 人・もの・情報の新たな交流を促進する道路交通、情報通信、にぎわい拠点などの都市機能の充実を図ります。

③豊かな自然の中で、ゆとりある居住環境と利便性を併せて享受できる多自然居住地域の創造

- ・ 自然環境と調和した生活空間と利便性の高い都市機能によるゆとりある美しい居住環境を創造します。
- ・ 森林や河川等の水源の保全と自然とふれあう場の提供によって、豊かな自然や地域の魅力を享受することのできる環境の充実を図り、河川の上流域として広域的な地域生活に貢献します。

④住民と行政の協働によって地域の多様な豊かさを結び合わせ、活力あるコミュニティの形成

- ・ 身近な生活拠点におけるまちづくりやコミュニティ活動の支援をすすめます。
- ・ 住民と行政の協働によって、地域に暮らす新しい価値を創造する活力ある地域社会を形成します。

(2) 地域別の整備方針

魅力ある新市の建設を推進するためには、6町村がこれまですすめてきたそれぞれのまちづくりの成果を踏まえ、個性を活かしながら相乗効果を発揮していくよう、相互に連携した地域整備をすすめていくことが重要です。

大東地域

神楽などをテーマとする施設整備やほたるが輝く空間づくりを踏まえ、松江市に隣接する立地条件や恵まれた地勢を活かし、定住拠点としての基盤整備をすすめるとともに、保健・医療・福祉の集積や市街地・情報拠点の整備により、利便性が高く安心して暮らせるまちづくりを促進します。

加茂地域

銅鐸をはじめとする古代文化や住民主体の生涯学習等を活かした遊学の郷づくりを踏まえ、松江・出雲圏への近接性を背景として、農産物の供給やベッドタウンとしての住環境整備をすすめるとともに、生涯学習や文化・スポーツを振興し、貴重な文化財を活かしたまちづくりを促進します。

木次地域

さくら咲く健康の町づくりを踏まえ、国、県の出先機関の立地や商工業等の集積を活かし、定住基盤や中心的な市街地の整備、企業誘致等による新たな雇用創出を図るとともに、豊かな森林やダム等を活かした水と緑あふれる交流空間と安全な農産物の供給基地としてのまちづくりを促進します。

三刀屋地域

交通の要衝の地としての歴史を踏まえ、6町村と陰陽との新たな結節点となる三刀屋木次インターチェンジを活かし、商工業等の産業振興や市街地整備を図るとともに、教育・文化・スポーツ等を通じて「平和を」の心を育み、あらゆる人的・物的な広域交流の拠点性をもったまちづくりを促進します。

吉田地域

たたら製鉄を伝える施設整備や街並み整備を踏まえ、今後整備が予定されている吉田掛合インターチェンジを活かし、憩いの場を求める人たちとの交流や観光を推進するとともに、安心・安全な農産物の生産や特産品づくり、多様な創作活動等に取り組み、本物にこだわったまちづくりを促進します。

掛合地域

人、自然、すべての命を大切にすまちづくりを踏まえ、広島圏からの玄関口としての立地条件を活かし、道の駅等による情報発信拠点の充実を図り、安全で健康的な農林産物の提供、山や滝等にみられる自然環境、農村の多彩な伝統文化の継承拠点の整備をすすめる体験交流のまちづくりを促進します。

(3) 土地利用構想

新市のまちづくりにあたっては、市街地整備をすすめる都市機能地域、農地や田園として活用し生産振興を図るとともに、交流活動やUJIターンを促進する地域、山林や丘陵など環境保全をすすめる地域、宅地開発等をすすめる住環境開発地域を設定し、計画的な土地利用を図ります。

また、地域別の整備方針を踏まえて地域特性を活かしたゾーンを形成し、新市全体の視点に立った機能分担や連携を図り、有効かつ効果的な土地利用をすすめます。

■都市機能地域 …市街地

○中核拠点ゾーン

行政をはじめ保健・医療・福祉、文化学習等に関わる公共施設や商業にぎわいの拠点、産業の集積を図ります。

○拠点ゾーン

新市南部の諸機能を集積したゾーンとして位置付けます。

■住環境開発地域 …宅地

○住環境開発ゾーン

住宅団地の整備や宅地開発を計画的に推進します。

■生産振興・交流促進地域 …農地、田園

○生産振興・交流促進ゾーン

農業等の生産振興を図るとともに地域の特性を活かした体験交流やUJIターンなど交流促進を図ります。

【各地域の地域資源を活かした交流の例】

(大東地域) 都市近郊型の農業生産と農村文化や景観を活かした交流

(加茂地域) 生涯学習環境や歴史文化遺産を活かした交流

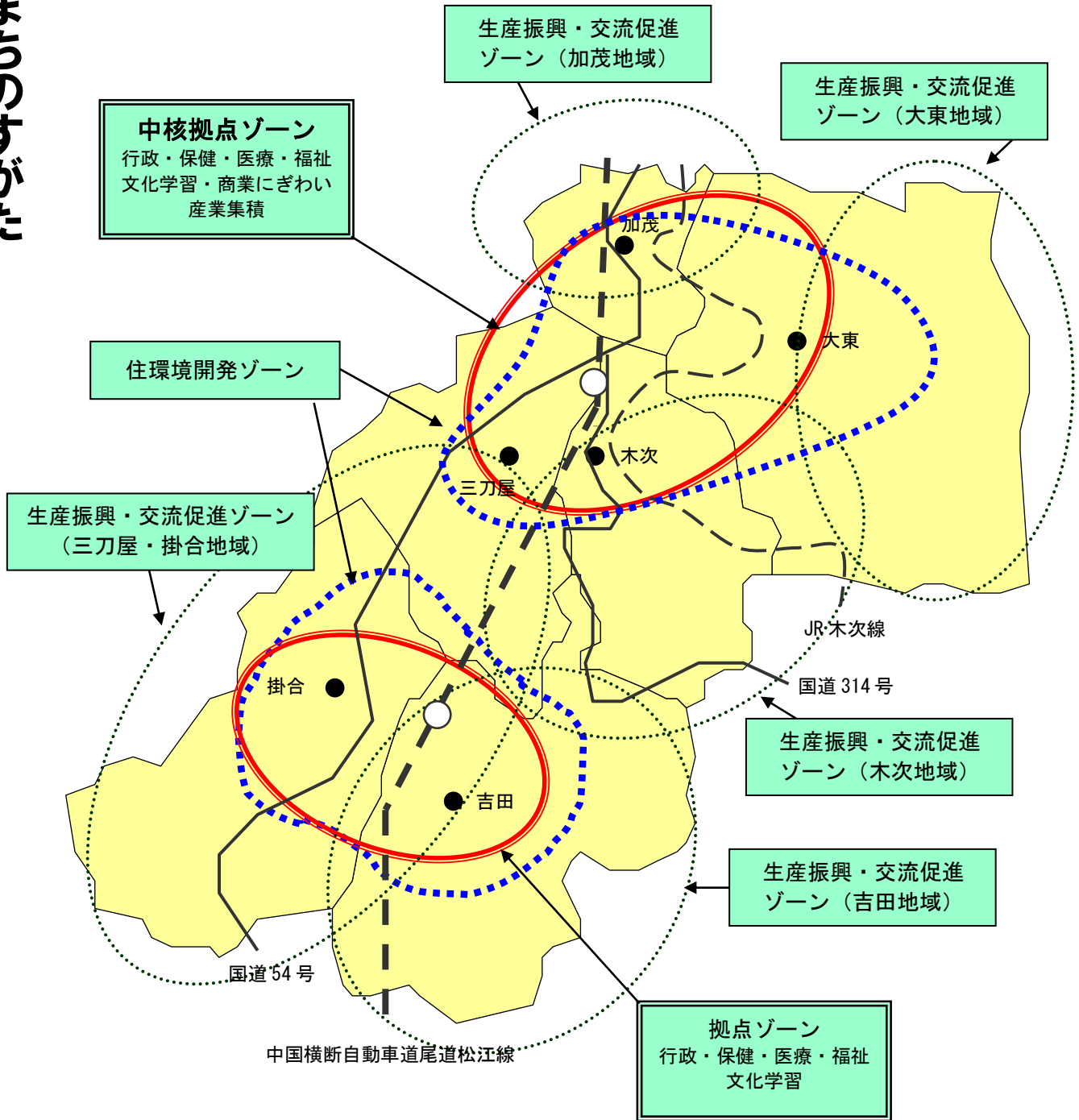
(木次地域) 安全な農産物生産と食文化や親水空間を活かした交流

(吉田地域) 安全な農産物生産と食文化や歴史文化遺産を活かした交流

(三刀屋・掛合地域) 景勝地と自然環境や農村文化を活かした交流

第5 新市のまちのすがた

【土地利用のイメージ図】



2 地域連携ネットワークの形成

新市では、道路・公共交通・情報による地域連携ネットワークを形成し、新市内及び松江圏・出雲圏・広島圏など周辺地域との連携を強化します。新市内においては、生活拠点の充実を図り、中核拠点ゾーンと生活拠点とを連携ネットワークで結び、相互の連携によって住民生活の利便性を高めます。

■道路ネットワーク

中国横断自動車道尾道松江線や国道 54 号を基幹的な都市軸である「新市南北交流軸」として位置付け、松江圏や出雲圏、広島を中心とする山陽圏を結節する交流軸として位置付けます。あわせて、松江圏との幹線道路となる主要地方道松江木次線や出雲圏との幹線道路となる主要地方道出雲三刀屋線についても、新市南北交流軸として整備をすすめ活用します。

今後は、新市内外を結ぶ主要地方道安来木次線などの交流軸の整備や、新市道のネットワーク整備をすすめ、新市内の交流軸の充実を図ります。

■公共交通ネットワーク

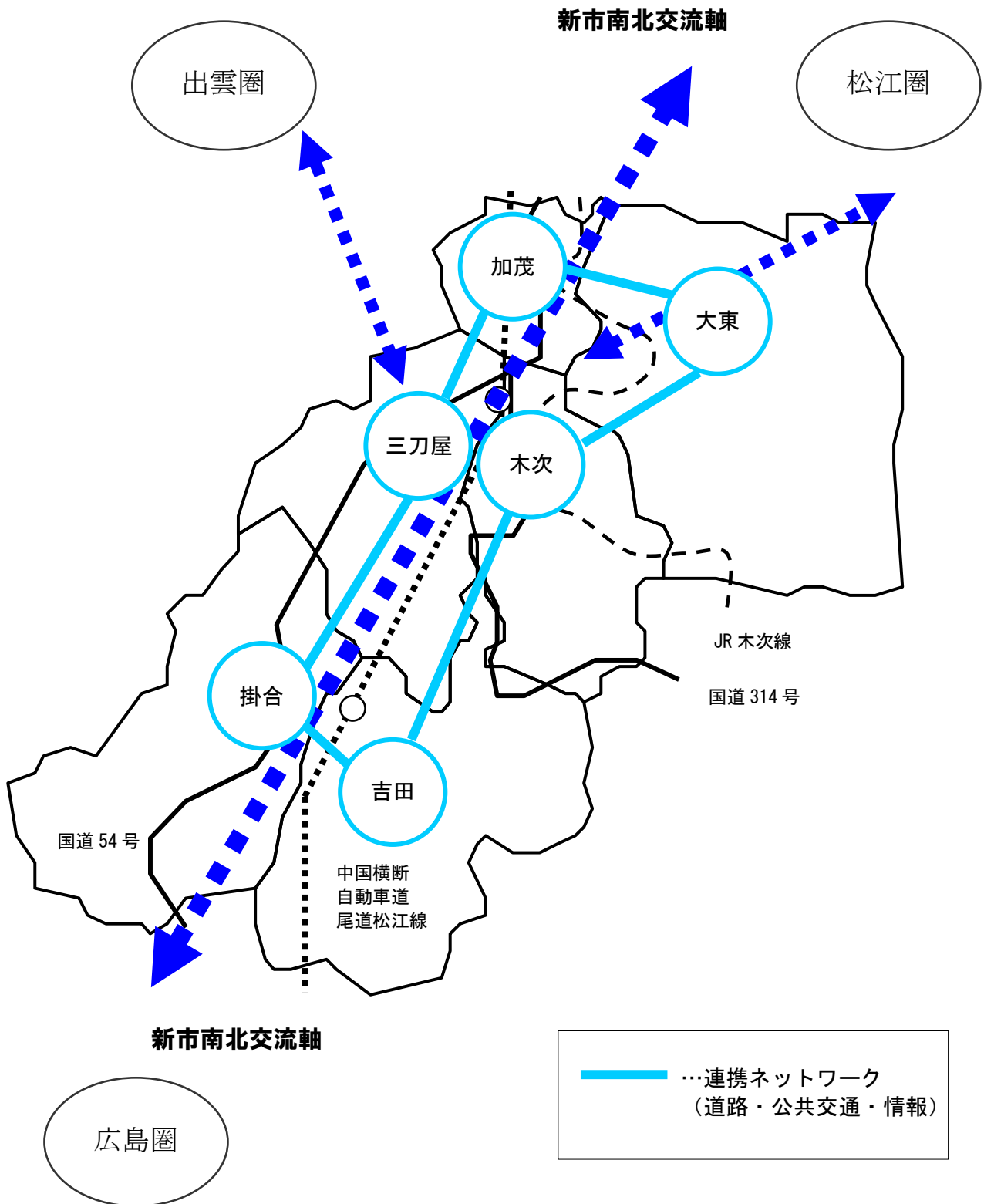
バス交通を中心として、全市的な視点に立ち中核拠点ゾーンと各地域の生活拠点、生活拠点と地域内とを結ぶ公共交通のネットワーク化を図り、利便性の高い公共交通体系を確立します。また、JR 木次線をはじめとする公共交通機関との連携を図り、広域交通と地域内交通の結びつきを強化します。

■情報通信ネットワーク

ケーブルテレビ網を活用した本庁舎・総合センター（支所）・各公共施設等を結ぶ情報ネットワークの確立等による電子自治体を推進するとともに、高速大容量ネットワークの整備促進によって各種の情報通信サービスを楽しむ環境整備を推進します。また、新市における情報伝達や各地域の生活情報等の受発信のほか、住民による自主活動等への活用を促進するなど、ケーブル施設の有効活用をすすめ、情報通信ネットワークの拡大を図ります。

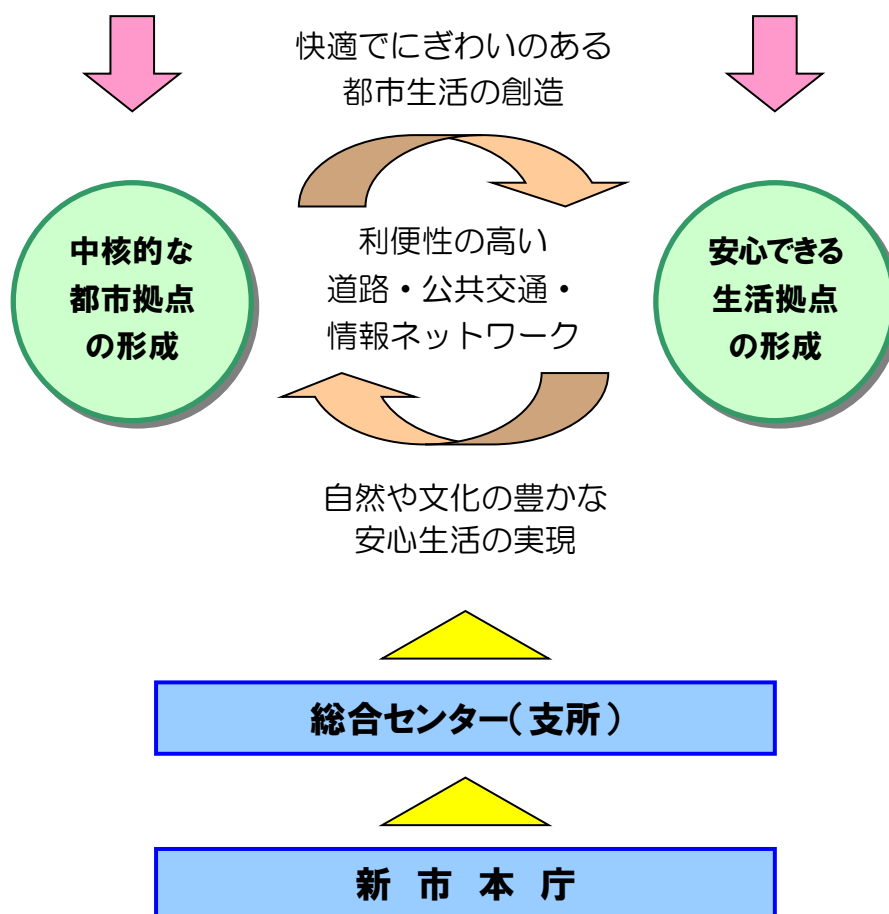
第5 新市のまちのすがた

【地域連携ネットワークのイメージ図】



3 中核拠点と生活拠点の形成

新市の中核拠点	新市の生活拠点
中核拠点ゾーン・拠点ゾーン	総合センター（支所）・公民館等
【機能】 <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい、中心市街地 ・産業集積、企業誘致 ・医療 ・道路・交通・物流の拠点 ・雇用の場、人材育成 ・文化・芸術・情報の拠点 	【機能】 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動 ・健康づくり ・介護・福祉サービス ・生涯学習、人材育成 ・住宅、生活基盤の整備 ・伝統文化の保存



- 基本施策は、新市で取り組む各分野の基本的な施策を網羅したものです。
- 重点施策は、新市で新規に取り組む施策として、重点的に推進する施策です。
- オンリーワンプロジェクトは、旧町村それぞれの特色や資源を活かした取り組みによって、個性豊かな地域の連携による新市の個性化を図るプロジェクトです。

1 市民が主役の自治のまち

まちは、そこに住む人とともに育ちます。本物の地域資源を持つ新市こそ人を育てる力があり、いきいきとしたコミュニティ活動の源泉となります。そして、そのまちを育てるのは、市民一人ひとりです。自らまちづくりを考え行動することが何よりも大切です。新市では「市民が主役の自治のまち」を目指して、コミュニティ・住民自治に関する施策を推進します。また、住民と行政の協働によるまちづくりをすすめます。

特に、新市で新しく取り組む施策として、ふるさとの恵みのひとつである「笑顔あふれる地域の絆」を活かして、まちづくりやコミュニティ活動の活性化による豊かな住民自治の充実強化に重点的に取り組みます。また、そのための推進体制を整備します。

基本施策では、まちづくりグループやコミュニティ組織の充実と活動の活性化を図るとともに、一人ひとりが自ら考え、行動する住民自治を推進します。

(1) 重点施策：**まちづくりやコミュニティ活動の活性化による住民自治の充実強化**

① 地域自主組織の設立促進と機能充実

- ・地域の課題を話し合い解決するために、既存組織を活用するなどして、住民が主体的に小学校区や公民館単位等で立ち上げる地域自主組織（任意組織）の設立促進
- ・公共業務を地域自主組織の希望によって委託するなど、地域自主組織と行政の連携の推進
- ・地域自主組織における地域計画の策定や地域振興のための自主的な事業への支援制度の創設

②総合センター（支所）の設置による住民活動の支援

- ・旧町村単位に総合センター（支所）を設置して職員を配置し、地域ごとの住民活動を支援
- ・地域担当職員制を導入し、地域自主組織の設立や初期段階の活動などを支援

③地域委員会の設置

- ・旧町村単位に住民等で構成する地域委員会を条例によって設置
- ・地域ごとの住民意見・意向の集約と行政施策への反映
- ・総合センターと一体になったセンター単位のまちづくりの推進やセンター長への意見提言

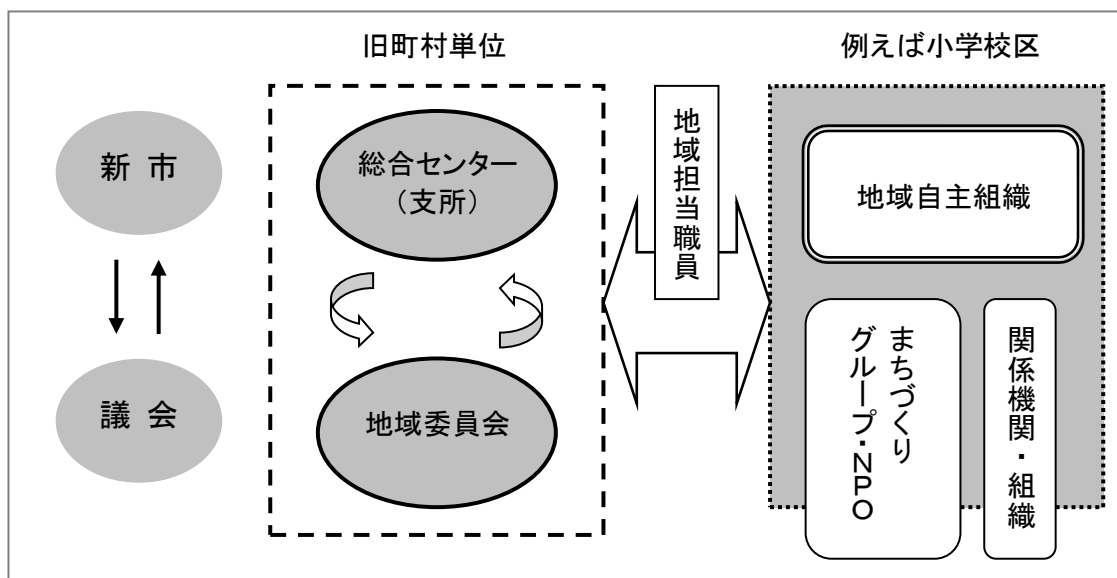
④地域マネージャー制度の導入

- ・地域自主組織が必要に応じて、助言や情報提供、地域活動の企画立案や調整のほか、行政との連絡・調整等の役割を担う地域マネージャーを設置できる制度の導入

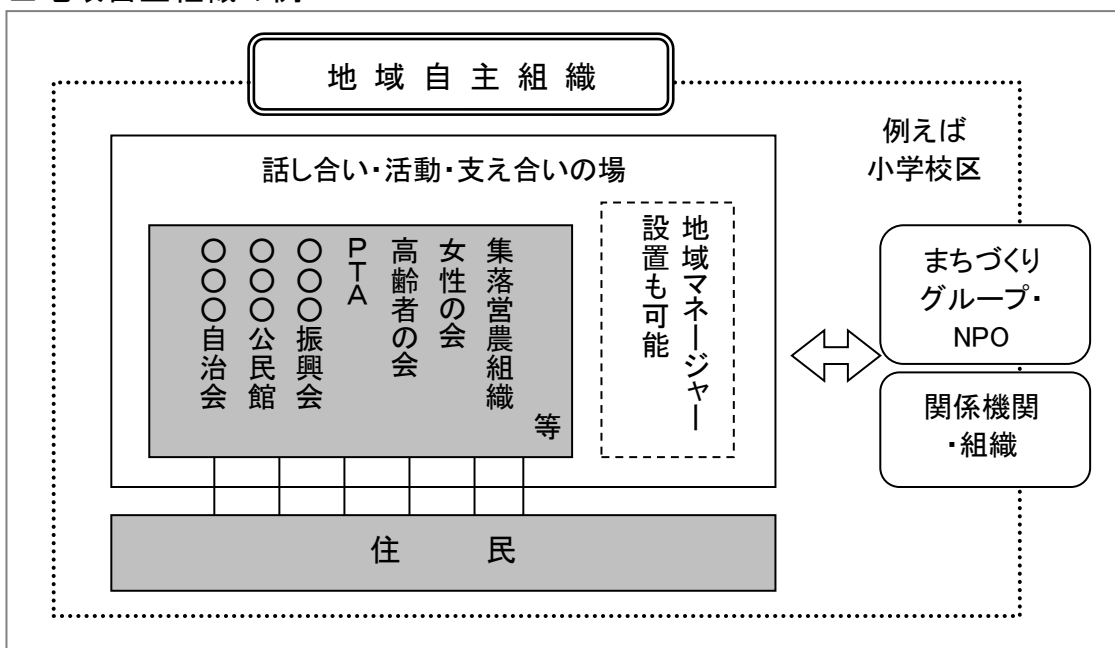
⑤まちづくりグループ・NPO への支援

- ・総合センター等の既存施設の空きスペース等を活用した活動拠点の確保
- ・NPO 活動を多面的に支援する機関の設立
- ・NPO 活動を支援するための基金造成と助成制度の創設

■自治組織と行政の関係イメージ図



■地域自主組織の例



(2) 基本施策:コミュニティ・住民自治

①市民活動組織の充実支援

活動支援や地域活動拠点の充実によって、それぞれの団体の機能強化を支援します。また、住民の自治意識の高揚やリーダーとなる地域人材の確保を図り、まちづくりやコミュニティ活動への多様な住民参画を促進します。

主要施策	主要事業	事業概要
□住民自主組織の機能強化の支援	住民自主組織の充実支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域自主組織の設立や活動に対する支援 集落、自治会等の既存住民自治組織の活動支援 体育協会、文化協会等の既存団体の活動支援
	地域活動拠点の充実支援	<ul style="list-style-type: none"> 公民館、集会所等の活用による活動拠点の確保 既存施設の改修等、活動拠点の機能充実の支援 交流館、地区生涯学習センターの整備

第6 まちづくりの主要施策

□住民参画の促進	住民自治意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民と行政の協働や住民自治についての学習と研修 ・ 先進事例や新市内での活動事例等の紹介や情報提供
	地域人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる世代の地域活動への参加促進 ・ 若年層や小・中学生を対象とするリーダー育成 ・ UJI ターン者など、人材確保の促進による地域マンパワーの向上

②市民活動の活性化支援と定住の促進

市民活動の活性化を図るとともに、地域の行事や催しの活性化、交流活動の推進などを通じて地域間交流を推進します。また、定住に関する情報提供や相談窓口の設置、若者の結婚対策の充実によって、定住の促進を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□市民活動の活性化支援	市民活動の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動に対する支援体制や支援制度の充実 ・ ボランティア組織、NPO等の活動に対する情報提供や相談事業の実施 ・ 市民活動の推進役や地域リーダーの人材育成の機会の提供
	市民活動のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動のネットワーク化 ・ 活動分野や活動範囲ごとの組織・団体等の交流・連携の促進
□地域間交流の推進	地域行事・催し等の活性化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧町村、小学校区等を単位とする行事・祭・催し等の活性化支援 ・ 自主的な行事や催しの開催促進 ・ 住民の交流を図る新市一体となって実施する行事・祭・催し等の創設
	地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧町村等の姉妹都市提携や国際交流、地域間交流等の継続 ・ 住民同士の地域間交流の推進
□定住の促進	定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住推進員の設置と UJI ターンの情報提供や相談に応じる窓口の設置 ・ 東京、近畿、広島等の出身者会（町村会）を通じた交流と定住促進活動の推進 ・ 出会いの場づくりなど結婚対策の充実

③市民活動と行政の協働

市民活動と行政の協働・連携を推進して、住民の行政への参画機会の充実を図ります。また、住民自主活動・まちづくり活動に関する広報活動や行政における広聴活動の充実を図ると同時に、住民自主活動やまちづくり活動に必要な行政情報の提供を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
□市民活動と行政の協働・連携の推進	市民活動と行政の協働・連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動と行政の役割分担と協働・連携によるまちづくりの推進 総合センター（支所）における住民との協働のまちづくりの推進 住民の行政への参画機会の充実
□広報・広聴活動の充実	広報・広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動やまちづくり活動の広報の推進 地域委員会、懇談会、モニター制度等による広聴活動の充実
□行政の情報提供の推進	行政の情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動やまちづくり活動に必要な行政情報の提供 情報通信網等による迅速な情報公開の推進 地域自主組織との連絡・調整機能の充実

2 快適生活のための機能と自然あふれる生活空間が共生するまち

新しいまちづくりをすすめるためには、時代にふさわしい生活・社会・経済などの基盤整備が欠かせません。また、これらの基盤整備をすすめるにあたっては効果的で効率的な整備が求められます。

新市では、定住環境が充実した「快適生活のための機能と自然あふれる生活空間が共生するまち」を目指して、都市基盤・生活環境に関する施策を推進します。

特に、新市で新しく取り組む施策として、ふるさとの恵みのひとつである「懐かしい田舎の原風景」を活かした風土にふさわしい生活基盤の整備と特色あるまちづくりを重点的にすすめます。

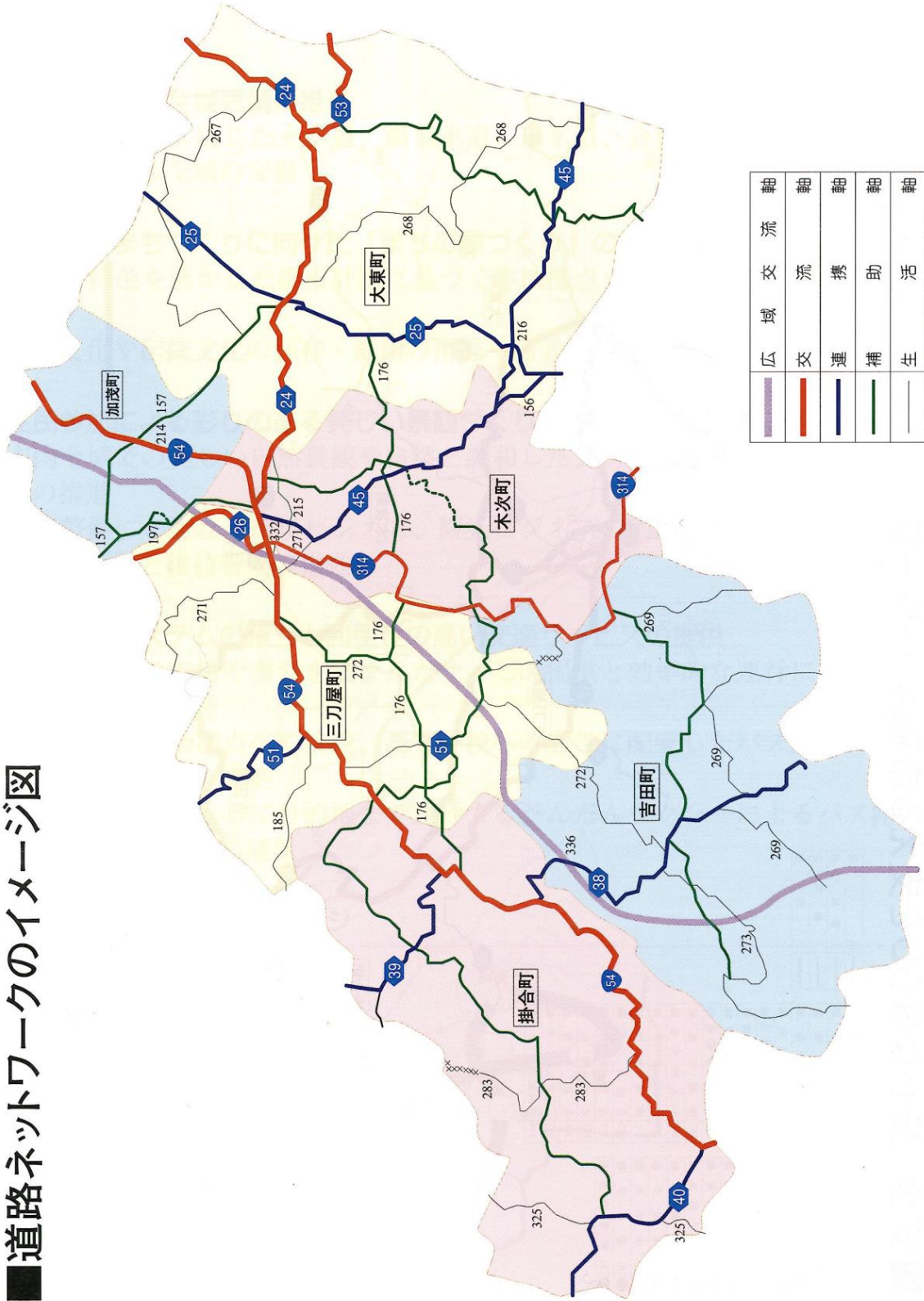
基本施策では、都市基盤と道路・交通の整備、上下水道の整備、地域情報化の推進を図るとともに、生活環境の充実と自然環境の保全を推進します。また、消防・防災・安全対策の充実を図ります。

(1) 重点施策：**生活基盤の整備と特色あるまちづくりの推進**

① 国道・県道・市道一体となった道路ネットワークの構築

- ・ 中核拠点と拠点ゾーンを 15 分、拠点ゾーンと生産振興・交流促進ゾーンを 20 分以内、新市内から公立雲南総合病院まで 50 分以内、拠点ゾーン内の円滑な移動の確保を目指した整備の推進
- ・ 高速道路インターチェンジへの接続強化や農林道等、産業活動支援道路の整備推進
- ・ 安全・安心な暮らしを支える市道ネットワークの設定とその 100%改良への推進

■道路ネットワークのイメージ図

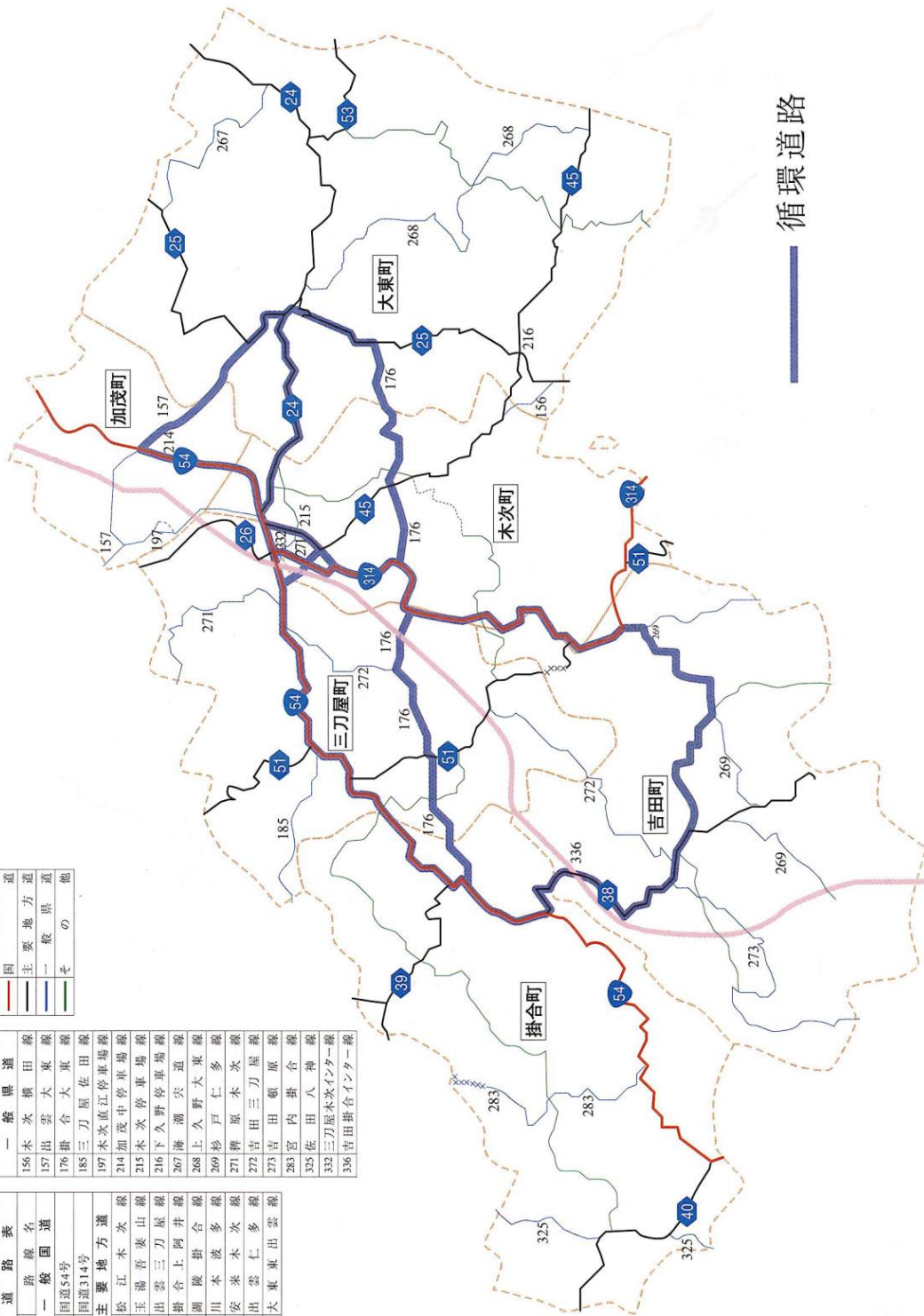


安全、安心な暮らしを支える市道ネットワーク

道路表	
道路番号	路線名
一般国道	
⑤	国道54号
⑥	国道314号
主要地方道	
④	松江木次線
④	玉湯吾妻山線
④	出雲三刀屋線
④	掛合上阿井線
④	湖陵掛合多線
④	川本波多線
④	安来木次線
④	出雲仁多線
④	大東東出雲線

一般県道	
156	木次横田線
157	出雲大東線
176	掛合大東線
185	三刀屋佐田線
197	木次直江停車場線
214	加茂中停車場線
215	木次停車場線
216	下久野停車場線
267	瀬瀬洞突道線
268	上久野大東線
269	杉戸仁多線
271	掛合木次線
272	吉田三刀屋線
273	吉田町掛合線
283	宮内掛合線
325	佐田八神線
332	三刀屋木次インター線
336	吉田掛合インター線

国道	
—	主要地方道
—	一般県道
—	その他



循環道路

②上下水道等の全域完備の推進

- ・地理的条件等に応じた上水道、簡易水道、下水道、合併浄化槽事業等の積極的な推進による全域の完備

③特色あるまちづくりに向けた「まちの顔づくり」の推進

- ・まちの特色を活かした都市計画に基づく中核拠点ゾーン・拠点ゾーンの整備の推進
- ・歴史文化や伝統文化の保存・活用の推進や街並み整備の推進

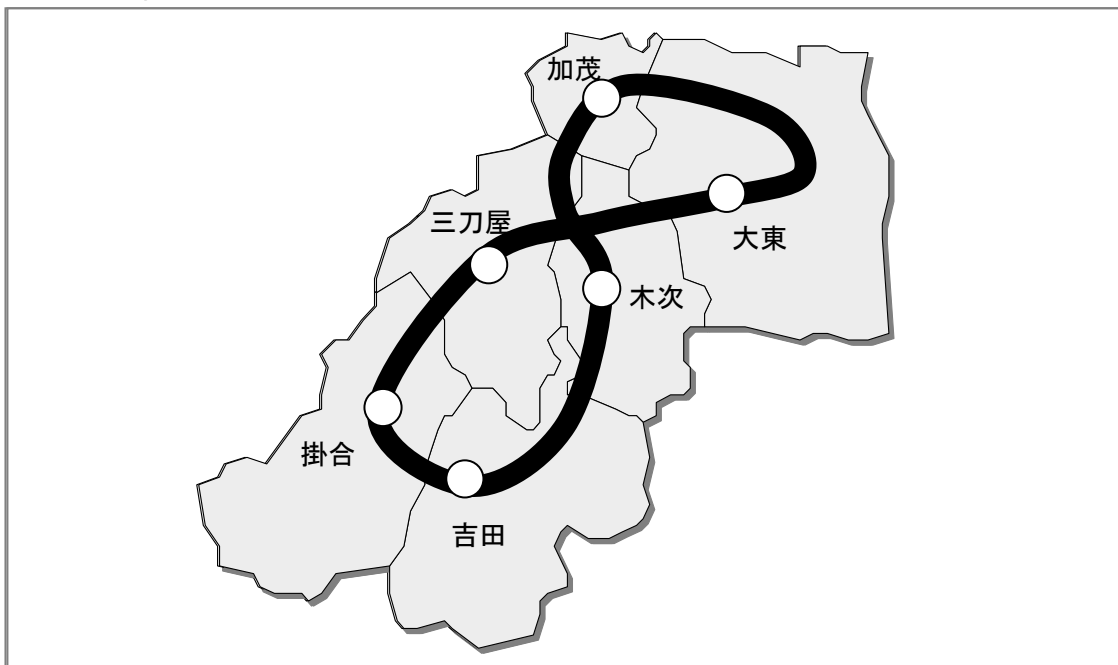
④住民参加による彩りのある美しい景観づくり（地域の花舞台づくり）

- ・市内全域での美しい自然景観や自然と調和した史跡や家並み等による景観づくりの推進
- ・景観整備にともなう環境ビジネス、観光ビジネスの創出や住民参加による景観づくり活動と維持管理の推進

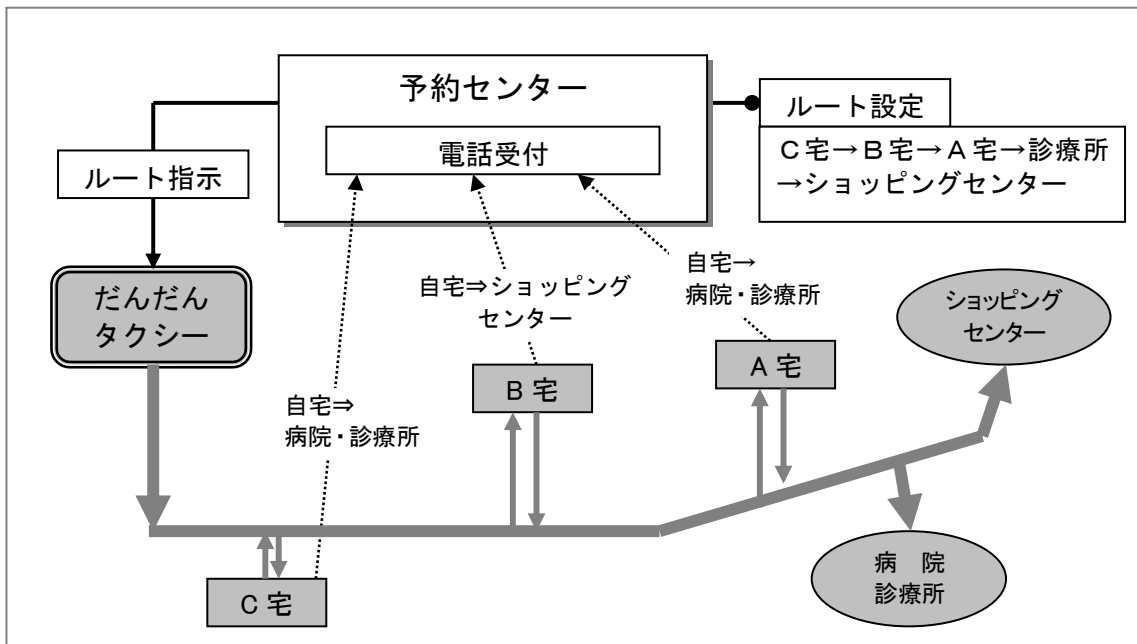
⑤公共交通システムの確立と利便性の高い交通サービスの提供

- ・中山間地域の実情や需要を踏まえたサービス提供と効率的な運行による公共交通システムの開発
- ・医療機関や買物拠点への接続、高等学校への通学に配慮したバス路線による交通ネットワークの構築
- ・利用者の希望に応じて目的地まで運行するだんだんタクシーによるバス路線の補完的な交通手段の確保

■バス路線の広域運行イメージ



■ だんだんタクシー運行イメージ



⑥ ケーブルテレビ基盤を活かした情報ネットワークの有効活用

- ・ 本庁と総合センター（支所）を結ぶインターネット電話の導入による行政経費の削減と新市内におけるインターネット電話サービスの提供
- ・ ケーブルテレビ基盤を活かした生活支援システムの導入等の検討
- ・ 電子自治体の推進による行政サービス（家にいながら各種申請等の手続きが可能）の利便性の向上

⑦ ダムがもつ多面的機能を活かした地域活性化の推進

- ・ 斐伊川流域市町村に対する治水、水道水や農業用水の供給、環境保全等に貢献する尾原ダム建設事業の推進
- ・ ダム湖周辺開発による魅力的な親水空間やうるおいの場の提供
- ・ 流域地域との連携による水質保全など自然環境の保全対策の推進

(2) 基本施策:都市基盤・生活環境

①都市基盤の整備

新市都市計画の策定によって、中核拠点ゾーン及び拠点ゾーンにおける都市機能の充実や中心市街地の整備を推進します。また、自然と調和したにぎわいや憩いの場づくり、利用しやすい施設整備の促進を図り、生活拠点の充実を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□計画的な土地利用	計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域整備の方針（ゾーン設定）を踏まえた新市都市計画の策定と推進 地籍調査の実施
□都市基盤の整備	都市機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 中核拠点ゾーン及び拠点ゾーンへの公共機能・都市機能の集積
	中心市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> インターチェンジを活かした商業集積地の整備 都市公園整備等、中心市街地の環境整備
	中心市街地の街路整備	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備
□生活拠点の充実	にぎわいや憩いの場の創出	<ul style="list-style-type: none"> 自然と調和した憩いの場やにぎわいの場の整備
	利用しやすい施設整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設のバリアフリー化の推進 住民が利用しやすい施設運営の促進

②道路・交通の整備

高速道路網の整備促進とともに、接続道路やインターチェンジ等の周辺整備を推進して、高速・広域交通網の充実を図ります。また、交通安全施設の整備や道路環境の維持など、住民と行政の協力によって安全で快適な交通環境づくりをすすめます。公共交通機関については、市営バス交通を中心に JR 木次線や広域バス路線との連携によって、利便性の高い交通システムを確立します。

主要施策	主要事業	事業概要
□高速・広域交通網の整備	高速道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> 中国横断自動車道尾道松江線の整備促進
	高速道路への接続の向上	<ul style="list-style-type: none"> 国道 54 号の拡幅促進 高速道路への接続道路整備の推進
	インターチェンジ等の周辺整備	<ul style="list-style-type: none"> パーキングエリアとその周辺整備 高速バス停留所の整備 インターチェンジの周辺整備

第6 まちづくりの主要施策

□幹線道路網の整備	旧町村間を結ぶ道路整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道・県道の整備
	生活道路の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道の整備 ・ 橋梁等の整備
□交通環境の向上	安全で快適な交通環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の設置や交差点の改良等、交通環境の整備 ・ ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備 ・ 道路照明、街路灯、防犯灯の整備促進 ・ 冬期の除雪体制の確立 ・ 地域住民と一体となった除草・清掃活動等、道路保全・美化活動の推進
□公共交通機関の充実	利便性の高い交通システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営バスの運行によるバス路線を中心とした交通システムの構築 ・ 小中学生の通学や部活動を支えるスクールバスの運行 ・ 高齢者等の利用に配慮した移送サービスの充実 ・ バス停留所や待合室の整備によるバス路線の起点・終点の機能強化 ・ バス路線の起点・終点やバス停留所の整備
	JR 木次線の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木次線の利用運動の展開 ・ トロッコ列車の運行等、広域的な観光振興と連携した活用の推進 ・ 木次線利用強化促進協議会等による存続対策の推進
	交通機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスの運転状況やバス路線の起点・終点の機能充実による市営バスと JR との連携強化 ・ 高速バスなど、広域バス路線と市営バスの連携強化

③地域情報化の推進

ケーブルテレビや高速大容量ネットワークなど、情報通信基盤の充実や移動通信環境の充実を図ります。情報サービスにおいては、ケーブルテレビを活用した情報提供・情報受発信を強化するとともに、住民によるケーブルテレビの活用促進を図ります。また、生涯学習を通じた学習や地域情報化に対する支援体制の充実を図り、情報化に対応する人材育成をすすめます。

主要施策	主要事業	事業概要
□情報通信基盤の整備	情報通信基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3つのケーブルテレビ局を結ぶ基盤の整備 ・ 地上波デジタル化への対応 ・ 高速大容量ネットワークの整備促進 ・ 地域情報化推進拠点施設の整備充実
	移動通信環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信用鉄塔施設の整備による移動通信環境の充実
□情報サービスの充実	ケーブルテレビの一元化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ KKM テレビ雲南、DAITO よいとこネット、いいし夢ネットのサービス内容、利用料金等の統一化
	情報提供・情報発信機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルテレビの独自チャンネルによる行政情報・地域情報の受発信の推進 ・ 新市の情報を地域外に発信する番組制作 ・ 音声告知、防災情報の提供 ・ 自主活動や公益的事業など、住民によるケーブルテレビの活用促進
□情報化に対応する人材育成	情報活用能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT 講習会等による情報活用能力の向上 ・ 公共施設における利用しやすい情報通信機器の導入促進
	地域情報化の推進に向けた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア組織等を中心とした普及・支援体制の充実 ・ 地域情報化を推進する人材や活動組織の育成

④生活環境の充実

上水道施設、下水道施設の整備を推進するとともに、水源の確保を図ります。また、ごみ・し尿処理体制の充実を図り、住民や活動組織と一体となって、ごみの減量化や再資源化に取り組みます。住環境については、住宅・宅地の供給を図るとともに、公営住宅の改修や公園・緑地・広場等の整備を計画的に実施し、うるおいのある住環境を創出します。

主要施策	主要事業	事業概要
□上下水道の整備	上水道施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道の整備 ・ 水道施設・設備の充実と事業の運営 ・ 飲料水確保対策の推進
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道用水の供給に向けた尾原ダム等の建設促進
	下水道施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の整備 ・ 合併処理浄化槽の整備促進 ・ 農業集落排水の整備促進 ・ 下水道施設・設備の改良と事業の運営
□環境衛生の充実	ごみ・し尿処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理業務の実施 ・ 汚泥、ごみ処理施設等の整備
	ごみの減量化と再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別収集の徹底 ・ ペットボトル、古紙、古布、天ぷら廃油等の再資源化の推進 ・ 生ごみの自家処理の推進 ・ 住民や活動組織と一体となった取り組みの推進
□火葬場業務の実施	火葬場業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬場業務の実施
□住環境の充実	住宅・宅地整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅、若者住宅、高齢者住宅など多様な住宅整備の推進 ・ 宅地・分譲地の整備 ・ 県営住宅団地の誘致
	公営住宅の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の改修整備等、維持管理の推進
	公園・緑地・広場等の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園・緑地・広場・駐車場など、住宅整備にあわせた環境整備の推進 ・ 共同墓地・墓地公園の整備
	民間賃貸住宅整備の環境支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進入路、緑地など環境整備

⑤自然環境の保全

自然保護や環境保全について、意識啓発や住民の主体的な活動を推進すると同時に、自然とふれあう場づくりをすすめます。また、循環型社会を目指して、行政をはじめとする地域全体の取り組みとして、省資源・省エネルギー運動や循環型システムの構築、新エネルギーの導入を推進します。さらに、景観整備や景観形成に対する理解促進を図り、自然や歴史文化を活かした住民参画による景観づくりを推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
□自然保護・環境保全の推進	自然保護・環境保全に対する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポイ捨て禁止条例、赤川ほたる保護条例の推進 ・ 地域内の自然環境や優れた景観についての情報発信 ・ 自然保護・環境保全に対する意識啓発と広域的な理解・協力の促進 ・ 小・中学校等における環境教育の推進
	自然保護・環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川浄化事業の推進 ・ 地域ごとの自然保護活動、環境保全活動、清掃・美化活動の推進 ・ 住民の主体的な自然保護・環境保全活動への支援 ・ 不法投棄防止策の推進
	自然とふれあう場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然を活かした公園等の整備 ・ 尾原ダム湖公園や龍頭・八重滝県立自然公園の整備 ・ 親水ゾーンなど親水空間の整備
□循環型社会の構築	循環型社会における行政システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 認証取得による地域経営の視点に立った行政システムの構築 ・ 公用車・清掃車等への環境に配慮したクリーン自動車、バイオディーゼル燃料車の導入
	循環型社会の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省資源・省エネルギー運動の推進 ・ 廃食油の回収とバイオディーゼル燃料車への利用など、住民と行政が一体となった循環型システムの構築
	新エネルギー関連事業への取り組み推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質バイオマス等、新エネルギーの開発と活用の推進 ・ 太陽光エネルギー等、廃棄物によって環境を汚染することのないクリーンエネルギーの導入促進

□景観づくりの推進	住民参画による新市の景観づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成基本方針や景観条例の制定による景観整備の促進 ・ 歴史文化を活かした景観整備の推進 ・ 棚田など豊かな農村景観の保全 ・ 花や緑など彩り豊かな美しい景観整備の推進 ・ 日本一のさくらのまちづくりの継承
-----------	--------------------	--

⑥消防・防災・安全対策の充実

緊急時の情報伝達手段の確立や地域防災組織の充実、災害発生に備える防災センターの整備などによる防災体制の充実に併せて、広域消防体制との連携強化や消防団員の確保をすすめます。また、自然災害の発生を防ぐための治山・治水事業や、交通事故・犯罪等の発生を防ぐための交通安全対策や防犯活動、消費者保護の推進を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□消防・防災体制の充実	防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域地域防災計画の策定 ・ 防災に配慮した計画的な土地利用の推進 ・ 防災無線等、緊急時の情報伝達手段の確立 ・ 避難場所、危険個所等の周知の徹底 ・ 地域防災組織の充実 ・ 災害発生時に備える防災センターの建設
	消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員の確保による非常備消防体制の充実 ・ 広域消防体制との連携強化 ・ 消防水利・防火施設等の整備推進
□防災対策の推進	治山事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃山地、荒廃危険山地等の復旧・整備 ・ 保安林の機能を維持強化するための森林の整備 ・ 山地災害危険地の集中した地域や水土保持機能が重要とされる地域における森林整備、荒廃地の復旧等の総合的实施 ・ 地すべり・急傾斜による被害の防止・軽減
	治水事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斐伊川治水、県東部における上水の供給等の多目的ダムとして尾原ダムの建設促進 ・ 治水対策としての河川改修や砂防対策の推進

□安全対策の充実	交通安全・防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全はつらつクラブなどの交通安全組織や公民館等における交通安全教育や交通安全運動の推進 ・ 交通安全施設や通学路の巡回検討等の実施 ・ 地域の防犯組織の育成と活動促進
	消費者保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者からの苦情・相談体制の充実 ・ 警察、消費者センター等との連携強化 ・ 消費情報の提供

3 誰もが健やかに安心して暮らすまち

生涯をとおして健やかで安心して暮らすことは、市民みんなの願いです。新市では、安心生活を創造する「誰もが健やかに安心して暮らすまち」を目指して、保健・医療・福祉に関する施策を推進します。

特に、新市で新しく取り組む施策として、ふるさとの恵みである「笑顔あふれる地域の絆や世代がふれあう家族の暮らし」を活かして、市民一人ひとりが地域福祉活動等への可能な範囲での積極的な参加ができる仕組みづくりをつくり上げるなど、いきいき健康長寿の推進と子育て支援の充実を重点的にすすめます。

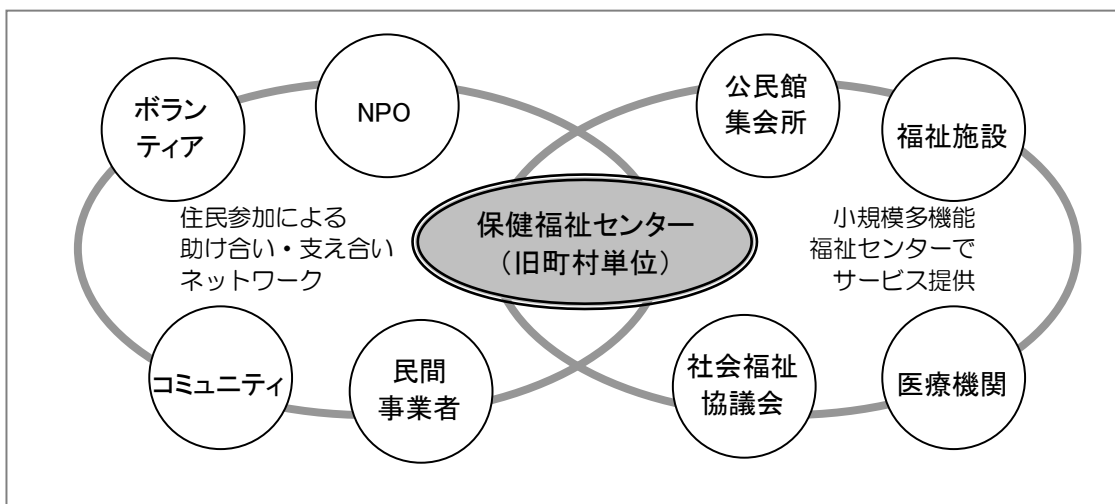
基本施策では、保健・医療・福祉の充実と地域福祉の推進を図るとともに、高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援の充実を図ります。

(1) 重点施策: **いきいき健康長寿の推進と子育て支援の充実**

① 身近な支え合いと住民参加による保健福祉ネットワークの拡充

- ・旧町村単位における保健福祉センターの機能の充実と小地域活動の展開
- ・福祉における地域生活拠点・小規模多機能福祉センターの整備
- ・小規模多機能福祉センターにおけるデイサービス、食事サービス、一時預かり等の機能の拡充
- ・コミュニティにおける助け合い・支え合いの保健福祉活動の推進
- ・日常生活圏域における住民参加の促進と関係団体・組織等のネットワーク化による保健福祉活動推進体制の構築

■保健福祉ネットワークのイメージ図



②生涯健康でいきいきと生活できる小児期からの健康づくりの推進

- ・高齢者の平均自立期間が県内上位の地域特性を活かした高齢者等の身体能力の維持をテーマとした健康・体力づくりの推進
- ・大学や専門機関等との連携による「身体教育医学」研究機関の設置による小児期からの健康・体力づくり研究の推進と保健・福祉・教育施策への研究成果の反映と全国への情報発信

③生涯現役の支援と高齢期の生きがいづくりの推進

- ・人材登録制度の創設による地域人材の活動の場の拡大や交流促進
- ・特産品開発や体験交流事業、伝統文化の伝承や子育て支援、コミュニティビジネス等、地域の中で高齢者が技術や経験を活かして活躍できる出番づくりの推進

④子どもを健やかに生み育てられる環境づくりの推進

- ・全地域への地域子育て支援センターの設置やファミリーサポート制度の導入
- ・保育に要する経費の負担軽減など、子育て家庭に対する支援策の拡充
- ・地元農家や地元企業、栄養士や保育士、調理師等の幅広い参画による地元食材を使った食育活動の推進
- ・幼保一体化施設整備等による多様な需要に対応した幼児教育の推進

⑤障害者の社会参加と自立支援の推進

- ・障害者共同作業所、小規模授産施設等、社会復帰施設の整備による障害者の自立生活のための地域基盤の充実
- ・グループホームや通所授産施設の整備等による地域生活への移行の推進

⑥福祉事務所設置にともなう体制充実

- ・事務権限の拡大による生活保護や障害者福祉、児童福祉などに関する相談・指導・援助体制の充実

(2) 基本施策:保健・医療・福祉

①保健・医療・福祉の充実

健康づくりと予防医療の充実により、住民が主体的に取り組む健康づくり活動や生活習慣病予防の推進を図ります。医療については、地域の医療機関等の連携による診療体制の充実と救急搬送体制など救急医療体制の充実を図ります。また、総合的な相談窓口の設置や一体的な介護サービス体系の構築によって、保健・医療・福祉の連携を強化します。

主要施策	主要事業	事業概要
□健康づくりの推進	健康づくり体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 健康日本 21 新市計画の策定 保健センター等の拠点施設の整備、充実や公民館を中心とした地域の健康づくり拠点の整備 心の健康を守るための相談体制の充実
	健康づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 住民の主体的な健康づくり活動の支援 ライフスタイルの改善による生活習慣病予防の推進 感染症予防対策の推進 福祉施設・健康増進施設・学校・公民館等を活用した小児期からの健康づくり活動の推進 健診、予防接種システムの活用と適正な実施による病気予防
□地域医療体制の充実	診療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公立雲南総合病院を核として、地域診療所・医師会・歯科医師等の連携による高度医療や小児救急、在宅当番医制度等、診療体制の充実 緊急・休日・夜間の診療体制の充実 地域診療所における医療従事者の確保 医療機関等への交通利便性の向上
	救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 救急搬送体制の充実 救急救命士の育成
□保健・医療・福祉の連携	保健・医療・福祉の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉のあらゆる相談・問い合わせに対応する総合相談窓口の設置 健康診査結果や受診履歴等、保健・医療・福祉の情報網の構築 保健・医療・福祉が一体となったケアシステムの構築

②地域福祉の推進

行政と関係団体や住民活動との連携によって、身近な生活圏での支え合いや助け合いのための地域福祉体制の充実を図ります。地域の福祉拠点となる福祉施設や公民館等における支援体制の充実を図り、地域社会を基盤とした福祉活動を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
□地域福祉活動の推進	地域福祉体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市地域福祉計画の策定 ・ 社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO、住民活動との連携強化 ・ 地域福祉活動やボランティア活動への理解と住民参画の促進
	地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設や公民館等、地域の福祉拠点における支援体制の充実 ・ 福祉ボランティア団体等の地域社会を基盤とした福祉活動の育成と支援

③高齢者福祉の充実

高齢者の自立と社会参加を促進するため高齢者の交流機会や活動の場の確保など、地域の生活環境の充実を図ると同時に、介護予防や生きがいを推進し、生活支援サービスや在宅介護支援の充実を図り、在宅福祉を推進します。また、福祉施設や人材等のサービス基盤の整備やサービス水準の向上によって、サービス提供体制の整備を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□高齢者の自立と社会参加の促進	自立と社会参加に向けた地域の生活環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市老人保健福祉計画の策定 ・ 高齢者の社会参加や就業の促進に向けた意識改革の推進 ・ 高齢者の交流機会や活動の場の確保と情報提供の推進
□在宅福祉の推進	介護予防・生きがいの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミニデイサービス等、地域で取り組む転倒予防・痴呆予防・とじこもり予防のための事業の推進 ・ 生きがいづくり活動の推進

	生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者や NPO 等の生活支援サービス提供者やサービス内容の多様化の促進 ・ 軽度生活援助事業等の推進による在宅福祉の充実 ・ 高齢者世帯に対する緊急通報体制の整備
	在宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅介護支援センター機能の充実 ・ 家族介護者への支援の充実 ・ IT を活用した各種高齢者サービス情報の提供と活用の促進
□サービスの提供体制の整備	サービス基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、グループホーム等の施設整備の推進 ・ ホームヘルパーなどの人材の育成・確保
	サービス水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネージャー、ホームヘルパー等への研修を通じた資質の向上と専門性の確保 ・ サービス提供事業者の資質の向上

④障害者福祉の充実

障害者の自立と社会参加を促進するためノーマライゼーションの理念と人権意識の高揚を図り、障害者を支える体制づくりや公共施設等のバリアフリー化など、地域基盤の整備を推進します。また、障害者の交流機会や活動の場の確保をすすめて、社会参加と経済的自立を支援します。福祉サービスについて、各種の生活支援サービスや福祉施設、相談体制などの充実を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□障害者の自立と社会参加の促進	ノーマライゼーションの理念と人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市障害者プランの策定 ・ ノーマライゼーションの理念についての啓発活動の推進 ・ 地域活動や文化・スポーツ活動等を通じた交流機会の拡大 ・ 小・中学校等における障害者に対する理解を深める福祉教育の推進
	自立生活のための地域基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会や住民活動との連携による障害者を支える地域福祉体制の確立 ・ 障害者共同作業所、小規模授産施設等の整備 ・ 公共施設、交通、住宅等のバリアフリー化の促進 ・ 福祉用具等の研究開発やユニバーサルデザイン化の促進

	社会参加と経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> IT等の活用や企業との連携による職業能力開発の充実 福祉、医療、教育など関係分野の連携による就業に対する支援体制の構築 障害者の交流機会や活動の場の確保と情報の提供
□福祉サービスの充実	生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> デイサービス、居宅支援、福祉サービス等の充実 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーションの推進
	障害者福祉施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> グループホームや通所授産施設の整備
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携による身近な相談体制の確立 福祉サービスや雇用、社会参加などの情報提供の推進

⑤子育て支援の充実

子育てに対する意識啓発やさまざまな子育て活動の推進によって、地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。また、専門家を含めた相談体制の充実など、母子保健活動の推進を図るとともに、幼保一体化による幼稚園・保育所の施設・人員体制の充実や多様な保育サービスの提供に取り組み、子育て支援の拡充を図ります。加えて、地域における子育て拠点の機能充実を図り、身近な支援体制や情報提供・相談体制の充実によって、総合的な子育て支援を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
□地域で子どもを育てる環境づくり	子育てに対する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 出産や子育てに対するあらゆる世代の理解促進 男女共同参画の推進 児童虐待の防止の啓発
	子育て活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を活かした子どものための遊び場や親子の交流の場づくり 読み聞かせなど、子育てサークルや子育てボランティアの活動支援 地域行事等を通じた世代間交流の促進

第6 まちづくりの主要施策

子育て支援の拡充	母子保健活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等との連携による妊娠から出産、子育てに関する相談体制の充実 ・ 健康相談や検査体制の充実 ・ 医師や保健師、栄養士等が参加する交流会・相談会等の実施
	幼保一体化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保一体化に対応した施設整備 ・ 職員体制の充実 ・ 幼稚園・保育所施設の充実
	保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児保育、延長保育、一時保育、病後時保育、障害児保育等、多様な保育サービスの提供 ・ 第3子以降の保育料を中心とした軽減措置の実施
	子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市次世代育成支援行動計画の策定 ・ 地域の子育て拠点として子育て支援センターの設置と機能充実 ・ ファミリーサポートセンター事業の充実 ・ 学童保育の実施や放課後児童クラブ、児童館の開設 ・ 母子・父子福祉の充実
	情報提供・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てや教育に関する情報提供の充実 ・ 子育て・教育相談窓口の設置

4 ふるさとを愛し豊かな心を育む教育と文化のまち

まちは人とともに育ちます。まちづくりは人づくりです。新市では、人が輝く教育・文化を実現する「ふるさとを愛し豊かな心を育む教育と文化のまち」を目指して、生涯学習・教育・文化に関する施策を推進します。

特に、新市で新しく取り組む施策として、ふるさとの恵みのひとつである「ふるさとへの誇りと愛着」を活かして、新市の自然・文化・歴史を活用した新市ならではのよりよい教育環境の創造と生涯学習活動の推進を重点的にすすめます。

基本施策では学校教育の充実や生涯学習の推進を図ります。また、文化・スポーツの振興と人権の尊重、国際化への対応を推進します。

(1) 重点施策：**よりよい教育環境の創造と生涯学習活動の推進**

①地域と一体となった学校教育推進体制の確立

- ・子育てと教育を考える住民（地域）会議の設置による行政と地域住民の協働による教育環境づくり
- ・住民参加による新市の教育目標と教育振興基本計画の策定

②魅力ある学校教育内容の充実

- ・基礎学力や体力の向上を目指した初等教育の徹底した充実
- ・銅鐸、たたら跡をはじめとした文化財・産業遺産などの本物の資源や地域の歴史や文化を活かしたふるさと教育、国際化に対応するための教育、情報化に対応するための IT 教育、食や健康、農林水産業に関する食農教育、自然環境を活かした野外体験プログラム、さらに心を育む教育など、新市の特色ある教育課程の推進
- ・幼・小・中の連携や中高一貫教育、小規模校相互の交流による魅力ある学校教育システムの構築

③生涯学習支援施設としての公民館の機能充実

- ・公民館への人的支援等による運営体制の充実と総合センター（支所）職員との連携による公民館活動の支援
- ・図書館の充実と各地域を結ぶ図書館ネットワークの構築

④子育て支援の視点を踏まえた幼児教育の充実

- ・就学前の教育・保育の一層の充実を図るため、構造改革特区を活用して、幼保一体化施設のモデル的取り組みの実施
- ・ファミリーサポート制度の導入等による子育て支援体制の確立

⑤不登校対策など子供たちへのきめ細やかな相談指導体制の強化

- ・子供や親、教員など子供の教育にかかわる人々の悩みや課題の解決のため、既存の施設等の活用により、社会経験が豊富で臨床心理士の資格を有するなどの専門的な人材を配置した体制の整備
- ・地域、県などの専門機関との連携、共通の悩みを持つ親たちのグループ化促進などネットワークづくりの推進

(2) 基本施策:生涯学習・教育・文化

①学校教育の充実

学校情報の提供や家庭・地域との連携強化に取り組み、地域にひらかれた学校づくりを推進します。学校においては、確かな学力の育成に向けてきめ細やかな教育体制や専門的な相談体制などの体制の整備と地域連携や学校間連携をすすめる、総合的な学習の時間やふるさと教育を通じて特色ある教育を推進します。また、学校施設の充実や通学手段の確保により、教育環境の充実を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□地域にひらかれた学校づくりの推進	地域にひらかれた学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やケーブルテレビ、インターネット等を通じた地域への学校情報の提供促進 ・ 学校評議員制度の導入
	家庭・地域との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域教育コーディネーターを中心とした地域との連携強化 ・ PTA等を中心とした家庭との連携強化
□特色ある教育の推進	学力の向上・生徒指導の充実のための学校支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育推進プロジェクトチームの結成 ・ 複数教師による指導体制や地域講師等によるきめ細かな教育体制の導入 ・ 外国語指導助手や外国人教師等による外国語教育・国際理解教育の推進 ・ 心の教室など相談体制の充実 ・ スクールカウンセラーの招致

	総合的な学習の推進と地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的な学力の定着を図る取り組みの推進と学習課程の研究開発 ・ 地域の特性を活かした総合的な学習への取り組みの推進 ・ コンピュータ教育の推進 ・ 学力向上フロンティア、ボランティア推進校等、指定校制度による教育研究や教育活動の推進
	ふるさと教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自の副読本等の導入によるふるさと教育の充実 ・ 学校給食における地元産健康野菜の導入と地元生産者等との交流 ・ ふるさとをみつめる野外体験活動の充実
	学校間の連携と交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模校を中心とした学校間交流による相互学習効果向上の推進 ・ 学校行事、クラブ活動、部活動等における学校間の連携と交流の促進 ・ インターネット等を通じた地域外の学校等との交流活動の促進
	特別支援教育の推進と人的体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育コーディネーター（仮称）の設置 ・ 専門機関との有機的な連携と協力
□教育環境の充実	学校施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校施設の整備 ・ 中学校施設の整備 ・ 給食施設の整備 ・ 高等学校施設の整備
	通学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールバスの運行 ・ 通学区域の弾力的運用の検討
	地域における相談指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの生活や教育に対する専門的人材による相談・指導体制の確立 ・ 共通の悩みをもつ保護者のネットワークづくり

②生涯学習の推進

関係機関・団体等が一体となった生涯学習推進体制の確立に併せて、学習プログラムや学習講座の開設、指導者の育成・確保、自主的な活動への支援によって、一人ひとりの生涯学習を支援する機能の充実を図ります。生涯学習環境については、地域の学習拠点となる施設等の整備によって多様な学習ができる環境の充実を図ります。また、家庭や地域における諸活動や青少年が取り組む活動への支援等を通じて、青少年の健全育成を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□生涯学習の推進	生涯学習推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習推進基本構想の策定 公民館、学校、関連団体、住民ボランティア等による生涯学習推進本部体制の確立
	生涯学習支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 講座や活動メニューの相互利用による生涯学習プログラムの充実と市民大学講座の開講 人権教育の推進 指導者の育成・確保と人材情報の一元管理 公民館等における生涯学習の支援体制の充実とコーディネート機能の強化 自主的な活動に取り組む社会教育団体の育成・支援
□生涯学習環境の充実	生涯学習施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公民館、図書館整備など地域の生涯学習拠点の整備 専門知識や技術を身につけられる専門学校や民間生涯学習施設の誘致
	施設管理の効率化と利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 各種施設の一元管理による管理運営の効率化と利用予約等における利便性の向上 学習施設、文化施設、スポーツ施設等の広域的な利用促進と有効活用
	高等教育機関や民間事業者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 公開講座等による大学・短期大学、高等専門学校等の高等教育機関との連携 生涯学習関連事業を実施している企業・民間教育事業者との連携
□青少年の健全育成の推進	青少年の健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域における健全育成活動の促進 スポーツ少年団等の育成 青少年の参画による催し等の企画・開催

③幼児教育の充実

幼保一体化の推進によって、施設や人員体制の充実等をすすめ、幼稚園・保育所の教育体制の充実を図ります。また、幼保一体化の利点を活かした教育や世代間交流、地域交流を通じた教育を推進し、教育内容の充実を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□教育体制の充実	幼保一体化の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保一体化に対応した施設整備 ・ 職員体制の充実 ・ 幼稚園・保育所施設の充実
□教育内容の充実	教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異年齢交流を通じた社会性の育成など幼保一体化の利点を活かした教育内容の充実 ・ 世代間交流や地域交流を通じた教育の推進

④文化・スポーツの振興

文化財の保存と体験学習・交流活動等への活用を図ると同時に、地域の歴史文化・伝統芸能等の保存と継承を推進し、地域文化の振興を図ります。また、文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動について、施設の充実や有効活用、活動組織・団体への支援等によって、住民の文化・芸術活動への参画や生涯スポーツを推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
□地域文化の振興	文化財の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の調査・指定、保存 ・ 文化財を活かした学習の場の整備 ・ 文化財を活かした体験学習の推進 ・ ボランティアによる案内人の育成 ・ 貴重な文化財のネットワーク化による歴史探訪ルートの整備
	歴史文化・伝統芸能等の保存・継承	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銅鐸、鉄など豊富な歴史文化資源の保存 ・ 神楽、太鼓、和歌など伝統芸能の保存・継承活動の推進と後継者の育成 ・ 地域の伝統行事・祭などの保存・継承
	地域文化の発信と文化交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弥生・青銅器文化、桜、鉄などの地域文化を背景とした国内外地域との交流活動の推進 ・ 永井隆平和賞の全国的、世界的展開 ・ 地域文化を発信する施設等の整備 ・ 文化交流施設の建設 ・ コミュニティ文化施設の整備

□文化・芸術活動の推進	文化・芸術等の活動環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 文化ホール等の有効活用による文化・芸術の鑑賞機会の充実 市民創作劇など住民の文化・芸術活動の支援 発表会、作品展示等、活動成果の発表機会の充実
	活動組織・団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> 文化、芸術団体などの活動組織の育成 活動団体・グループ等の交流促進による主体的な活動の活発化
□スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ・レクリエーション等の活動環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> プール、ボートコースなど、スポーツ・レクリエーション施設の改修・整備
	スポーツ・レクリエーションの普及	<ul style="list-style-type: none"> 軽スポーツ講習やスポーツ教室など、あらゆる世代が楽しめるスポーツの普及 チャレンジデーやマイスポーツづくりによる生涯スポーツの推進 全国ターゲットバードゴルフ大会やお花見レガッタなど、スポーツイベントの開催
	活動組織・団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> 住民主導の地域総合型スポーツクラブの育成と活動支援

⑤人権の尊重

人権を尊重する社会づくりを目指して、さまざまな機会における意識啓発や人権教育を推進するとともに、人権尊重推進体制の構築とあらゆる人権問題への対応による総合的な人権施策を推進します。また、男女共同参画社会についての意識啓発や学校・職場・家庭・地域における男女共同参画を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
□人権を尊重する社会づくりの推進	人権尊重に向けた意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 人権意識やあらゆる人権問題についての意識啓発の推進 ノーマライゼーションの理念の普及啓発
	人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育における人権教育の推進 生涯学習における人権教育の推進
□総合的な人権施策の推進	人権尊重推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育・啓発基本方針の策定 人権施策推進に向けた行政と学校・地域・職場等の連携強化
	同和問題の早期解決	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題の早期解決のための諸施策の推進
	人権問題への対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者、女性、子ども、外国人などの人権擁護の推進

□男女共同参画社会づくりの推進	男女共同参画社会に向けた意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進 ・ 学校・職場・家庭・地域における意識改革の促進
	男女共同参画社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画計画の策定 ・ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 ・ 地域や家庭における男女共同参画の促進

⑥国際化への対応

地域における国際交流機会の提供や国際交流団体等の育成によって、国際化に対応した地域社会や国際感覚に優れた人材の育成を図ります。また、在住外国人との交流による国際理解の促進や在住外国人への生活支援によって、地域の国際化を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
□国際交流の推進	国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流事業や国際交流員の招聘等による国際交流機会の提供 ・ 国際交流団体の育成
□国際化の推進	国際化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在住外国人との交流による国際理解の促進 ・ 交通安全教室や日本語教室の開催など、在住外国人の生活支援

5 多様な地域資源を活かした産業が発展するまち

地域経済の自立に向け、産業振興への取り組みを強力にすすめる必要があります。新市では、ふるさと産業を創出する「多様な地域資源を活かした産業が発展するまち」を目指して、産業・雇用に関する施策を推進します。

特に、新市で新しく取り組む施策として、ふるさとの恵みのひとつである「新鮮で安全な食と農の継承」を活かして、新市をまるごと売り込む地域ブランド化の推進と販路開拓機能の強化への取り組みをはじめとした具体的な政策の積み重ねをすすめます。市民と産業界、行政が一体となった自立型地域経済圏の確立に向けた産業の創出を重点的にすすめます。

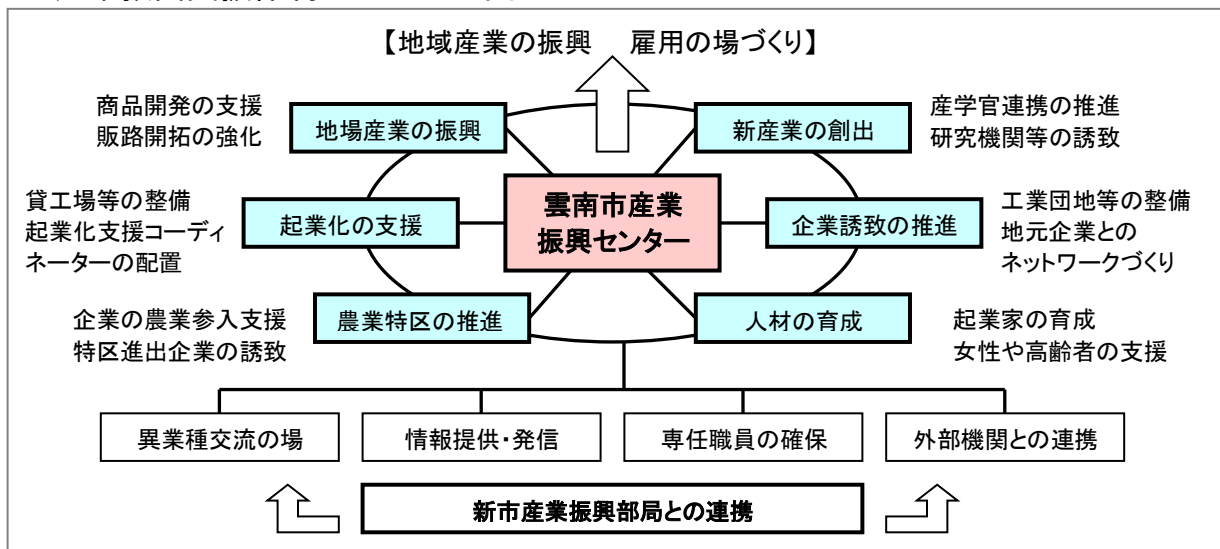
基本施策では、農林業の振興を図るとともに、工業や商業、観光の振興を図ります。また、新ビジネスの起業化や就労の場の創出を推進します。

(1) 重点施策：自立型地域経済圏の確立に向けたふるさと産業の創造

①新市における産業振興支援体制の強化

- ・行政組織機構における産業振興部の総合調整機能の強化による重点的かつ効果的な施策展開
- ・産業振興部への産業創出部局の設置による企業需要への迅速な対応や産業分野等に限定されない総合的な対応
- ・柔軟で機動的な産業振興施策の遂行に向けた新市産業振興センターの設立と民間からの専門的人材の確保

■産業振興支援体制のイメージ図



②地域特性を活かした農業特区等の導入

- ・企業の農業参入による生産振興や担い手育成、経営基盤の強化等の促進
- ・グリーンツーリズムへの参入や農業の6次産業化を促進させる環境づくり
- ・食料品製造業や飲食サービス業等との連携促進

③産業振興・雇用創出を推進する基盤づくり

- ・起業化支援機能の強化（遊休施設等を活用した工場や農場、事務所等の整備による民間貸与）
- ・企業の立地需要に対応した工業団地や流通業務団地の整備
- ・大学等の研究教育機関の活用及び誘致による産学官連携の推進

④【健康安全】 農食連携による「有機産業」の振興

～雲南らしさを活かした全国に誇るオンリーワン産業への挑戦～

- ・低農薬、有機栽培の技術普及によるエコロジー農産物の生産振興
- ・農家や集落営農組織、食料品製造業者等の連携による健康食品産業の育成
- ・集落営農組織等による水田の維持管理の体制強化と水稻の多面的利用の促進
- ・中山間地域における山地畜産による畜産及び酪農事業の推進

⑤【技術革新】 「ものづくり産業」の高付加価値化

～人・もの・技術・情報のネットワークによる活力ある製造業の育成～

- ・オンリーワン企業の高度化や製造業ネットワーク活動の支援
- ・産学官連携による環境や健康福祉分野の共同研究、商品開発の促進
- ・工業団地及び流通業務団地の整備による企業誘致の促進

⑥【都市創造】 都市の高度化による「生活産業」の充実

～都市の高度化による暮らしを豊かにする産業の発展～

- ・新市の都市計画策定を踏まえた民間と行政が連携した市街地開発の推進
- ・集客性の高い新たなにぎわい拠点や商業集積の整備促進
- ・暮らしを支える生活支援サービスの起業促進（移動、買物、家事、食事、子育て、葬祭等）

⑦【資源活用】 持続可能な「交流・循環産業」の創出

～地域特性を活かした持続可能な交流・循環産業の創出～

- ・地域の自然や景観、歴史文化等を活用した観光や体験交流の促進
- ・雲南らしい地域資源を活用した産業観光の推進（産業遺産、工房、農場、加工施設、産直市等）
- ・地元産木材の利用と木質未利用資源の活用（有機産業との連携）

(2) 基本施策：産業・雇用

① 農林業の振興

農業においては、営農体制の充実を図ると同時に、新規就農や農外企業参入等の促進によって担い手の育成を図ります。また、ほ場や農道・林道等の生産基盤の整備や関係機関等との連携による指導体制の充実を図り、米・野菜・果樹・花き等の多様な農産物の生産振興、山地畜産の推進やふん尿処理体制の確立による畜産・酪農の振興を図ります。さらに、地産地消を推進し、産直市での販売や地元農産物等を活用した給食・食事等の提供を促進するほか、特産品の開発と販売、交流事業等の展開によって農業の6次産業化を推進します。

林業においては、造林事業の促進や担い手確保によって森林整備を推進するとともに、間伐材利用等の森林資源の活用促進や森林空間の多様な活用を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
□ 営農体制と担い手づくり	営農体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 集落営農組織による営農体制の充実 認定農業者の育成や農業生産法人による農業経営の促進 農業機械の共同利用等による効率的な営農の推進
	担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> 後継者や新規就農者の技術研修による担い手育成 UJI ターン者や退職者等の新規就農の促進 農外企業参入を促進する取り組みの推進
□ 生産基盤の整備	ほ場整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 機械化営農による省力化と生産性向上を図る農地の整備 中山間地域の農村活性化を図るほ場・農道・用水等の総合的な整備 小規模土地改良整備
	農道・林道整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農道網の基幹となる農道の整備 林道整備の推進
	農地保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農地の流動化の促進 地すべり対策の実施

□農業生産の振興	多様な農産物の生産振興	<ul style="list-style-type: none"> 米、野菜、果樹、花き等の特産化の推進と生産振興 有機農産物の振興 バイオテクノロジーを活用した技術開発と技術普及 有害鳥獣対策の充実 水田の維持に向けた研究
	指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 試験研究機関や JA との連携による生産指導体制の充実 技術開発や技術研修機会の充実
□畜産・酪農の振興	畜産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 山地畜産の推進 共進会、指導会の開催
	ふん尿処理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 家畜ふん尿の堆肥製造への活用等、処理体制の確立
□地産地消の推進	地元農産物の地元消費の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 産直市など、地域における地元農産物の販売の促進 学校、福祉施設、宿泊施設等での地元産物を活用した給食・食事等の提供促進
□農業の6次産業化の推進	特産品開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地元加工グループ等による農産加工の推進 商品化に向けた専門家による助言・指導体制の確立
	販売体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 都市への流通・販売経路の開拓 インターネットによる通信販売の推進
	交流型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生産者と消費者との交流機会の充実 体験農業など、農地や森林を活用した交流事業の展開
□森林の保全・活用	森林整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 間伐等の適切な保育作業の促進 上下流の市町村の協力（森林整備協定）に基づく森林整備事業の推進 松くい虫防除駆除の実施 林業体験の促進と UJI ターン者の受入
	森林資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> 間伐材等の用途開発による木材利用の促進
	森林空間の活用	<ul style="list-style-type: none"> 森林空間を活用した交流の場づくり 保養・療養など、医療・福祉機関等と連携した森林空間の利用検討

②工業の振興

地場産業への相談、金融等の制度充実や地元の農家・企業・事業所等の交流・連携の促進などによって、地場製造業の振興を図ります。また、企業立地に向けた誘致活動と工業団地の造成をはじめとする企業の立地環境の整備をすすめることによって、企業誘致を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
□地場製造業の振興	地場産業の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> 相談、融資等の制度充実による中小企業の支援 専門分野の研究開発や技術開発への支援
	地場産業における連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 地元の農家・企業・事業所等の交流の場づくり 地元の農家・企業・事業所等の連携による事業展開の支援
□企業誘致の推進	企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地に向けた誘致活動の推進 工業用水の供給 工業団地の造成 道路、情報通信基盤等の環境整備

③商業の振興

商業店舗と街路・公園等が一体となった商業空間の整備によって、商業環境の充実と中心市街地のにぎわいづくりをすすめます。また、商店街の活性化を図る取り組みを推進するとともに、地域商業における機能や商業サービスの充実などによる商店街の活性化を支援します。

主要施策	主要事業	事業概要
□中心市街地のにぎわいづくり	商業環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 多様な店舗が一体となった商業空間の整備 街路・公園等を含めた商業集積計画の推進
	中心市街地のにぎわいの創出	<ul style="list-style-type: none"> 商業集積と街路整備や駐車場、小公園等の複合整備 地元資本による多様な都市型サービスの進出促進
□商店街の活性化支援	商店街の活性化支援	<ul style="list-style-type: none"> 商店街の活性化を図る取り組みの推進（空き店舗対策等） 魅力ある街並みの再生支援 地域生活に密着した店づくりや生活支援サービスの促進による地域商業の機能充実支援

	商業サービスの充実支援	・ 注文販売、宅配、移動販売等の商業サービスの充実支援
	流通業務の支援	・ 流通業務団地の造成

④観光の振興

新市観光協会の設立や統一した標識の整備や景観づくり、住民による案内制度等によって観光地としての魅力を高め、宣伝活動や誘客活動によって観光プロモーションを推進します。あわせて、観光・レクリエーション施設の機能充実や新たな観光・交流施設の整備をすすめて観光資源の充実を図るとともに、地域のさまざまな観光資源や地域資源を結ぶ観光ルートを設定し、観光資源の活用を推進します。また、多様な体験交流事業の展開によって、観光と農林業・商業等との連携強化を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□観光地の魅力向上	魅力ある観光地づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 案内板計画の策定 花や緑を活かした特色ある景観づくりの推進 観光情報の一元管理による情報発信・情報提供の推進 観光客への情報提供や観光案内、各種手続きを行う観光オペレーション機能の充実 観光ボランティア、ボランティアガイド制度等による住民参画によるもてなしの向上
	観光プロモーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 新市観光協会の設立 観光パンフレット、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等を活用した観光宣伝 旅行代理店等との連携による誘客促進 アンテナショップの開設等による観光・地域物産等の宣伝
□観光資源の活用	観光・レクリエーション施設の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> 既存観光施設の改装・改修等による魅力向上 温泉施設の改装・改修と周辺整備
	新たな観光・交流施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 新たな観光・交流施設の整備による集客力の向上 (仮称) 遊学の丘公園の整備

	地域資源のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ設定による地域の観光資源を結ぶ観光ルートの設定 ・ 学習や体験を含めた満足度の高いルート設定
	県立公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 龍頭・八重滝県立自然公園や尾原ダム湖公園の整備
□体験交流事業の展開	体験交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然・歴史文化・伝統芸能・農村文化・農林業・畜産酪農・レクリエーション等をテーマとした体験交流プログラムの策定
	農林業・商業等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光施設に加えて農家や飲食店、宿泊施設等との連携による受入態勢の充実

⑤新産業の創出

新産業創出に向けた環境づくりとして、行政や関連機関の連携による総合的な支援体制の構築や農業特区等の導入を図るとともに、起業化支援制度の確立や多様な起業家の育成などの起業化支援を推進します。また、産学官の連携をすすめ、専門的・学術的研究に基づく新商品開発や新ビジネスの開発に取り組みます。

主要施策	主要事業	事業概要
□産業創出の環境づくり	産業振興支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新産業創出に向けた行政体制の充実 ・ 企業支援・産業創出機能の強化
	農業特区等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性を活かした農業特区等の導入 ・ 特区への参入・事業化の促進
	総合的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業・事業所、研究機関、行政の連携体制の確立 ・ 産学官の連携体制の構築 ・ しまね産業振興財団等の産業支援機関との連携強化
□起業化支援の推進	起業化支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起業家への融資制度等、起業化支援制度の確立 ・ 事業拠点の貸与等、起業化支援機能の強化
	多様な起業家の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成の推進（起業家教育、女性や高齢者の能力発揮） ・ 地域社会を支えるコミュニティビジネスの育成・支援
□地域資源の活用	地域資源を活かした新産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桜など地域資源を活用した製品開発の推進 ・ 産学官連携による専門的・学術的研究に基づく新ビジネスの開発

⑥就労の場の創出

新産業や新ビジネスの開発や多様な就業形態の導入を促進し、地域における魅力ある職種の開発をすすめると同時に、就労環境の向上や働きやすい職場づくりなど、魅力ある就労の場の創出を促進します。また、UJI ターン希望者に対する就労情報の提供や地元企業の受け入れ促進等の取り組みにより、UJI ターンの促進を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□魅力ある職種の開発	新たな職種の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新産業や新ビジネスの開発による新たな職種の開発 ・ 若年層にとって魅力ある職種の導入促進 ・ 高齢者等の知恵や技術が活かせる職種の開発 ・ 専門的な知識や技能、経験等を活かせる職種の開発
	多様な就業形態の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信環境を活かした SOHO 事業等、在宅勤務の導入促進 ・ 人材バンクやボランティア制度等の充実による就業機会の提供
□魅力ある就労の場の創出	就労環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働条件の改善による就労環境の向上 ・ 勤労者福祉施設の充実
	魅力ある職場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で働きやすい職場づくりの促進 ・ 仕事と子育てを両立しやすい職場づくりの促進
□UJI ターンの促進	UJI ターン者への就労情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ UJI ターン希望者に対する地元企業の求人情報等の提供など、情報提供・相談体制の充実
	UJI ターン者の企業受入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業の UJI ターン者受入の促進 ・ 若者や高齢者、女性が働きやすい職場環境づくりの促進

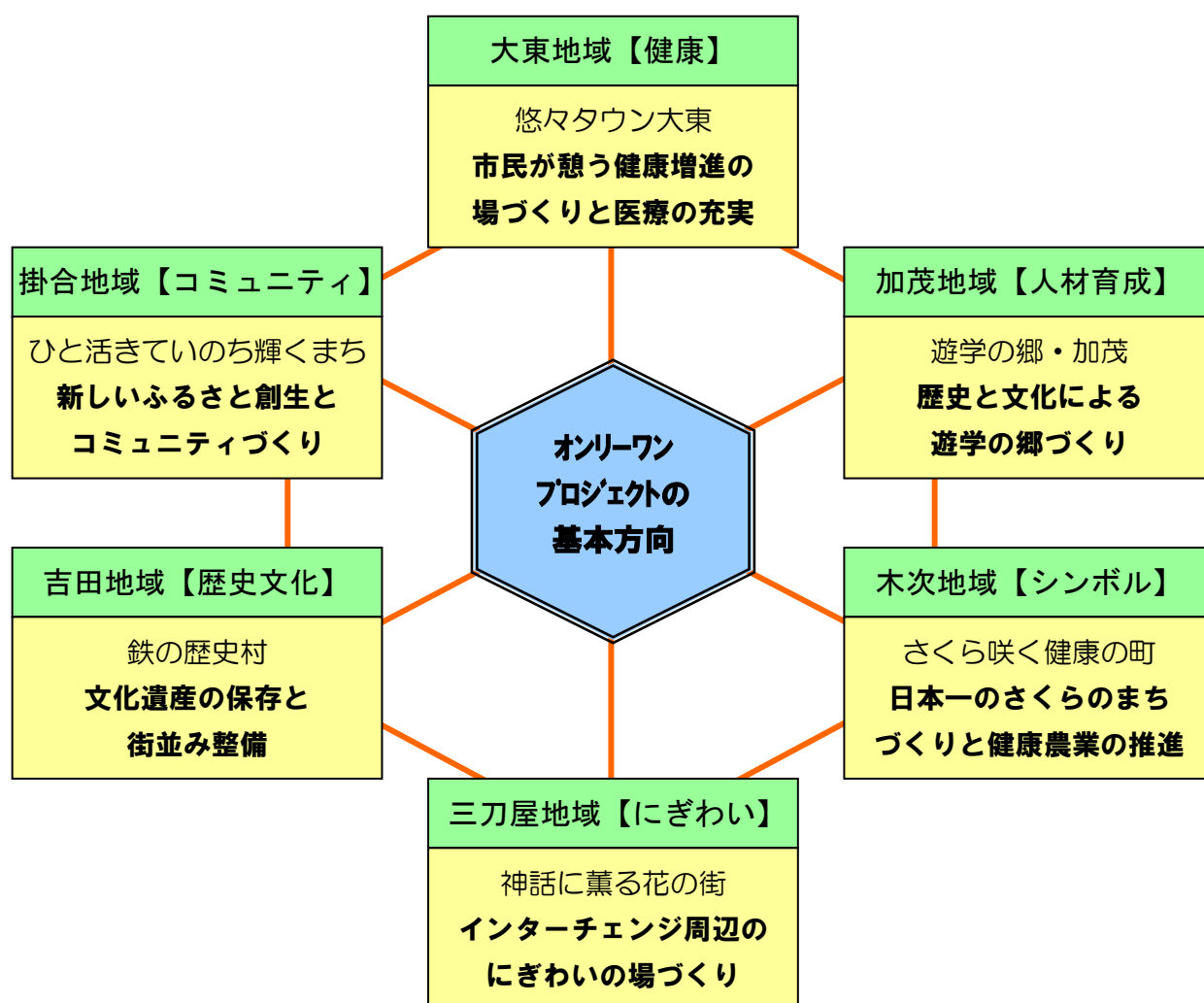
6 オンリーワンプロジェクト

(1) オンリーワンプロジェクトの基本的な考え方

オンリーワンプロジェクトは、旧町村それぞれの特色や資源を活かした取り組みによって、個性豊かな地域の連携による新しい日本のふるさととしての新市の個性化を図るプロジェクトです。

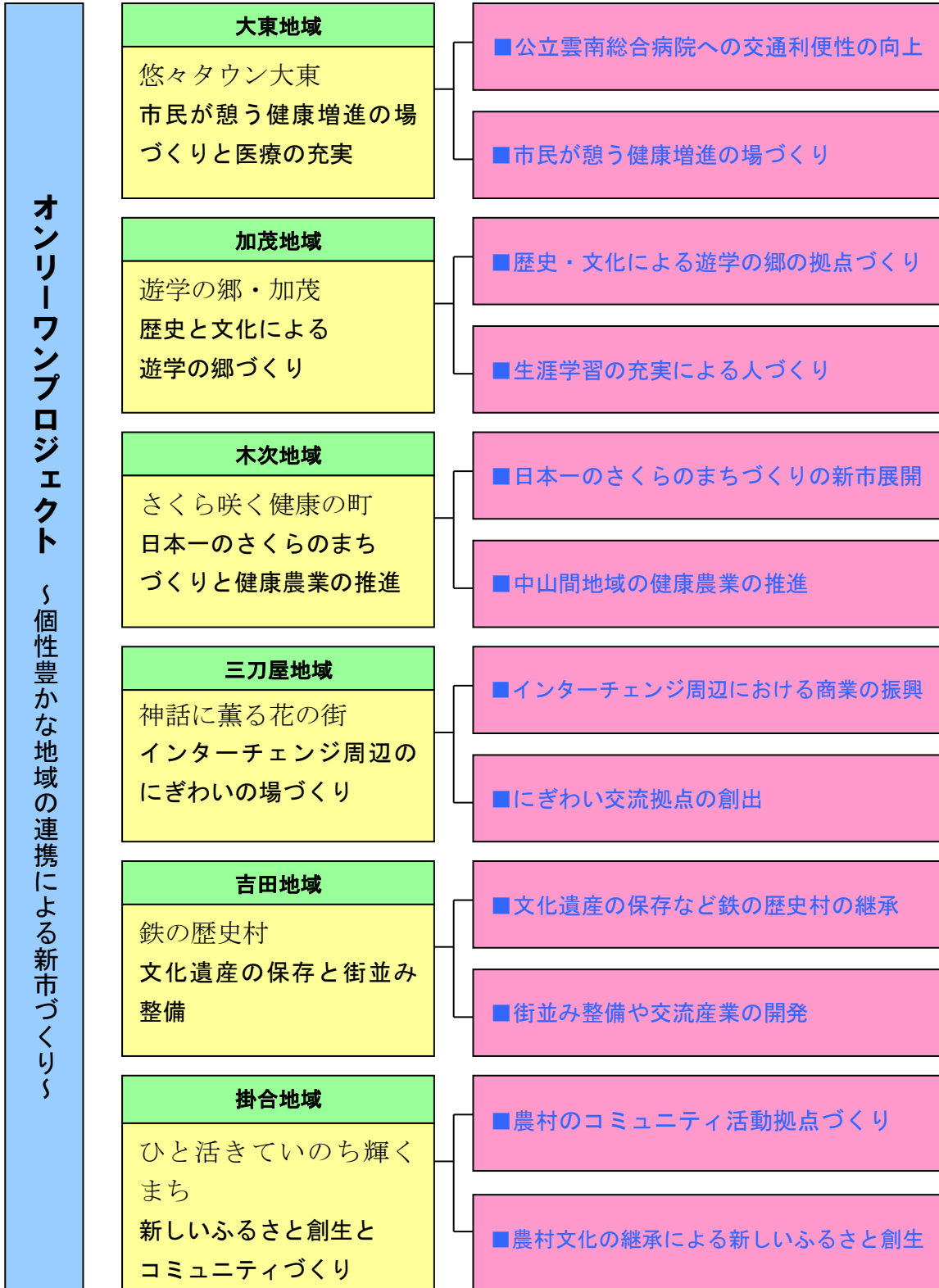
このプロジェクトは、旧町村の総合振興計画に基づくこれまでのまちづくりの成果を引き継ぎ、さらに地域別の整備方針を踏まえたものです。旧町村の個性あるまちづくりの上に、新市における課題を克服し、新市のもつ特性を伸長するもので、6つのプロジェクトによって構成します。6つのプロジェクトは、新市全体の宝物です。

(2) オンリーワンプロジェクトの基本方向



(3) オンリーワンプロジェクトの事業構成

オンリーワンプロジェクトの基本方向を踏まえて、事業構成を次のように設定します。



(4) オンリーワンプロジェクトの事業内容

①大東地域～悠々タウン大東 市民が憩う健康増進の場づくりと医療の充実

■公立雲南総合病院への交通利便性の向上

公立雲南総合病院や JR 出雲大東駅周辺を都市計画事業とあわせ新市における公共交通の起点・終点として整備し、公立雲南総合病院への接続をはじめとする交通利便性の向上を図り、新市における交通結節点の機能強化を図ります。

事業項目	事業内容
JR 出雲大東駅周辺の交通・交流拠点の整備	JR 出雲大東駅舎や駅前広場、バス・タクシーの乗降場、公立雲南総合病院との連絡道等の一体的整備

■市民が憩う健康増進の場づくり

温泉利用による健康増進、保健予防の充実を図る温泉施設「湯の駅」等の周辺整備をすすめ、市民の健康づくりや体力づくりの拠点として、また憩いの場としての活用を図ります。

事業項目	事業内容
「湯の駅」温浴施設の整備	市民の健康づくりや体力づくり、憩いの場など、公立雲南総合病院と連携する健康増進拠点として、海潮天然温泉を利用した温浴施設の整備

②加茂地域～遊学の郷・加茂 歴史と文化による遊学の郷づくり

■歴史・文化による遊学の郷の拠点づくり

歴史や芸術・文化とのふれあいや体験の場として（仮称）遊学の丘公園を整備し、銅鐸文化や陶芸などの芸術、また地域の農産物等を通じた市民や都市住民の幅広い交流活動の場として活用します。

事業項目	事業内容
（仮称）遊学の丘公園の整備	古代出雲文化や銅鐸文化をはじめとする多様な文化に触れ体験ができ、地域の農産物等を通じた幅広い交流の場となる公園施設等の整備

■生涯学習の充実による人づくり

ビリオネア大学等の住民参加による多様な芸術文化活動を推進するとともに、ラメール等を中心とした市民の文化芸術鑑賞や体験学習等の機会充実を図り、新市における生涯学習と人材育成を推進します。

事業項目	事業内容
文化・芸術活動等、生涯学習の推進	ビリオネア大学の市民ミュージカル等、住民参加による文化芸術活動への支援や文化芸術鑑賞、体験学習等の生涯学習機会の提供

③木次地域～さくら咲く健康の町 日本一のさくらのまちづくりと健康農業の推進

■日本一のさくらのまちづくりの新市展開

新市全域を花舞台として住民参画ですすめる花と緑の景観づくりのシンボル拠点として、趣のある市街地整備にあわせ桜並木の保存・拡充整備等に取り組み、日本一のさくらのまちづくりの新市展開を図ります。

事業項目	事業内容
日本一のさくらのまちづくり事業の推進	市街地整備等と連動した新たな桜の名所づくりや、桜やつつじの維持管理の推進や、桜をモチーフにした特産品開発、イベント開催、市民創作劇の支援、観光宣伝などの推進

■中山間地域の健康農業の推進

中山間地域を中心に有機農業の推進を積極的に支援し、研究・普及活動や地元有機農産物の消費促進運動の展開によって健康農業を推進するとともに、学校給食への地元農産物の供給等によって地域ぐるみの食育運動を展開します。

事業項目	事業内容
有機農産物の生産と地産地消の推進	健康農業をすすめる会を中心とした有機農業の研究・普及活動の推進の支援と学校給食野菜生産組合を中心とした地元野菜の供給や食育運動の展開

④三刀屋地域～神話に薫る花の街 インターチェンジ周辺のにぎわいの場づくり

■インターチェンジ周辺整備による商業の振興

陰陽を結ぶ交通網の結節点である三刀屋木次インターチェンジ周辺において、商業集積用地の整備による多様な商業店舗の集積を促進し、新市における流通や商業機能の充実強化を図ります。

事業項目	事業内容
三刀屋木次インターチェンジ周辺の商業の振興	商業集積用地の整備と大型商業店舗や物流センターの誘致の促進

■にぎわい交流拠点の創出

都市計画の策定とそれに基づく道路、住宅、公園等の整備に加え、民間活力による商業店舗の展開等を導入しながら、快適な都市機能を備えたにぎわい交流拠点の総合的な整備を促進します。

事業項目	事業内容
ニュータウンの整備によるにぎわいづくり	都市計画策定と道路や公園、公共施設などの各種都市計画事業の推進、民間活力の導入によるにぎわいの場の形成

⑤吉田地域～鉄の歴史村 文化遺産の保存と街並み整備

■文化遺産の保存など鉄の歴史村の継承

たたら製鉄に係る重要伝統的建造物群の保存地区選定に向けて、菅谷たたら山内の学術的調査等を推進し、貴重な歴史文化遺産の保存と活用をすすめ、新市における鉄の歴史村の継承に取り組みます。

事業項目	事業内容
菅谷たたら山内と重要伝統的建造物群の保存	菅谷たたら山内の地区選定に向けた学術的調査の実施と重要伝統的建造物保存地区における保存・復元事業の推進

■街並み整備や交流産業の開発

鉄山師の街並みが残る本通りの街並み整備を住民参加によってすすめるとともに、地域の生活文化の活用や出身芸術家の協力を活かした交流拠点や集客拠点づくりによって、新たな交流産業の開発を図ります。

事業項目	事業内容
鉄山師の街並み整備と交流施設の整備	本通りの街並み修景や道路、駐車場、広場などの環境整備と交流拠点となる展示施設や既存建物を活用した集客施設の整備

⑥掛合地域～ひと生きていのち輝くまち 新しいふるさと創生とコミュニティづくり

■農村のコミュニティ活動拠点づくり

公民館機能を備えた地域複合拠点としてコミュニティセンターの整備をすすめ、地域の集会施設、伝統文化等の伝承の場、スポーツ施設や広場等としての機能のほか、地域の福祉拠点としての機能拡充を図ります。

事業項目	事業内容
農村文化コミュニティセンターの整備	伝統文化の伝承や福祉活動など、コミュニティ活動の拠点としての機能をもつ既設の集会施設との複合的な地域拠点の整備

■農村文化の継承による新しいふるさと創生

コミュニティセンターにおける酒蔵資料館や一式飾り展示等による農村文化の保存継承や多様な交流活動の取り組みを支援し、新市南部の中核的な集会施設としての活用と農村文化の継承による新しいふるさと創生を図ります。

事業項目	事業内容
農村文化ふるさと創生館としての機能充実	中央公民館としての機能やホール、伝統文化・伝統芸能などの農村文化の継承施設など、中核的なコミュニティセンターの機能充実

「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」を目指す住民と行政の協働のまちづくりの推進体制として、行政システムの変革と効率的で信頼される行政運営に取り組みます。

特に、市町村合併は行財政の仕組みを新しいまちづくりへの挑戦に向けて改革する契機であり、行政組織が変わることによって、市民と行政がまちづくりに向けた力強い絆を生み出すチャンスでもあります。新市では行政運営の改革、組織機構、財政管理、政策推進、専門職の設置への取り組みを重点的にすすめ、新市建設計画の着実な実現を図ります。

基本施策では、住民と行政の協働を推進し総合センター（支所）の機能充実を図ると同時に、効率的な行政運営と健全な財政運営、行政サービスの向上を図ります。

（1）重点施策：**市民の期待に応える行政組織に向けた改革の推進**

①行政運営の改革

- ・迅速性の重視、経費に対する意識の徹底、成果主義への転換による行政経営の視点の導入
- ・住民やNPO、企業と行政が協働で政策を推進していく仕組みづくり
- ・行政直轄事業や外郭団体事業等の見直し、業務のアウトソーシング、職員の定数削減等に向けた推進組織の設置とその推進

②組織機構の改革

- ・総合センター（支所）の機能充実による現場主義の行政サービス
- ・組織機構のグループ制やフラット化等の導入による業務効率性の向上

③財政管理の効率化

- ・財政運営や外郭団体の経営管理をマネジメントする財務管理の専門職の配置

④政策推進の強化

- ・政策評価や新市建設計画をはじめとした長期計画の進捗管理を専門に行う政策評価部門の創設

⑤専門職（部門）の新たな設置

○産業振興

- ・産業振興及び産業創出部局の設置（例 新市産業振興センター）
- ・専門的職員としての民間人の登用や中国経済産業局等との人事交流の検討

○その他

- ・行政改革、人権、男女共同参画、国際交流、子育て支援、環境対策など

（2）基本施策：行財政

①住民と行政の協働

住民参画によるまちづくりの基本姿勢としてまちづくり基本条例を制定するとともに、情報公開の推進や広報活動の充実を図り、住民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
□協働のまちづくりの推進	まちづくり基本条例（市民憲章）の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参画によるまちづくりの基本姿勢としての市民憲章の作成 ・まちづくり基本条例の制定
	協働の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO や地域自主組織等との協働の仕組みづくりの推進
	情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度の確立と情報公開の推進 ・個人情報の保護
	広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報体制の確立と広報活動の充実 ・ケーブルテレビの有効活用等による効率的な情報提供の推進

②総合センター（支所）の機能充実

総合センター（支所）の施設・設備の充実を図り、地域ごとに住民サービスの提供や住民意見の把握、住民の地域活動への支援などに取り組み、旧町村単位の身近な行政拠点の機能充実を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□総合センター（支所）の機能充実	支所の施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・旧町村庁舎の施設整備
	住民サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性の高い住民窓口サービスの提供
	地域振興機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意見の把握 ・地域課題への対応、解決 ・住民の地域活動の支援

③効率的な行政運営

効率的な行政運営を図るため、組織・機構の構築と職員の意識改革を推進し、新たな行政組織を確立します。また、経営手法の確立や行政評価システム、外部監査機能の導入等の政策マネジメント機能の充実によって、行政運営手法の確立を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□新たな行政組織の確立	組織・機構の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支所機能を重視した組織内分権型の組織・機構の構築 ・ 本庁・総合センター（支所）の役割分担による効率的な行政運営 ・ 組織のフラット化の検討 ・ 専門職（部門）の設置と専門的職員等の配置 ・ 行政改革推進組織の設置
	職員の意識改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働のまちづくりに向けた行政職員の意識改革の推進
□行政経営手法の確立	経営手法の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 認証取得等、国際基準レベルの行政手法の確立
	政策マネジメント機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業評価・政策評価等、行政評価システムの導入 ・ 外部監査機能の導入

④健全な財政運営

財政計画に基づく事業の推進や財政分析を実施すると同時に、財政構造の健全化や自主財源の確保に取り組み、計画的な財政運営を推進します。また、事務事業の効率化や広域行政の推進によって、財政運営の効率化を図り新市建設計画の着実な実現を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□計画的な財政運営	計画的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政計画に基づく事業の推進 ・ 貸借対照表の作成による財政分析の実施
	財政構造の健全化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰上償還の実施 ・ 負担金・補助金・交付金の適正化 ・ 人件費・物件費等の経費削減

	自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益者負担の適正化 ・ 徴収率の向上 ・ 課税客体の公平な把握 ・ 未利用財産の処分
□財政運営の効率化	事務事業の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の管理・運営の適正化
	民間活力の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間委託やPFI等による民間活力の導入
	広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雲南広域連合等との連携による広域行政の推進

⑤行政サービスの向上

専門的知識をもつ職員の育成・確保等による専門性の高いサービスの提供や職員の資質向上によって、行政サービスの高度化を図ります。また、窓口サービスの充実や電子自治体の推進によって、行政サービスの利便性の向上を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
□行政サービスの高度化	専門性の高いサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各分野における専門的知識をもつ職員の育成・確保 ・ 施策内容に対応したプロジェクトチーム等の結成
	職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主研修、体験研修、体系的研修制度の充実 ・ 行政に精通した専門家の育成
□行政サービスの利便性の向上	窓口サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した窓口サービスの充実
	電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電算システムの統合による行政サービスの電子化の推進 ・ 情報通信網を活用した各種申請・施設予約等の利便性の向上

1 建設計画期間中の推進事業

都道府県は合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めることとなっています。新市建設を総合的かつ効果的に推進するため、新市では、島根県の各種施策に参画するとともに、以下のような国及び県事業を地域の状況を踏まえた整備方法等により、円滑に実施されるよう連携、協力を図りながら積極的に推進するものとします。

分類	事業項目	主要事業	該当地域
都市基盤・生活環境	治水事業の推進	尾原ダム建設事業	木次
	水源の確保	水道用水供給事業 (第2期拡張事業)	加茂
	高速道路網の整備	中国横断自動車道尾道松江線建設事業(三刀屋木次インターチェンジ以南の整備)	木次・三刀屋・吉田・掛合
		国道54号拡幅整備事業 (加茂木次境～三刀屋木次インター線)	加茂・木次・三刀屋
	道路網の整備	国道54号三刀屋トンネル拡幅事業	三刀屋
		国道314号改良(再舗装、修繕)整備	木次・三刀屋 吉田
	県道整備の推進	(主) 松江木次線((都)新庄飯田線) 飯田工区 土地区画整理事業区内	大東
		(主) 松江木次線 須賀～薦沢間	大東
		(主) 松江木次線 大東街道踏切～駅前町道阿用停車場線交点	大東
		(主) 玉湯吾妻山線((都)神田大通線) 町民体育館～西町	大東
		(主) 玉湯吾妻山線 遠所工区	大東

第8 新市における国・県事業の推進

分類	事業項目	主要事業	該当地域
都市基盤・生活環境	県道整備の推進	(主) 出雲三刀屋線 伊萱地内	三刀屋
		(主) 川本波多線 波多工区	掛合
		(主) 安来木次線 ((都) 出雲西城線)	木次
		(主) 安来木次線 上久野工区 中久野工区 真金工区 寺領地内	大東・木次
		(主) 出雲仁多線 根波別所工区	三刀屋
		(主) 大東東出雲線 小河内工区	大東
		(一) 出雲大東線 大東下分工区 上げ～西大橋間	大東
		(一) 掛合大東線 西日登工区 宇谷地内 東日登工区 多久和 上熊谷間 掛合地内 西阿用地 内 中野多久和間 掛合町境中 野間	大東・木次 三刀屋・掛合
		(一) 三刀屋佐田線 加食田地内	三刀屋
		(一) 木次直江停車場線 三代 工区	加茂
		(一) 上久野大東線 清田工区 塩田工区 金成橋上 清田	大東
		(一) 杉戸仁多線 梅木工区 金原工区 曾木工区 深野工区 深野交差部	吉田
		(一) 稗原木次線 地王工区 高窪工区	三刀屋
		(一) 吉田三刀屋線 多久和工区 多久和三刀屋間 六重地内 吉田村起点部	三刀屋 吉田
(一) 吉田頓原線 吉田町工区 大吉田工区 民谷工区	吉田		

分類	事業項目	主要事業	該当地域	
都市基盤・生活環境	県道整備の推進	(一) 宮内掛合線 穴見工区 入間工区	掛合	
		(一) 佐田八神線 寸後谷工区	掛合	
		(一) 吉田掛合インター線	吉田	
	農道、林道整備の推進	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業		
		・砂子原2期	加茂	
		・宇谷、大原第2	木次	
		・木次、加茂	加茂・木次	
		・萱野、禪定	三刀屋・掛合	
		ふるさと農道整備事業	三刀屋	
		・熊萱		
		一般農道整備事業	吉田	
		・上山		
	ほ場整備の推進	経営体育成基盤整備事業 (ほ場整備事業)		
		・北大西、加茂西、三代	加茂	
		・養賀	大東・加茂	
		中山間地域総合整備事業		
		・飯石北、飯石南	三刀屋・吉田・掛合	
		・大原	大東・木次	
	農地保全の推進	地すべり対策事業	6町村	
	治山事業の推進	治山事業 ・山地治山 ・保安林整備 ・水土保全治山 ・水源地域整備 ・地すべり防止	6町村	

第8 新市における国・県事業の推進

分類	事業項目	主要事業	該当地域
都市基盤・生活環境	治水事業等の推進	通常砂防工事	6 町村
		急傾斜地崩壊対策工事	6 町村
		河川改修事業	
		・赤川、支川山田川	大東
		・請川	木次
		・鳴滝川、内原川	加茂
生涯学習・教育文化	学校施設の充実	三刀屋高校総合学科棟整備事業	三刀屋
	文化財の保存と活用	古代文化の郷“出雲”整備事業 ・文化財を野外博物館としてネットワーク化	6 町村

2 県事業としての実施に向けて引き続き推進する事業

合併協議会で県事業として実施していくことの重要性が確認されている事業で、引き続き、県等の協議をすすめ、その実施に向け早急に取り組みます。

分類	事業項目	主要事業	該当地域
都市基盤・生活環境	自然とふれあう場づくりの推進	県立尾原ダム湖公園整備事業	木次

3 実現に向けて取り組む国・県事業等

合併協議会での新市建設計画協議の中で重要性及び必要性の認識が得られている事業については、国及び県等と協議・調整を行い、事業実現に向けた取り組みを新市ですすめていきます。

分類	事業項目	主要事業	該当地域
都市基盤・生活環境	水源周辺環境整備	稗原ダム周辺の環境整備	三刀屋
	県道整備の推進	(主) 松江木次線 ((都) 新庄飯田線) 区画整理事業地内～新庄	大東
		(主) 松江木次線 温泉工区 R54～法務局	大東・木次
		(主) 玉湯吾妻山線 ((都) 神田大通線) 西町～古城	大東
		(主) 掛合上阿井線 梅木～仁多町境	吉田
		(主) 安来木次線 真野谷地内	大東
		(一) 木次横田線	大東・木次
		(一) 出雲大東線 西大橋～古城間	大東
		(一) 木次直江停車場線 R54～加茂町境	木次
		(一) 海潮穴道線 玉湯吾妻山線入口付近	大東
		(一) 上久野大東線 笹谷地内 長安寺～代官家間	大東
		(一) 稗原木次線 簸上橋	木次
		(一) 吉田頓原線 民谷工区の残区間	吉田
県営住宅団地	住宅団地の整備	6 町村	
産業・雇用	企業誘致の推進	インターチェンジを核とした工業団地の造成	6 町村
生涯学習・教育文化	地域教育の推進	地域教育コーディネーターの配置	6 町村

公共施設等については、財政状況を踏まえ、効率的な整備と運営をすすめていく必要があります。また、管理運営団体の見直しを行いながら、施設の統廃合の検討を行います。一方で、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮することも必要です。

こうした視点に立ち、新市において具体的に検討していくこととします。

さらに、新たな公共施設等の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。また、その際、地域の特殊性を考慮するとともに、交通・情報通信網といった基盤整備状況等を踏まえ、利便性のバランスが保たれるように配慮します。

なお、新市の本庁舎については、当面は、既存施設の有効利用の観点から、木次町役場に置くものとし、新たな本庁舎は、今後、財政状況等を勘案の上、新市建設計画の期間中の建設を目指します。

また、合併以前の町村役場については、住民生活に密着した行政サービスを提供し、地域住民と連携したまちづくりをすすめるため、支所機能やまちづくり機能を有する施設として活用します。これらの施設は、ネットワークの強化等を図っていくとともに、複合的な利用を図るなど、既存施設の有効活用をすすめます。

1 策定の前提

財政計画は、新市建設計画に定められた施策を計画的に実施していくために、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って限られた財源の効率的な運用を図り、適切な財政運用を行うために策定するものであり、新市の財政運営の指針となるものです。

計画期間は平成 17 年度から平成 36 年度までの 20 年間とし、普通会計ベースで策定します。なお、平成 16 年度から平成 29 年度までは決算額、平成 30 年度は、決算見込額を計上し、平成 31 年度から平成 36 年度までは雲南市中期財政計画及び長期推計に基づき算定します。また、水道、下水道、市立病院など特別会計・企業会計分の経費については、普通会計の中で繰出金、補助金として計上します。

国や地方をとりまく社会情勢が大きく変わりつつある中、平成 16 年度から平成 18 年度の 3 年間については、いわゆる三位一体の改革が実施され、地方交付税及び臨時財政対策債の発行可能額が大きく削減されました。

このことは、歳入において一般財源の多くを地方交付税に求める雲南市にとっては、予測を大きく超えたものであり、行財政運営においてこれまでにない厳しい対応を迫られ、平成 17 年度に財政非常事態を宣言し、職員の給与カットや職員定数の削減、普通建設事業費や補助金の見直し等に取り組んできました。

一方、平成 20 年度から国において経済対策が積極的に実施され、数回にわたる各種臨時交付金の交付や平成 22 年度からの過疎債のソフト事業への拡充などにより、平成 24 年度当初予算において、合併後初めて基金を取り崩すことなく予算編成を行うことができました。このような中、平成 24 年度には、過疎法と合併特例債の特例に関する法律の期間がそれぞれ 5 年間延長され、さらに平成 30 年度には、合併特例債の特例に関する法律の期間が 5 年間延長されました。引き続き財政運営を見通しながら、この制度を積極的に活用していくこととします。

また、平成 24 年 8 月に成立した「社会保障と税の一体改革」にかかる法律に基づき、平成 31 年 10 月 1 日から消費税が 10% に引き上げられることになっていきます。地方財政におよぼす影響は大きく、今後の動向を注視する必要があります。

さらに、平成 27 年度からは、普通交付税（臨時財政対策債を含む。）が、合併算定替から一本算定へと段階的に移行され、雲南市は大きな影響を受けることになります。こうしたことから、雲南市と同様に大きな影響を受ける岡山県真庭市、美作市、広島県安芸高田市と共同し、財源補償制度としての交付税制度や条件不立地における新しい自治体の行政サービスの姿に向けた交付税上の課題について研究し、「交付税制度研究会報告書」を取りまとめました。これをもとに、長崎市や今治市などとも連携し、「合併算定替終了に伴う財政対策連絡会議」を立ち上げ、合併市町村における様々な実態を踏まえた合併算定替終了後の財政支援措置について、国に要望を行ってきました。この結果、平成 27 年 1 月に「市町村の姿の変化に対応した交付税算定について(案)」が総務省から示され、合併算定替分約 9,500 億円のうち約 7 割の 6,700 億円程度が確保されることとなりました。

た。雲南市においては、平成 30 年度算定ベースで一本算定との差額 27.2 億円のうち 17.7 億円が措置される見込みとなりました。

このような状況を踏まえ、本計画を一定の指針にしながら、中長期的な財政運営の計画を立て、単年度ごとに堅実な財政運営を基調とした予算編成を行い対応することになります。

2 策定方針

(1) 健全財政の堅持

地方財政をとりまく環境が今後一層厳しくなることを十分考慮し、合併による財政特例措置の活用により新市のまちづくりに努める一方で、適切な歳入歳出見積もりと行財政改革を実施するという健全財政堅持の考え方により、新市の財政運営の指針・目安としての財政計画を策定します。

(2) 算定方法

平成 16 年度から平成 29 年度までは決算額であり、平成 30 年度は決算見込額を積算し、平成 31 年度から平成 36 年度までは雲南市中期財政計画及び長期推計に基づき算定します。

(3) 普通建設事業費の確保

普通建設事業費については、平成 31 年度から平成 35 年度までは、実施計画に基づき計上し、平成 36 年度は、17 億円の事業費を計上しています。

3 策定方法

歳入

(1) 地方税

現行制度を基本とし、平成31年度当初予算額をベースに算定しています。均等割については、平成32年度以降毎年1.0%減するとともに均等割加算分の追加をしています。所得割については、平成32年度以降は平成31年度と同額を計上しています。

(2) 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例により算定しています。平成27年度から平成32年度までは、一本算定移行を反映（算定替額と一本算定額との差額分に平成27年度：0.9、平成28年度：0.7、平成29年度：0.5、平成30年度：0.3、平成31年度：0.1を乗じた額を一本算定額に加えた額）して計上しています。

特別交付税については、平成31年度13.2億円、平成32年度以降13.5億円と同額を計上しています。

(3) 国庫支出金・県支出金

普通建設分については、事業別に計上しています。扶助費関連については、平成32年度以降毎年3.0%増で計上し、児童手当については、平成32年度以降毎年2.0%減で計上しています。その他については、平成32年度以降同額を計上しています。

(4) 地方債

新市建設計画、実施計画における事業実施にともない、合併特例債、過疎対策事業債などの有利な地方債を活用することとして算定しています。なお、合併特例債については平成36年度まで計上しています。

(5) その他

その他の歳入については原則これまでどおりを見込んでいますが、「社会保障と税の一体改革」にかかる影響について、地方消費税交付金等で見込んでいます。

歳出

(1) 人件費

定員管理計画に基づき、退職者の補充を抑制することによる一般職員数（普通会計）の削減を見込んで算定しています。

(2) 物件費

平成 32、33 年度は、4.0%減、平成 34 年度以降は、3.0%減で計上しています。

(3) 扶助費

少子高齢化等への対応を想定して、児童手当については、平成 32 年度以降毎年 2.0%減で計上し、その他については、平成 32 年度以降毎年 3.0%増を見込んで算定しています。

(4) 補助費等

一部事務組合に係るものについては、通常分は平成 32、33 年度 4.0%減、平成 34 年度以降毎年 3.0%減で計上し、普通建設事業分は、事業別の計上をしています。企業会計に係るものについては、経営計画に基づき計上しています。その他については、平成 32、33 年度 4.0%減、平成 34 年度以降毎年 3.0%減で計上しています。

(5) 公債費

新市建設計画、実施計画に基づく事業の実施等にともなう新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

(6) 普通建設事業費

新市建設計画における主要事業に係る普通建設事業と実施計画に係る普通建設事業を見込んで算定しています。

(7) その他

その他の歳出については原則これまでどおりを見込んでいますが、積立金について合併特例債の活用による新市振興基金の造成（10 年間同額計上）を見込んでいます。

(解説) 財政計画の算定方法

1. 平成30年度は、決算見込み額を基準とし、平成31年度は、当初予算額に平成30年度からの繰越額と、その後の増減見込み額を積算する。平成32年度から平成36年度については、平成31年度数値を基準として推計する。
2. 普通建設事業費については、新市建設計画、実施計画を考慮し計上する。
3. 普通交付税については、一本算定移行分を平成27年度から計上する。(個別算定と一本算定との差額分) H27:0.9、H28:0.7、H29:0.5、H30:0.3、H31:0.1を乗じた額を一本算定額に加えた額
4. 国勢調査に伴う人口分の事業費については、本計画に反映する。
5. 総務省より示された「市町村の姿の変化」に対応した交付税算定について、本計画に反映する。

歳入

歳入	項	算定根拠
市税	市民税	均等割 H32以降:△1.0%、所得割 H32以降:H31と同額
	個人市民税	H32以降:H31と同額
	法人市民税	土地 H32以降:H31と同額、家屋:H33、H36:△5.0%(評価率)、H32、H34、H35:各年度2.0%増、償却 H32以降:H31と同額
	固定資産税	H32以降:H31と同額
地方譲与税	特定自動車税	H32以降:H31と同額
	たばこ税	H32以降:H31と同額
利子割交付金		H31:国の指示申込率から推計、H32以降:H31と同額 H31～森林環境整備と創設:国試算額より推計
		H31:国の指示申込率から推計、H32以降:H31と同額
配当割・株式交付金		H31:国の指示申込率から推計、H32以降:H31と同額
		H31:国の指示申込率から推計、H32以降:消費税率10%で推計
地方消費税交付金		H31:国の指示申込率から推計、H32以降:H31と同額
		H31:国の指示申込率から推計、H32以降:H31と同額
ゴルフ場利用税交付金		H31:国の指示申込率から推計、H32以降:H31と同額
		H31:国の指示申込率から推計、H32以降:H31と同額
自動車取得税交付金		H31:国の指示申込率から推計、H32以降:H31と同額
		H31:国の指示申込率から推計、H32以降:H31と同額
環境性能割交付金		H31:10.1割 H31～:国試算額より推計
		H31:国の指示申込率から推計、H32以降:H31と同額
地方特例交付金		H31:△3.5%、H31以降:△1.0%
		H31:H30と同額、H32以降:0.5% 別途:国勢調査人口分を反映、 H27以降:一本算定移行を反映(算定替額と一本算定額との差額分) H27:0.9、H28:0.7、H29:0.5、H30:0.3、H31:0.1を乗じた額を一本算定額に加えた額)
地方交付税	包括算入分	H30以降:皆減
	個別算入分 (事業費補正以外)	地域経済・雇用対策費分 地域の元気創造事業 人口減少等特別対策事業 事業費補正・公債費分 臨時財政対策債替分 収入額
特別交付税	地域経済・雇用対策費分	H31:1,320百万円、H32以降:1,350百万円
	地域の元気創造事業	H31:国の指示申込率から推計、H32以降:H31と同額
交通安全交付金	人口減少等特別対策事業	通常分(普通以外) H32以降:H31と同額、普通建設事業分:事業別の計上
	事業費補正・公債費分	幼保連携使用料分 H32以降:毎年△2.0%、その他 H32以降:同額
分担金負担金	臨時財政対策債替分	
	収入額	
使用料・手数料	収入額	

国庫支出金			普通建設分:事業別の計上 扶助費関連 H32以降:毎年3.0%増、児童手当 H32以降:毎年△2.0%、その他 H32以降:同額
県支出金			普通建設分:事業別の計上 扶助費関連 H32以降:毎年3.0%増、児童手当 H32以降:毎年△2.0%、その他 H32以降:同額
財産収入			通常分(普通以外の)H32以降:H31と同額、普通建設事業分:事業別の計上
寄附金			H32以降:H31と同額
繰入金			特定目的基金繰入金(うち地域振興基金)H31:281百万円、H32以降:230百万円)、収支調整分を計上
繰越金			H31:269百万円(繰越事業を含む)、H32以降:0
諸収入			扶助費関連 H32以降:毎年3.0%増、普通建設事業分:事業別の計上、その他 H32以降:同額
市債		臨時財政対策債 事業債	普通交付税の臨時財政対策債償還分を計上 事業毎に充当率で積算、合併特別債(H31～H36、過疎対策事業債(ソフト)H30～H36 利率0.5%)

歳 出

款	項	築定根拠	
人件費	職員数	退職者の1/3～1/2程度の採用、H35:普通会計職員数 433名	
	給与総額	総額抑制 定期昇給率:2.0%、人事院勧告:0.0% H32、H33:△4.0%、H34以降:毎年△3.0%	
物件費		H32以降:H31と同額	
維持補修費		児童手当 H32以降:毎年△2.0%、その他 H32以降:毎年3.0%増	
扶助費等	公債費	実額及び見込額	
	通常分	通常分 H32、H33:△4.0%、H34以降:△3.0%、普通建設事業分:事業別の計上	
公債費	上水道事業	経営計画額	
	下水道事業	H32以降:公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業法適用分計上	
	病院事業	企業債科子償還金の1/2(繰出基準分)	
	上記以外	経営計画額、H31以降:掛合診療所市立病院化分計上	
	定期償還	H32、H33:△4.0%、H34以降:毎年△3.0%	
	繰上償還	実額及び見込額 実績 H17:765百万円、H18:533百万円、H19:651百万円、H20:683百万円、H21:731百万円、H22:1,450百万円、H23:1,363百万円、H24:1,462百万円、H25:1,128百万円、 H26:1,103百万円、H27:1,029百万円、H28:276百万円、H29:115百万円、H30:0百万円	
	積立金	計画 H31以降:なし 基金積立金	
	投資及び出資	建設改良費(特定財源を除く)及び企業債元金償還金の1/2(繰出基準分)	
	貸付金	病院事業	経営計画額(元金償還に係る)
		通常分	H32以降:同額
繰出金	生活排水処理事業	経営計画額、平均化債:H31以降:240百万円、H32以降:公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業法適用分減	
	国民健康保険事業	H32以降:毎年2.0%増、H31以降:掛合診療所市立病院化分減	
	後期高齢者医療事業	H32以降:毎年2.0%増	
	介護保険事業	H32以降:毎年2.0%増	
普通建設事業費		実績 H16:9,622百万円、H17:5,576百万円、H18:5,121百万円、H19:3,890百万円、H20:3,675百万円、H21:4,848百万円、H22:5,961百万円、H23:3,157百万円、 H24:2,748百万円、H25:3,390百万円、H26:4,790百万円、H27:5,304百万円、H28:2,989百万円、H29:4,422百万円	
		計画 H30:4,737百万円、H31:6,285百万円、H32:4,520百万円、H33:2,665百万円、H34:1,615百万円、H35:1,862百万円、H36:1,615百万円	
災害復旧費		実績 H18:1,132百万円、H19:1,505百万円、H20:97百万円、H21:316百万円、H22:194百万円、H23:321百万円、H24:441百万円、H25:413百万円、H26:59百万円、 H27:33百万円、H28:60百万円、H29:84百万円	
		計画 H30:272百万円、H31:328百万円、H32:100百万円、H33:100百万円、H34:100百万円、H35:100百万円、H36:100百万円	

財政計画

(単位:百万円)

歳入

項目	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
市税	3,618	3,561	3,702	4,044	3,990	3,941	3,971	4,015	3,988	4,064	4,148	3,982	4,037	4,142	3,987	4,007	4,024	3,979	3,995	4,012	3,967
地方譲与税・交付金等	1,245	1,271	1,378	957	902	872	863	826	745	741	794	1,117	1,005	1,068	1,092	1,015	1,092	1,092	1,107	1,107	1,107
地方交付税	12,590	13,612	13,731	13,508	14,149	14,563	15,313	15,418	15,483	15,615	15,267	14,860	14,349	13,686	13,222	12,805	12,679	12,420	12,312	12,534	12,318
普通交付税	10,940	12,062	12,181	12,067	12,647	13,025	13,657	13,786	12,899	14,093	13,771	13,404	12,932	12,301	11,874	11,485	11,329	11,070	10,962	11,184	10,968
特別交付税	1,650	1,550	1,550	1,441	1,502	1,538	1,656	1,632	1,584	1,522	1,496	1,456	1,417	1,385	1,348	1,320	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
分担金・負担金	246	370	382	361	346	366	345	326	274	260	264	248	246	231	275	265	241	245	245	245	245
使用料・手数料	617	580	460	468	462	490	477	436	433	452	457	437	440	429	410	407	407	407	407	407	407
国庫支出金	2,325	2,686	2,814	2,257	2,255	4,094	4,914	2,108	1,929	2,426	2,130	2,430	2,250	2,812	2,300	2,419	2,076	2,050	1,918	1,948	1,964
普通建設・災害事業分	1,341	1,554	1,864	1,280	560	1,606	2,675	363	370	691	491	615	384	972	925	772	407	400	240	248	240
その他通常分	984	1,132	950	977	1,695	2,488	2,239	1,745	1,559	1,735	1,639	1,815	1,866	1,840	1,375	1,647	1,669	1,650	1,678	1,700	1,724
県支出金	3,894	1,969	1,987	2,214	1,679	1,876	2,530	2,229	2,106	1,822	2,304	2,226	1,871	1,970	1,933	2,091	1,925	1,956	1,973	1,991	2,021
普通建設・災害事業分	819	791	876	666	103	97	530	313	587	357	791	606	211	234	209	284	131	133	99	89	99
その他通常分	3,075	1,178	1,111	1,548	1,576	1,779	2,000	1,916	1,519	1,465	1,513	1,620	1,660	1,736	1,724	1,807	1,794	1,823	1,874	1,902	1,922
財産収入	132	161	151	578	543	647	181	151	98	109	228	79	35	43	38	29	27	27	27	27	27
繰入金	4,777	1,126	627	670	355	282	90	365	41	42	101	74	257	88	635	1,066	823	776	760	740	740
繰越金	454	329	384	399	285	415	563	504	306	414	308	419	382	445	414	269	0	0	0	0	0
諸収入等	1,310	733	741	898	882	949	835	951	921	875	1,216	1,100	781	925	930	737	735	740	746	752	758
地方債	6,766	4,451	3,932	3,425	2,997	3,173	3,165	2,519	3,299	3,706	4,486	4,432	3,160	3,921	4,630	6,082	5,159	2,864	2,142	2,348	2,348
うち普通建設事業等分	5,170	3,168	2,751	2,322	1,943	1,722	1,087	737	2,245	2,634	3,450	3,473	2,433	3,201	3,943	5,482	4,559	2,264	1,542	1,748	1,748
うち臨時財政対策債分	1,222	947	846	768	719	1,116	1,423	1,049	1,054	1,072	1,036	959	727	720	687	600	600	600	600	600	600
歳入合計	37,974	30,849	30,289	29,779	28,855	31,688	33,247	29,848	29,623	30,526	31,703	31,404	28,813	29,750	29,866	31,192	29,188	26,556	25,632	26,111	25,902

財政計画

歳出

(単位:百万円)

項目	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
人件費	5,402	5,036	4,712	4,755	4,628	4,583	4,584	4,681	4,568	4,410	4,322	4,314	4,236	4,234	4,073	4,127	4,244	4,161	4,170	4,160	4,159
公債費	5,432	6,301	6,330	6,471	6,173	6,343	6,859	6,548	6,501	6,054	5,898	5,539	4,503	4,196	4,022	3,948	3,923	3,845	3,956	4,263	4,368
定期償還	5,351	5,536	5,861	5,890	5,490	5,612	5,409	5,185	5,039	4,926	4,795	4,510	4,227	4,081	4,022	3,948	3,923	3,845	3,956	4,263	4,368
繰上償還	81	765	469	581	683	731	1,450	1,363	1,462	1,128	1,103	1,029	276	115	0	0	0	0	0	0	0
扶助費	1,589	1,811	1,761	1,836	1,987	2,186	2,838	2,885	2,951	2,966	3,559	3,633	3,808	3,844	3,548	3,585	3,541	3,595	3,651	3,710	3,771
物件費	3,746	3,437	3,017	2,949	2,930	2,984	3,018	3,075	2,953	3,197	3,622	3,713	3,871	3,578	3,904	4,245	4,076	3,913	3,795	3,681	3,571
維持補修費	162	85	125	103	105	152	94	122	228	216	242	221	214	334	389	282	282	282	282	282	282
補助費等	4,800	4,385	4,329	4,212	4,779	4,699	4,166	4,068	4,012	4,266	3,815	3,898	3,962	4,399	4,666	4,761	5,288	4,727	4,676	4,591	4,505
一部事務組合	1,740	1,883	1,899	1,921	1,732	2,021	1,742	1,692	1,714	1,633	1,643	1,574	1,625	1,602	1,595	1,790	1,981	1,457	1,417	1,379	1,342
企業会計補助金	503	436	478	448	757	699	613	641	594	827	659	560	532	860	850	1,021	1,743	1,728	1,756	1,731	1,698
その他	2,557	2,066	1,952	1,843	2,290	1,979	1,811	1,725	1,704	1,806	1,513	1,764	1,805	1,937	2,221	1,950	1,564	1,542	1,503	1,481	1,465
普通建設事業費	9,622	5,576	5,121	3,890	3,675	4,848	5,961	3,157	2,748	3,390	4,730	5,304	2,989	4,422	4,911	6,285	4,517	2,665	1,685	1,862	1,615
現年分	4,587	3,967	3,967	3,302	3,177	3,912	1,745	2,280	2,373	2,800	4,396	4,982	2,906	3,989	4,487	5,263	4,517	2,665	1,685	1,862	1,615
繰越分	989	1,154	1,154	588	498	936	4,216	877	375	590	334	322	183	433	424	1,022	0	0	0	0	0
災害復旧費	144	481	1,132	1,505	97	316	194	321	441	413	99	33	60	83	272	328	100	100	100	100	100
現年分	421	1,086	78	78	11	316	100	319	375	94	78	19	60	54	135	63	100	100	100	100	100
繰越分	60	46	1,427	86	86	0	94	2	66	319	21	14	0	29	137	265	0	0	0	0	0
積立金	3,775	380	388	378	482	1,211	1,551	1,037	831	774	437	56	209	297	141	118	103	103	103	103	103
繰出金	2,370	2,581	2,610	2,991	3,303	3,499	3,194	3,419	3,737	3,823	4,034	4,118	4,320	3,685	3,430	3,251	2,859	2,896	2,945	3,004	3,061
国保・後期高齢・介護等分	1,205	1,313	1,322	1,403	1,532	1,561	1,607	1,688	1,708	1,711	1,838	1,897	1,942	1,942	1,908	1,701	1,992	2,031	2,072	2,113	2,156
節水・生活排水・灌漑等分	1,165	1,268	1,288	1,588	1,771	1,938	1,587	1,731	2,029	2,112	2,196	2,221	2,378	1,743	1,522	1,550	867	865	873	891	905
投資及びひき出し資金	179	315	284	125	203	205	206	162	163	483	444	143	146	174	182	212	205	219	219	305	317
貸付金	424	77	81	279	78	79	78	77	76	226	82	50	50	90	59	50	50	50	50	50	50
歳出合計	37,645	30,465	29,890	29,494	28,440	31,105	32,743	29,542	29,209	30,218	31,284	31,022	28,368	29,336	29,597	31,192	29,188	26,556	25,632	26,111	25,902
収支	329	384	399	285	415	563	504	306	414	308	419	382	445	414	269	0	0	0	0	0	0

基金残高	7,339	6,592	6,354	6,066	6,196	7,128	8,592	9,263	10,054	10,787	11,123	11,107	11,064	11,284	10,893	9,974	9,254	8,581	7,923	7,286	6,648
財政調整基金	822	822	822	824	827	830	862	1,112	1,304	1,432	1,434	1,437	1,439	1,440	1,439	1,361	1,277	1,193	1,109	1,029	949
減債基金	4,378	3,361	2,935	2,507	2,396	2,923	3,672	3,878	4,034	4,140	4,146	4,153	4,156	4,158	4,153	3,836	3,501	3,165	2,829	2,510	2,190
特定目的基金	2,139	2,409	2,597	2,735	2,973	3,375	4,058	4,273	4,716	5,215	5,543	5,517	5,469	5,686	5,301	4,777	4,476	4,223	3,985	3,747	3,509

地方債残高	56,578	55,643	54,175	52,023	49,678	47,278	44,285	40,904	38,275	36,437	35,466	34,746	33,710	33,681	34,554	36,730	38,116	37,322	35,651	33,953	32,137
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

新市建設計画

いのち
生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり

～未来を拓く 陰陽を結ぶ新たな中核交流拠点都市～

2004年3月（策定）

大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会

2013年3月（変更）

雲南市

2019年3月（変更）

雲南市



大東町
加茂町
本沢町
三刀屋町
吉田町
合併協議会